

# 総務常任委員会次第

令和3年12月14日（火）午前10時  
於 大会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

### (1) 総務局、消防局関係

#### ① 付託された議案の審査 議案（1件）

議案第102号 令和3年度明石市一般会計補正予算（第7号）〔分割付託分〕  
…………… 松永 財務室長兼財務担当課長

※ 資料参照 …………… 川井 契約担当課長

#### ② 報告事項（3件）

ア 令和2年度明石市一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告のこと  
…………… 松永 財務室長兼財務担当課長

イ （仮称）明石市行政DX推進方針（案）について

※ 資料参照 …………… 薮 ICT推進担当課長

ウ 本年度の人事院勧告を踏まえた本市の対応について

※ 資料参照 …………… 小中 給与・厚生担当課長

#### ③ その他

-----（理事者入れ替え）-----

(2) 政策局、会計室、監査委員、選挙管理委員会関係

① 付託された議案・請願の審査

ア 議案（3件）

議案第102号 令和3年度明石市一般会計補正予算（第7号）〔分割付託分〕  
 …………… 藤原 政策局次長（計画担当）兼SDGs推進室課長

議案第107号 明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する  
 条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 宇野 市民相談室調整担当課長

議員提出議案第4号 明石市工場立地法地域準則条例制定のこと

…………… 三好 議員

イ 請願（2件）

〔新規〕

3.11.29 第3号	明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例制定を求める請願	家根谷 敦子 竹内 きよ子 辻本 達也 宮坂 祐太 丸谷 聡子	明石市相生町2丁目 明石市障害当事者等団体連絡協議会 会長 四方 成之 ほか9団体
----------------	--------------------------------------	---	--

〔新規〕

3.11.29 第5号	SDGs未来都市明石市として工場緑地のあり方検討会の結論に基づく工場緑地面積率にかかる条例制定を求める請願	辻本 達也 丸谷 聡子	明石市桜町 地球love明石 代表 清 一葉
----------------	---	----------------	------------------------------

② 報告事項（8件）

ア 離婚前後におけるこども養育支援策の総合的検証について

※ 資料参照 …………… 能登 市民相談室長

イ 明石市教育大綱の改定について

※ 資料参照 …………… 箕作 政策局次長（企画調整担当）

ウ ジェンダー平等プロジェクトの取組状況について

※ 資料参照 …………… 箕作 政策局次長（企画調整担当）

エ 工場緑地のあり方検討会の検討状況について

※ 資料参照 …………… 東谷 SDGs推進室課長

- オ あかしインクルーシブ条例の検討状況について  
※ 資料参照 …………… 西山 S D G s 推進室課長
- カ L G B T Q + / S O G I E 施策の取組状況について  
※ 資料参照 …………… 中島 S D G s 推進室課長
- キ 明石市立地適正化計画の策定に向けた取組について  
※ 資料参照 …………… 辻 プロジェクト推進室課長
- ク J T 跡地北側土地の取得等について  
※ 資料参照 …………… 種本 プロジェクト推進室課長

③ その他

### 3 閉会中の所管事務調査事項

- (1) 市政の総合企画及び総合調整について
- (2) 広報、広聴及び観光について
- (3) 天文科学館について
- (4) 危機管理、市民の安全及び消防について
- (5) 情報管理、統計及び工事の検査について
- (6) 職員の人事管理について
- (7) 財政、契約、財産の管理及び市税について

### 4 閉 会

以上

## 議案第102号関連資料

### 電子入札システムの更新及び保守管理について

#### 1 目的・趣旨

本市では、平成19年度から、共用電子入札システム(以下「現システム」という。)を導入し、工事等の入札事務の効率化を図ってまいりました。

導入当時、本市は談合排除等の入札制度改革に取り組んでおり、セキュリティが高く多様な審査機能を有していたことから現システムの採用に至りましたが、定期的なシステム更改や共用自治体の減少による管理費の増加など費用面での課題が次第に大きくなっていったところ、加えて、今後は、システムアプリケーションソフト(インターネット Explorer 11)のサポート終了に伴う改修に多額の費用が必要となることを見込まれます。

現在の、各自治体の電子入札システムの開発・導入状況につきましては、IT分野の発展や電子入札システムの導入自治体の増加に伴い、現システムよりも費用負担の少ない多様なシステムが開発されています。

つきましては、現システムの今後の改修は行わず費用負担を最小限に抑え、本市の入札制度に適し、最新のセキュリティと更なる利便性を備えた新たな電子入札システム(以下「新システム」という。)の導入を進めてまいりたいと考えております。

(参考)

○現システムの共用団体数

H19 9団体 ⇒ H21 12団体 ⇒ R3 6団体

#### 2 新システム導入による効果

##### (1) 費用削減効果

現システムの共用想定期間 R3～R9の7年間で比較した結果

**総計 約119,000千円削減 (年間 約17,000千円の削減)**

現システム維持に要する費用約276,000千円

①システム定期改修ほか費用…92,000千円

②保守管理費ほか 本市負担金…184,000千円  
(年間約26,000千円)

**新システム導入・保守管理に要する費用 約157,000千円**

(今回補正は上記のうち97,000千円)

①新システム導入費用…60,000千円(2年間)

②保守管理等費用…47,000千円(5年間)  
年間約9,400千円

③新システム導入までの現システム維持費  
…50,000千円(R3.R4)

##### (2) 利便性の向上による効果

○入札審査資料の一括データ送付やアップロードなど送付方法の多様化により、入札者及び市の事務効率が向上

○入札の事前審査及び即時の再度入札の実施により、不調件数が減少し、入札者及び市の事務負担も軽減

○システムに関するヘルプデスク(カスタマーセンター)の常設が可能

### 3 スケジュール

	R3 年度		R4 年度			R5 年度	
現システム利用	→ 6月						
新システム プロポーザル実施・開発	1~2月	← 3月					
新システム説明会・利用開始					2月 →	4月 →	

なお、現システムのシステムアプリケーションソフト（IE11）のサポートが終了する令和 4 年 6 月にて現システムによる入札を停止し、令和 5 年度から新システムに切り替えができるように最短で進めてまいります。システムの切り替えの間は一時的に郵便方式による入札となりますが、丁寧にアナウンスし入札者の負担軽減につながるよう努めてまいります。

総務常任委員会資料
2021年(令和3年)12月14日
総務管理室ICT推進担当

## (仮称)明石市行政DX推進方針(案)について

(仮称)明石市行政DX推進方針について、本年度中の策定に向けて取り組みを進めていますので、現在の検討状況を報告します。

### 1 背景

#### (1) 国の動向

国民の利便性向上と自治体業務の効率化のため、自治体DX推進計画(2020年12月25日総務省)が定められ、行政手続きのオンライン化、基幹情報システムの標準化など、自治体のデジタルトランスフォーメーション(DX)を進めることが計画に示されています。

また、本年5月12日にはデジタル改革関連法案が成立し、自治体システム標準化法などが9月1日から施行されました。

それらを受け、各自治体において市民本位のデジタル化を進めていくため、DX推進の方針と体制を定めることが求められています。

#### (2) 国の自治体DX推進計画の重点取り組み事項(6項目)

- 自治体の情報システムの標準化並びに行政手続きの全国共通化
  - ・ 住民基本台帳や税など、基幹系20業務のシステムを国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行(目標時期2025年度)し、手続きを共通化する。
- 行政手続きのオンライン化
  - ・ 2022年度末を目指し、まずは子育て・介護などの手続きについてマイナンバーカードを用いたオンライン手続きを可能にする。
- マイナンバーカードの普及促進
- AI・RPAの利用推進
- テレワークの推進
- セキュリティ対策の徹底

### 2 本市におけるDX推進方針について

(仮称)明石市行政DX推進方針(案) . . . 別紙参照

#### (1) 推進の視点

##### ① 市民視点の行政サービスの実現

市民の多様なニーズに寄り添う行政サービスの充実を図る。デジタル化の取り組みを進める際には、アウトリーチを含めて誰一人取り残さない仕組みを考える。

##### ② デジタル化基盤の確立

社会全体のデジタル化の進展や国の自治体DX推進計画に対応できるよう、行政のデジタル化を支える基盤を確立する。

### ③ デジタル技術の活用による行政運営の効率化

デジタル技術の活用による効率化・省力化を進め、それにより生み出される人的資源を市民サービスのさらなる向上につなげる。

#### (2) 主な取り組み

- ・行政手続きのオンライン化促進
- ・情報システムの標準化、共通化
- ・文書の電子化、電子決裁の導入
- ・RPA、AI-OCRなどの活用

### 3 推進体制

DX推進本部	本部長・副本部長（両副市長） 本部員（政策局長、総務局長、総務管理室長）
専門部会（プロジェクトチーム）	部会員（関係室長・課長等）
ワーキンググループ	メンバー（関係課の課長・係長等）

(案)

(仮称) 明石市行政DX推進方針

---

2021年度(令和3年度)



# はじめに

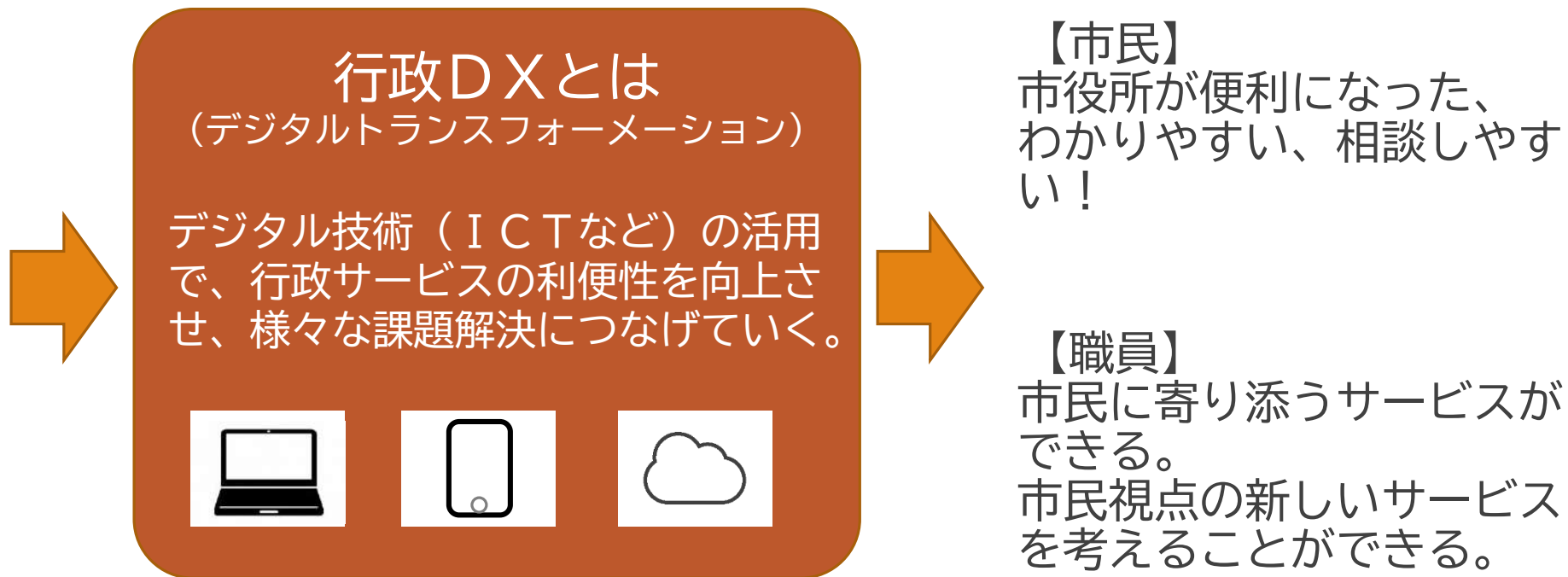
## 明石市の目指す行政DX（デジタルトランスフォーメーション）とは

- デジタル技術の活用で、行政サービスをより便利により早く市民に提供する。
- 業務の効率化を図り、人的資源を市民に寄り添った仕事にシフトする。

(例)

【市民】  
サービスは早く受けたいけれど、市役所の手続きが面倒・・・

【職員】  
デスクワークに忙殺されて市民と向き合う仕事ができない・・・



# 背景と目的

## デジタル化の進展

市民サービスを  
より便利に より早く

社会全体の急速なデジタル化の進展を踏まえ、情報通信技術（ICT）を活用して、市民に身近な場所でサービスや手続きを提供

ウィズコロナ社会に対応し、支援を必要とする人に、より早く必要なサービスを提供

## SDGsの推進

行政運営を効率化

SDGsの理念を反映した効率的・効果的な行政運営を実現するため、新しいデジタル技術を活用

新庁舎の整備を見据え、すべての人にやさしいスリムでスマートな行政運営体制を目指す。

## 国の動向

自治体DX推進計画

- ① 自治体DX推進計画の策定（2020年12月25日 総務省）
- ② デジタル改革関連法の施行、デジタル庁の創設（2021年9月）  
⇒ 自治体DX標準手順書に記載の行政手続きのオンライン化、システムの標準化について進めていく必要がある。

今まさにDXによる課題解決と新たな取り組みを進めるタイミング

# 推進の視点

## 市民視点の行政サービスの 実現

市民の多様なニーズに寄り添う行政サービスの充実を図る。デジタル化の取り組みを進める際には、アウトリーチを含めて誰一人取り残さない仕組みを考える。

## デジタル化基盤の確立

社会全体のデジタル化の進展や国の自治体DX推進計画に対応できるよう、行政のデジタル化を支える基盤を確立する。

## デジタル技術の活用による 行政運営の効率化

デジタル技術の活用による効率化・省力化を進め、それにより生み出される人的資源を市民サービスのさらなる向上につなげる。

# 主な取り組み

## 市民視点に立った 行政サービスの実現

(例)

忙しい子育て層がスマートフォンからいつでも行政手続きができるなど、市民の生活にあった便利なサービスを提供する。

行政手続きの  
オンライン化  
促進

文書の電子化・  
電子決裁の導入

## デジタル技術の活用 による行政運営の効率化

(例)

- ・紙ベースの業務を見直し、デジタルデータに置き換えて効率化を図る。
- ・新しい技術や機器などの活用により、事務の効率化、省力化を図る。

## デジタル化基盤の確立

(例)

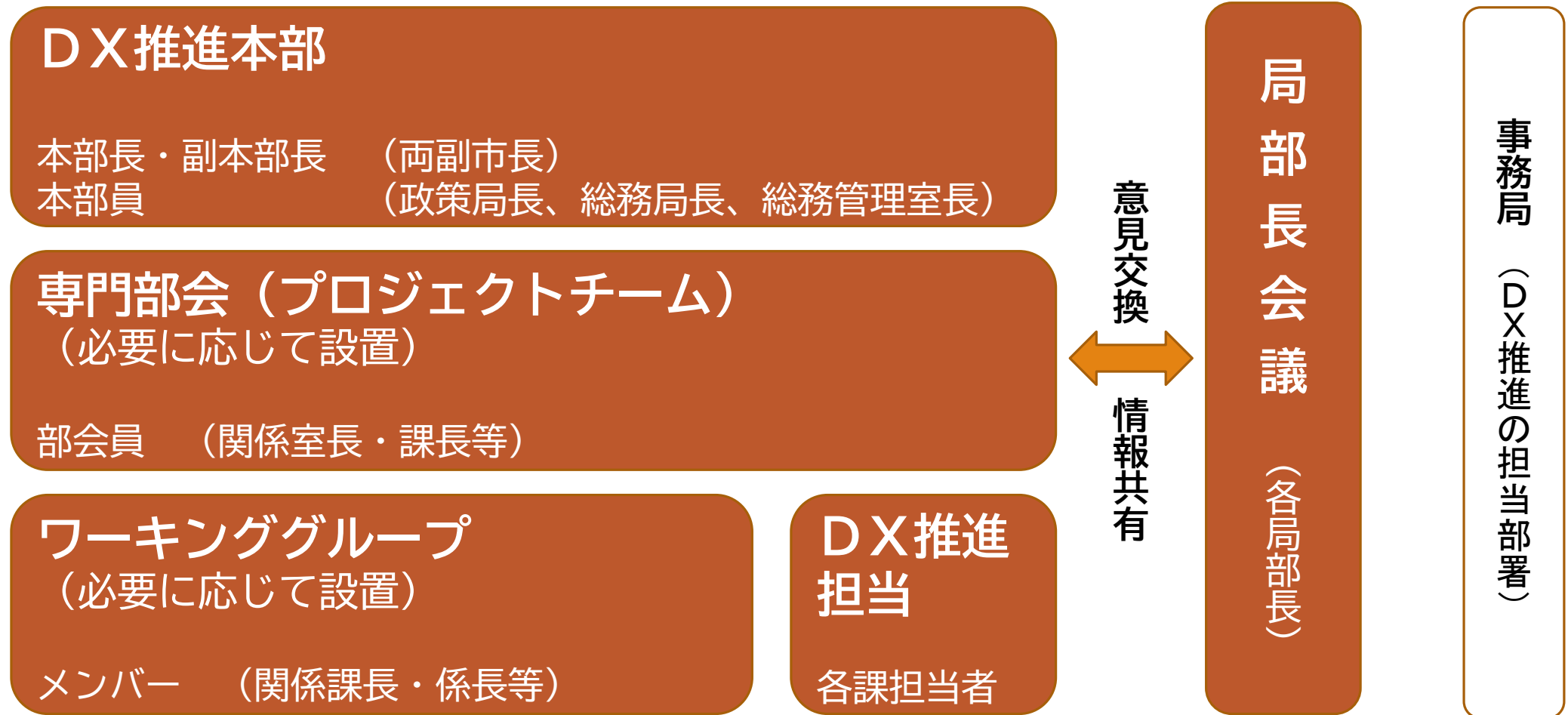
業務システムや事務の流れを全国共通の仕様（標準仕様）に移行するなど、自治体間で横断的にデータ連携し、迅速なサービスにつなげる基盤を作る。

民間のデジタル  
サービスの活用

RPA・  
AI-OCR  
などの活用

情報システムの  
標準化・共通化

# DX推進の体制



さらに、職員研修の充実などにより、組織全体を体制面で底上げ

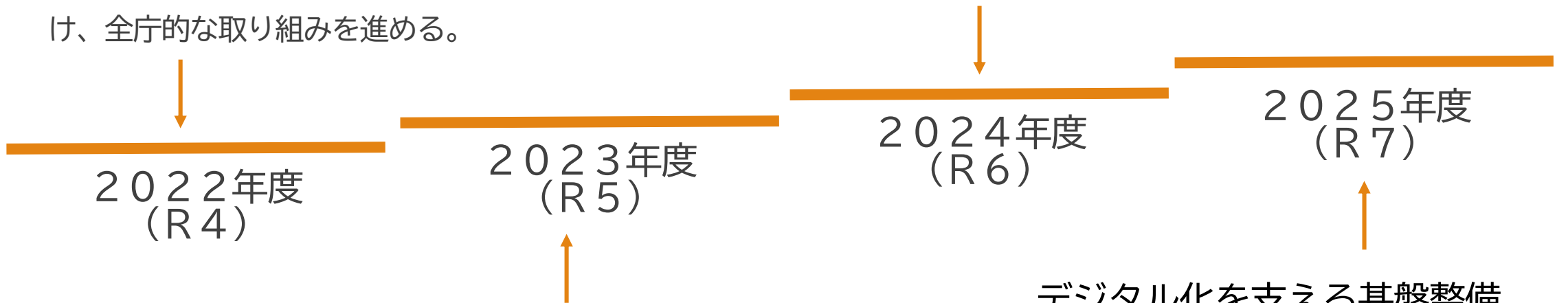
# D X推進の今後の進め方

## 行政事務のデジタル化の促進

文書の電子化・電子決裁の導入など、事務の効率化・ペーパーレス化に向け、全庁的な取り組みを進める。

## 情報システムの標準化に向けて

2025年度の目標期限に向け、住民基本台帳や税などの基幹業務システムの標準化への対応を進める。



2022年度  
(R4)

2023年度  
(R5)

2024年度  
(R6)

2025年度  
(R7)

## 行政手続きのオンライン化の充実

電子申請を拡充し、市役所に行かなくてもスマートフォンなどで申請ができる手続きを増やす。

## デジタル化を支える基盤整備

新庁舎整備や情報システムの標準化に向け、セキュリティの確保と機能的で使いやすい情報基盤の確立を目指す。

# 用語解説

用語	解説
DX (デジタルトランスフォーメーション)	デジタル技術やデータの利活用、またそれに伴う組織や制度の変革が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。 「Trans」が「横断する」の意味を持つことから、視覚的に「X」と略されるようになった。
ICT	インターネットなどの通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
AI-OCR	書類や帳票に手書きで記載された文字をAIが読み取り、データ化する技術のこと。
RPA	コンピュータ上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術のこと。

(参 考)

## 自治体DX推進計画概要



令和2年12月25日

自治行政局  
地域力創造グループ  
地域情報政策室



## 自治体DX推進計画の意義・目的

### 自治体におけるDX推進の意義

※DX(デジタル・トランスフォーメーション)：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

- 政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。  
このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要である。
- 自治体においては、まずは、
  - ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる とともに、
  - ・デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められる。
- さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることが期待される。

※EBPM：Evidence-Based Policy Makingの略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと

### 自治体DX推進計画策定の目的

- 政府において決定された「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。
- このため、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていく。

## 自治体DX推進計画の対象期間等・自治体の取組内容

### 自治体DX推進計画の対象期間等

- 2021年1月から2026年3月までを本計画の対象期間とする。
- 本計画は、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討、デジタル庁の設置など国の動向を反映させるよう適宜見直しを行うとともに、自治体の取組状況に応じたPDCAサイクルにより、進捗管理を行う。  
※ 「デジタル・ガバメント実行計画」において、「各施策の取組状況やデジタル庁の設置を踏まえ、その在り方を含めて見直しを検討するとともに、必要に応じて随時、改定等を行う」こととされている。
- 総務省は、国の施策展開を踏まえつつ、業務改革(BPR)を含めた標準化等の進め方について、「(仮称)自治体DX推進手順書」として、21年夏を目途に提示する。

### 推進体制の構築

- 組織体制の整備 ○デジタル人材の確保・育成 ○計画的な取組み ○都道府県による市区町村支援

### 重点取組事項

- 自治体の情報システムの標準化・共通化 ○マイナンバーカードの普及促進 ○行政手続のオンライン化
- AI・RPAの利用推進 ○テレワークの推進 ○セキュリティ対策の徹底

## 自治体におけるDX推進体制の構築

---

DX推進のため、以下により、推進体制を構築

### ○組織体制の整備

首長、CIO、CIO補佐官等を含めた**全庁的なマネジメント体制の構築**

### ○デジタル人材の確保・育成

全庁的なDX推進体制構築にあたり、**外部人材の活用・職員の育成を推進**

【国の支援策等】総務省・内閣官房(デジタル庁)・都道府県の連携による外部人材確保の仕組みの構築、  
総務省・内閣官房(デジタル庁)の連携による「共創プラットフォーム」の創設・自治体職員への研修等の実施、  
新たに、市町村が外部人材を雇用する場合の経費について特別交付税措置(措置率0.5)

### ○計画的な取組み

重点取組事項に係る目標時期や国の動向(標準仕様策定等)を踏まえ、工程表の策定等による計画的な取組み

【国の支援策等】2021年夏を目途に、総務省が自治体DX推進手順書を策定

### ○都道府県による市区町村支援

**市区町村**における**個別の施策の着実な推進、デジタル技術の共同導入、人材確保**について支援

## 重点取組事項①

重点取組事項	国の主な支援策等
<p><b>① 自治体の情報システムの標準化・共通化</b>            目標時期を<b>2025年度</b>とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、<b>基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の主要な17業務を処理する<b>システムの標準仕様</b>を、デジタル庁が策定する基本方針の下、関係府省において作成【関係府省】</li> <li>・自治体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための<b>法律案を2021年通常国会に提出</b>【総務省・内閣官房】</li> <li>・国において「(仮称)Gov-Cloud」を構築【内閣官房】</li> <li>・2020年度第3次<b>補正予算</b>において、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた<b>自治体の取組みを支援（国費10/10 1508.6億円 2025年度まで）</b>【総務省】</li> </ul>
<p><b>② マイナンバーカードの普及促進</b>            2022年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、<b>申請を促進するとともに交付体制を充実</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード交付事務費補助金により、人件費の増や窓口の増設などに要する経費について支援【総務省】</li> <li>・2020年度第3次<b>補正予算</b>において、<b>出張申請受付等による申請促進や臨時交付窓口等の交付体制のさらなる充実</b>に対する支援を実施(783.3億円)【総務省】</li> </ul>
<p><b>③ 自治体の行政手続のオンライン化</b>  <b>2022年度末</b>を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される<b>手続(31手続)</b>について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に            (※子育て(15手続)、介護(11手続)、被災者支援(罹災証明書)、自動車保有(4手続)の計31手続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>マイナポータルに自治体との接続機能等を実装</b>【内閣府】</li> <li>・<b>マイナポータルのUI・UX改善</b>【内閣府】</li> <li>・2020年度第3次<b>補正予算</b>において、子育て、介護等の手続について、マイナポータルと<b>自治体の基幹システムとの接続を支援（国費1/2 249.9億円 2022年度まで）</b>【総務省】</li> </ul>
<p><b>④ 自治体のAI・RPAの利用推進</b>            ①、③による業務見直し等を契機に、<b>AI・RPA導入ガイドブック</b>を参考に、<b>AIやRPAを導入・活用を推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AI・RPA導入ガイドブックの策定【総務省】</li> <li>・AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築(自治体スマートプロジェクト事業)【総務省】</li> <li>・[再掲]デジタル人材の確保・育成【総務省・内閣官房】</li> </ul>

## 重点取組事項②

重点取組事項	国の主な支援策等
<p><b>⑤ テレワークの推進</b>  <b>テレワーク導入事例</b>や<b>セキュリティポリシーガイドライン</b>等を参考に、<b>テレワークの導入・活用を推進</b>            ①、③による業務見直し等に合わせ、対象業務を拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク導入円滑化のためのセキュリティポリシーガイドラインの改定【総務省】</li> <li>・LGWAN-ASPによるテレワーク環境の提供【総務省】</li> <li>・テレワーク導入事例等の提供【総務省】</li> </ul>
<p><b>⑥ セキュリティ対策の徹底</b>            改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、<b>適切にセキュリティポリシーの見直し</b>を行い、セキュリティ対策を徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年にセキュリティポリシーガイドラインの改定【総務省】</li> <li>・自治体の標準化・共通化を踏まえ、「三層の対策」の抜本の見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方の検討【総務省】</li> <li>・2020年度第3次補正予算において、次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行を支援(国費1/2 29.3億円 2022年度まで)【総務省】</li> </ul>

### 【自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項】

取組事項	国の主な支援策等
<p><b>① 地域社会のデジタル化</b>  <b>デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」2000億円を計上(2021・2022年度 うち、道府県分 800億円程度、市町村分 1,200億円程度)【総務省】</li> </ul>
<p><b>② デジタルデバйд対策</b>  <b>「デジタル活用支援員」の周知・連携</b>、NPOや地域おこし協力隊等地域の幅広い関係者と連携した<b>地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯ショップ等が主体となる「デジタル活用支援員」によって、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法等に関する助言・相談等を実施【総務省】</li> <li>・[再掲] デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」2000億円を計上(2021・2022年度 うち、道府県分 800億円程度、市町村分 1,200億円程度)【総務省】</li> </ul>

※予算に関わるものは当該予算の成立が前提

※所管については現時点での所管省庁を記載

## 「デジタル・ガバメント実行計画」等において示された方針及びKPI

重点取組事項	「デジタル・ガバメント実行計画」等において示された方針及びKPI
<p>① <b>自治体の情報システムの標準化・共通化</b> 【内閣官房、総務省、関係省庁】</p>	<p>目標時期を2025年度(令和7年度)とし、それに向け地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。</p> <p>&lt;KPI&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象業務に対して、実際に標準仕様が作成された業務の割合</li> <li>・標準仕様が作成された業務における当該標準仕様が利用された情報システムを利用する地方公共団体の割合</li> <li>・地方公共団体の情報システムの運用経費等(2026年度(令和8年度)に2018年度(平成30年度)比で少なくとも3割削減。更なる削減目標の上積みを目指す)</li> </ul>
<p>② <b>マイナンバーカードの普及促進</b> 【内閣官房、総務省、内閣府、関係省庁】</p>	<p>令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの普及の加速化等を強力に推進する。</p>
<p>③ <b>自治体の行政手続のオンライン化</b> 【内閣官房、総務省、内閣府、関係省庁】</p>	<p>デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度(令和4年度)末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。</p> <p>&lt;KPI&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として全ての市町村で行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備</li> <li>・処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続のオンライン利用率</li> <li>・住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続のマイナポータル利用の人口カバー率</li> </ul>
<p>④ <b>自治体のAI・RPAの利用推進</b> 【総務省】</p>	<p>AIやRPAなどのデジタル技術を活用した業務プロセスの標準モデルを構築するとともに、先進事例について、横展開を推進する。</p> <p>&lt;KPI&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・AI、RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数</li> </ul>

※「デジタル・ガバメント実行計画」等：「デジタル・ガバメント実行計画」及び「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」

※所管については現時点での所管省庁を記載

総務常任委員会資料
2021年(令和3年)12月14日
総務局職員室給与担当

## 本年度の人事院勧告を踏まえた本市の対応について

本年度の人事院勧告を踏まえた本市の対応について報告します。

### 1 給与に関すること

#### (1) 人事院勧告の内容

期末勤勉手当の支給月数について、一般職の場合、年間△0.15月、再任用職員の場合、年間△0.1月の引下げ勧告がありました。なお、月例給与（給料月額）の改定はありません。

#### (2) 国の取扱いについて

市の給与改定の前提となる、国家公務員給与法の改正については、国の新型コロナウイルス感染症に係る経済対策全体との関係などから、例年11月中に行われる同法の改正が見送られ、現行の支給月数により12月の期末勤勉手当を支給することになりました。

また、国は、11月24日の閣議において、令和3年度の引下げに相当する額は令和4年6月のボーナスから減額することとなりました。

#### (3) 本市の対応

地方公務員の給与改定については、国から国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請があることから、国に準じ、以下のとおり取り扱うこととなります。

##### ① 12月の期末勤勉手当について

条例改正を行わず、現行の条例及び規則等に基づく支給月数となります。

(一般職 2.225月、特別職 2.2月)

##### ② 来年度の期末勤勉手当について

令和3年度の期末勤勉手当の引下げに相当する額については、国に準じ、令和4年6月の期末勤勉手当から減額する予定です。

なお、引下げの額や対象となる職員の範囲等については、詳細が分かり次第、令和4年第1回定例会3月議会以降、順次、条例改正等の必要な対応を行う予定です。

※ 市議会議員の期末手当については、「明石市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の規定に基づき、特別職の改定にあわせた取り扱いとなります。

### 2 人事管理（休暇）に関すること

国においては、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を図るため、不妊治療のための有給休暇の新設、育児休業の取得回数制限の緩和等の法改正を予定しており、本市においても、令和4年第1回定例会3月議会以降、順次、条例改正等の必要な対応を行う予定です。

総務常任委員会資料
2021年(令和3年)12月14日
政策局市民相談室

## 議案第107号関連資料

### 明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例制定のこと

#### 1 制定の目的

本市がこれまで「誰一人取り残さない やさしいまち」を掲げて推進してきたインクルーシブなまちづくりを踏まえて、優生上の理由により強制的に不妊・中絶手術を受けた、旧優生保護法の被害者である市民に寄り添い、差別を許さないまちづくりをさらに推進するために、新たに「明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例」を制定しようとするものです。

#### 2 条例の要旨

- ・優生思想を許さないまちづくりを推進する。
- ・被害者等に寄り添った相談支援、情報提供、調査への協力等を行う。
- ・支援金の対象は、不妊手術・中絶手術を受けた本人とその配偶者である明石市民とする。ただし令和3年7月1日から条例施行日まで引き続き市民である者に限る。
- ・支援金の金額は1人300万円とする。
- ・支援金の支給に当たっては、外部委員（有識者、当事者、弁護士等）による審査を実施し、適正な支給に努める。

#### 3 検討の経過

条例の検討にあたっては、障害のある当事者や学識経験者等をアドバイザーに委嘱して意見交換等を実施し、論点整理を行った上で条例素案を作成しました。その後、パブリックコメントを実施し、市民等の声をしっかりと聞きながら条例案を取りまとめ9月議会にて提案。9月29日の本会議において条例案が否決されたことを受け、委員会審議等での意見を踏まえ、修正条例案を取りまとめました。

#### 4 施行期日

公布の日

#### 5 修正事項

- (1) 第2条第2号で定める旧優生保護法被害者等の定義について、「次のいずれかに該当する者及びこれらに準ずる者をいう。」から「及びこれらに準ずる者」を削除する。
- (2) 附則第1項に定める施行期日について、「令和3年10月1日」を「公布の日」に改める。
- (3) 附則第2項に定める経過措置について、削除する。



## 6 その他

9月議会でご意見のあったパブリックコメント、検討会について下記のとおり実施しました。

### (1) パブリックコメント

実施期間：2021年10月20日（水）～11月18日（木）

意見総数：280通（賛成 267、反対 7、その他 6）

うち明石市民184通（賛成 173、反対 7、その他 4）

市民の主な意見：別紙1

### (2) 検討会

実施日時：2021年11月15日（月）14時～15時

主な意見：別紙2

出席者

役 職	氏 名
明石市医師会 会長	橋本 彰則
明石商工会議所 専務理事	山本 直樹
明石市社会福祉協議会 参事兼地域福祉推進室長	吉川 義明
明石市介護サービス事業者連絡会 会長	小松 達也
明石市立市民病院 理事兼副院長兼看護部長	清水 直美
明石医療センター 事務部長	澤崎 隆志
大久保病院 看護部長	矢野尾 ひとみ
明石市連合まちづくり協議会 会長	藤本 庸文
兵庫県立大学地域ケア開発研究所 所長	増野 園恵
明石市歯科医師会 副会長	栗岡 一人
明石市商店街連合会 会長	安原 宏樹
明石飲食業組合 組合長	宮内 正次
明石市障害当事者等団体連絡協議会 会長	四方 成之
明石障がい者地域生活ケアネットワーク 副理事長	飯塚 由美子
明石市高年クラブ連合会 会長	河村 春喜
弁護士（明石市行政オンブズマン）	工藤 涼二

「明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例（案）」に対する  
パブリックコメント（結果）

- (1) 実施期間 2021年10月20日（水）～11月18日（木）  
 (2) 意見総数 280通（賛成 267、反対 7、その他 6）  
 (3) 市民意見 184通（賛成 173、反対 7、その他 4）

(4) 市民の意見内容

【賛成意見】

「誰一人取り残さないやさしいまち」を掲げてインクルーシブなまちづくりを明石市は掲げており、市役所の人達の一生懸命取り組む姿勢を強く感じます。旧優生保護法により、強制的に中絶・不妊手術をされ、今なおその被害に苦しみ続けている市民を援助する事は市の責務だと思いますし市民としてもなんとか手助けをしていきたい。市民の悲しみに寄り添い、差別を許さないまちづくりを実現していくためにも明石市が先頭に立ち、市民も議員も一緒に考え取り組む雰囲気を作るべきだと思います。当事者の声をしっかり聴いて支えていく明石市であり明石の街であって欲しい。一人ひとりが大切にされる世の中になるように今出来る事を立場の垣根を捨て取り組んでいくべきだと思います。明石市市民としても微力ながらも声を上げていきたい。

明石の取り組みに賛同しています。

「だれ一人取り残さない」まちづくりの姿勢として、この問題に取り組む必要があると思います。違いを受け入れることは、障害あるなしに関わらず、誰しにも関わってくる事だと思います。SDGs未来安心都市 明石として、すべての人が安心を感じられるインクルーシブなまちづくりの実現のために、条例に賛成します。

旧優生保護法被害者等支援条例の制定に賛成します。間違った法律に基づいて、個人の尊厳や人権が踏みにじられた。そしてその背景には障害を理由とした差別がある。国は間違いを認め、償うべきです。この旧優生保護法の問題に明石市がどういう答えを出すかで、これまで、そしてこれからの明石市のまちづくりの真価が問われるのではと思います。条例を制定して支援の枠組みを整えるのはもとより、条例に掲げた理念を市民一人ひとりに、この社会全体に浸透させ、共有していくことを目指してもらえたらと思います。

明石市民の被害者を市が救済するのは当然である。そのための税金と言える。また、本人が自覚するかどうかは別で、その責任は国民一人一人にある。

この条例に賛成です。この条例が議会で否決されたことを不満に思います。早期の成立を望みます。

条例に賛成します。旧優生保護法の被害者等の皆さんの苦しみや悲しみ、憤りは計り知れないと思います。この癒えることのない苦しみや悲しみに市が寄り添うのは当然だと思います。また、旧優生保護法の影響は残念ながら今なお根深く日本の社会に残っています。今後二度とこのような悲劇が起こらないように条例を制定し市民啓発に努めて頂きたいと切に願います。

条例に賛成です。旧優生保護法によって一度しかない人生を踏みにじられた方々の心に寄り添うことは市（私たち市民）としてしなければならない事だと思います。そして蔓延る優生思想に打ち勝つ教育や広報の実践をお願いします。

本条例について、賛成いたします。一日も早く条例制定がかなうように、12月市議会に対して明石市障害者等団体連絡協議会から請願書を提出いたします。

一日も早い制定を強く希望します。

少し普通の人と違うだけで強制的に人間としての権利を奪われるのは許されません。条例に賛成します。

明石市市民の一人として、率直に思うことは「なぜ否決となったのか」ということ。全国的にもニュースで取り上げられまさかこの結果になるとは思ってなかったのでびっくりしました。これまでの明石市の未来を見て、誰も取り残さない街にするよ、とのメッセージが日本中に伝わってきたこのタイミングで、真逆の結果になったことが残念でした。こどものことにせよ、弱者に寄り添うことにせよ、市民ひとりのひとりにどう向き合っているのか、いつ自分が弱者になるか分からない中、明石市に住んでる以上は安心だと思えてきていました。今回の件は、お金の支給が市民税の無駄遣いとは思わないしそれ以上に「苦勞をかけたね、これからはみんなで頑張って毎日を気持ちよく生きて行こうね」ということを伝えてもらいたかったです。

個人で出来ないからこそ行政がやってくれる・議員さんが代弁してくれると思っていたので、これからはその姿勢が伝わる議員さんを見極めて選挙に参加しないといけないかと、改めて自分自身の責任に思えました。

旧優生保護法は、障害のある人に対し、「不良な子孫の出生を防止する」とした法律であり、到底許されない内容である。国がその誤りを認めて被害者へ一時金を支給すとしたことは当然である。しかし、中絶手術を強いられた人、またその配偶者は対象外であるなど問題もあります。明石市が、その弱点を補おうとすることは大変良いことだと思います。古くは「老人医療費無料化」、最近では「子どもの医療費無料化」、「中学校まで学校給食実施」など、国にすすんで実施してきた施策があります。ぜひ、この「支援」条例を成立させてください。全市会議員にもその旨伝えて下さい。

障害者権利条約が示す障害のある人の人権思想に基づいて、優生保護法が犯した罪を明らかにし、その誤りを正すことが必要だと思います。本来国が補償すべき被害

であるが、明石市が全国の自治体に先がけて実施しようとする事に市民として嬉しく思います。条例案の内容も、とてもいいと思います。明石市から全国に広がっていく事を切に願っています。誰一人とりのこさないという明石市の理念がこの条例でより具体的に示されていく事と思います。明石市に暮らしてよかったと市民の一人として幸せに感じています。

障害者の保護者としてこの条例が可決されることに賛成します。

条例に賛同します。否決か可決かで終わらず、今もまだまだ残る様々な差別、偏見の改善へ向けて、議論を深める機会になればと思います。

旧優生保護法の名の下に行われたことは、“法”の名によって行われた迫害だと思っています。被害を受けた方々は、いくらお金をもらっても、取り戻せないものを失ってしまわれました。その反省に基づいて、二度とこのようなことが起こらないようにしなければいけないと思います。

やさしいまちづくりを目指している明石市なら可決をしてください。障害のある方への配慮を望みます。裁判の判決は違憲と認められています。一刻も早い解決を期待しています

前回はパブリックコメント送りました。どうして先送りになったのか疑問です。審議内容は優生保護法によって人生が変わってしまった人への補償についてだと思います。自分たちがその立場だったらという想像力が大切だと思います。家族を持つ、明石は子育て支援に力をいれています。過去でも排除の事実があったのだから当事者の方への寄り添いが必要だと思います。金銭もですが、権利補償にも合わせて目を向けて欲しいです。それが条例成立の意義にもなると思います。

旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例について、すみやかに、この条例を制定することをお願いします。過去の歴史的な過ちは正すべきです。

「旧優生保護法被害者等支援条例」はぜひ実施すべきと思います。障害を理由に子どもを産み育てる権利を奪われたくやしさを思うとき国の謝罪と320万円の一時金は不足していると思います。被害者の方々の起こされている裁判を注目しています。

前回のパブリックコメント募集に意見を提出したので、今回提出していいのかどうか迷いましたが、条例案が議会で否決されたこと残念ですと伝えたくて書いています。裁判の結果が確定していないのに市民の税金を使って支援することが条例制定反対の理由にあったと思いますが、腑に落ちません。市民として、明石市が条例で支援することに賛成です。条例案についての意見は、前回の通りです。手術をさせた家族の方も苦しんでおられると思います。個人が責められるものではなく、そういう社会にした政策があったということ、共生の社会をめざして等市民への情報提供もしっかりとお願いいたします。(第8条)

兵庫県は不幸な子どもの生まれない運動を行うなど、全国でも障害者を虐げてきた悪しき県である。今回全国で多くの裁判等が行われているが、すぎたことと言わんばかりの判決が出ているように感じている。兵庫県でもまた同じと思っています。その中で、障害者(被害者)の立場にたち、その否を認め、それに少しでも見合う補償を行おうとする明石市長の行動に対して強く賛同するとともに、それを否定する市議の方の心の無さを悲しく感じるところです。わが身に置きかえ、こどもがつかれない体にされ、その苦痛を幾年にもわたり背負われたことを想像すれば、少しでもその過ちを形にして返すことは当然のことと感じます。わが市が全国に先駆け、優生保護法の非を伝え、被害にあわれた方への保障を行うとともに2度と同じことを繰り返さないと伝える立場に立つことを強く希望いたします。

尊厳回復ではなく基本的な人権を保障 子を産み育てる権利ではなく子を産み育てる楽しみ 支援金の全額を毎月最小限にする 賛成します。

旧優生保護法の被害者等支援条例に基本的には賛成ですが、他にも残留孤児の二世にたいしては国も明石市も支援がないなどがあります。問題の性格はちがいますが、人権上の件で言えば、片方だけというのはおかしいと思う。

条例に賛成いたします。明石市において、優生保護法にのっとっての運動といえますか、差別思想を増長させてきたという歴史を受けとめての条例が制定されることは、明石市に住む市民としてもうれしく思います。子供が「結婚したい」と言ってきたら、まず「子供は作らないように。」又は「不妊」を考えるとというような悲しい事はこれっきりにしてほしいと思います。国が率先してすすめてきた施策だから国の責任ということはたやすいと思います。その施策に「協力」したということは不問にしていいということでもないとも思います…。この条例の中にも、「今後このような施策には協力しない」という気持ちは、「わたしたちは障害者の尊厳を傷つける事態を二度と繰り返さずことのないよう、優生思想と向きあう決意」という一文にこめられていると感じました。

優生思想に基づいた法律による被害を国が十分に救済しない現状に対して、市町村として可能な支援を試みるこのたびの条例案を支持します。議会の理解を得て早急に制定されることを期待しています。

私は旧優生保護法で、子ども産む権利、育てる権利を奪われた障がい者の方に支援をするのは当然のことと思います。判決では、除斥期間の適応で、門前払いになりました。障がい者が、自分のことを他者に話すことさえ難しいのに、まして、生殖に関する微妙な問題を、勇気をもって告発しました。それはとても重いことで、私たち市民は、しっかりと受け止めて、彼らに寄り添うことが必要だと思います。市長が、給付金というかたちで彼らに少しでも早く、(高齢という理由で)給付することは、本当に人道的で、素晴らしいと思います。私は、手話サークルに入って始めて、聞こえないことの問題を知りました。聞こえることが当然の私たちは、聞こ

えないことの言語獲得の困難さ、意思疎通の困難さ、日本語獲得の困難さを知りませんでした。除斥期間を持ち出すのは、障がい者に冷たいとしか言いようがありません。そんな中で、生殖に関することは、最も繊細で、人に言えないことでもあります。私たちは、そこを助けないといけないと思います。

明石市が全国に先駆けて支援条例を作り、まちがった施策により傷ついた方の尊厳と名誉を回復する事で被害者の救済のみならず、人にやさしい街づくりに生かされると思います。是非、条例を通して頂き、誇れる明石市にして頂きたいと思います。

明石市の誰一人取り残さないやさしいまちづくりを進めるため、市が旧優生保護法被害者等を積極的に支援することに強く賛同します。ただ、給付金の額については、一人300万は多いと感じます。市が立て替えて国等に請求するのではなく、市税から給付するならば金額が大きいことは反感の火種になる気がします。一案ですが、財源として「ふるさと納税寄付金（使途は市長にお任せ）」を充てれば、そうした反感を緩和できるのではないのでしょうか。いずれにしても、給付金の額を含めて賛否分かれる内容なので、くれぐれも当事者の方々が攻撃されるなど、分断を起こさないように議会等としっかりと対話をしながら取組を進めていただきたいと思います。応援しています。

旧優生保護法はとてもひどい法律だったと思います。この法律によって苦しめられた被害者に対して、国がそのあやまちを認め、補償することは当然ですが、その一時金というものがあまりに少な過ぎます。本来、国が最大限補償すべきと思いますが、明石市が率先して被害者支援を後押しすることは、意義があると思います。又、最近の障害者に対する事件を見ても、こうした過去の優生思想の誤りを改めて市民に示している明石市の姿勢はとても良いことだと思います。

本来、国家的犯罪として国が厳しく全面補償すべきものを全国自治体に先駆けて明石市の姿勢に敬意を表します。一人一人の人間、命を大切にする基本市政をこれからも貫いてください。明石市の経験を全国的に拡大して、腰の重い選挙のときだけ声高に「命と暮らしを何よりも実現できる与党こそ云々」の勢力に痛打を与え、突き動かしてください。長年、苦しみ続けてこられたご本人とご家族の方々に光を。「条例」をぜひ、早期に成立させてください。

条例案に賛同します。明石市が先進的に優生思想の撤廃を掲げ、少しでも社会が理解促進されるようにお願いします。

条例案に賛成します。被害者の方の苦しみは一生かけても償うことは難しく、300万円でも足りないぐらいです。今の私がいるのは、優生思想にとらわれず理解ある先祖のおかげです。今の明石市を応援しています。

条例を作ることは賛成です。支援金については市民が納得するように検討して下さい。

賛成します。・支援金をもらう人の名前を挙げないこと（事件に巻き込まれる可能性もある）・審査は、本人の意思確認をしてほしい（家族の中でお金目的でやる人がいるかもしれない）・間違った情報（デマ）を流さずに、正しい情報を発信してほしい。デマを流した人は、罰金など厳しくしてほしい。

旧優生保護法によって掛替えのない人生を奪われた被害者の悲しみや苦しみを思えば、国の一時金の320万円は余りにも少な過ぎます。明石市が「支援条例」を定め被害者に寄り添うことは意義あることで、SDGsの「誰一人取り残さない」という精神に合致した施策であり、心から歓迎します。明石市の条例成立が全国の自治体にも波及し、ひいては国の姿勢を改めさせるものになって欲しいと願います。

戦前、聴覚障害者が人間扱いされず、牛馬同然に扱われたことを知りました。（聴覚障害児教育に携わることで知りました。）ナチス・ドイツは、ドイツ民族が最優秀民族として、その血統を守れとホロコーストを行いました。特にその結果、ユダヤ人700万人余を虐殺してしまいました。「旧優生保護法」の思想は上記につながるものと思います。よって条例案に賛成します。

障害者差別は戦争時一番強く現れます。そして戦後も座敷牢に入れたりして人間的な扱いをしてもらえなかったのが、親が周囲から見られることを気にして、結婚した娘の妊娠を喜ばず無理やり手術をしたのはその時の障害者に対する政治、世間の見方でした。「優生保護法」がなければ救われています。子どもが欲しい夫婦にとって、取り返しのつかない出来事です。人権無視の旧優生保護法「被害者支援条例」は、一刻も早く制定してください。

優生保護法を知らなかった自分が恥ずかしいです。明石市が障害者の尊厳を傷つける事態を二度とくり返さない、優生思想を許さないまちづくりを進めるということに安堵します。支援条例をぜひ制定してください。

誰もが平等に生きる権利を奪う法律によって、被害者にとって長い間苦しめられ、お金の問題ではないのです。国がすべきことを、市が率先して実施することは素晴らしいと思います。

旧優生保護法の支援条例を応援しています。

いい条例なので進めてほしいです。本来国が補償すべき被害だが、国を待たずに地方自治体の実施することはたいへん意義のあること。

旧優生保護法により苦しみ続けている方にとって、とても勇気づけられる素晴らしい条例である。ぜひともこの条例を早期に成立してほしい。

人としての尊厳、生命の優劣をきめる考え、制度は未来の若者にもよく有りません。明石から全国に広めましょう。

人としての尊厳を傷つける事態を二度と繰り返すことのないように、明石市だけでなく他の市町村にも広がってほしい。

賛成はしますが、アドバイザーの見直しをしてほしい。例えば、聴覚障害者だけの問題ではないので、身体障害者協会とか精神団体とか当事者、親の会の団体でもいいのでメンバーに入ってほしい。間違った情報を配信するのを辞めて（議員のYouTube）市民が見あった金額の見直しをしてください。支援金を支払うとなったら、市外への入所や入居は反対します

賛成します。何の科学的根拠もない「旧優生保護法」により身体を傷つけられ元にもどらない。とんでもない法律を制定した国、政府の汚点であり、又、賠償の請求期限も決めるとは言語道断である。

市民からお預かりしている大切な税金なので慎重に審議したいという考えも理解できるが、被害者の方の年齢を考えると、早期条例成立が望ましいと思う。

条例を制定することによって、「一番身近にある市が自分たち（被害者）の気持ちを分かってくれた」「今、障害や病気で苦しんでいる人たちも市は遠い存在ではなく味方してくれる存在なんだ」「子供たちも過去の国の過ちを学習し、再び同じ間違いを繰り返さない」「国を待つことなく、市からでも発信することはできるんだ！」と色々なことが良くなると思います。慎重に考えることも大切ですが、スピード感を持って対応していくことも市民の信頼を得ていくと思います。高齢の被害者にこれ以上体力的精神的につらい思いをさせないであげてほしいです。

以前、旧優生保護法により、知らずに不妊手術を受けさせられ、結婚しても子供に恵まれない理由を、数年前に知ったという耳の不自由な高齢のご夫婦の話を知った。中学の時に、当時「特殊学級」という名称で、障害のある生徒を皆とは別棟の廊下の片隅に教室があるのを知った。学生になり、母校に教育実習に行くと、当時と同じ先生が担任で、障害のある生徒を暴力的な言葉で支配しており、扱いに驚いた。なぜ「特殊」なのか。障害の有無にかかわらず、皆が助け合って生きていける世の中になるには、どうすればいいか。障害者を見えない世界に置き、途中から「さあ、仲良くしましょう」では、戸惑うのは目に見えている。初めから障害のある方も、そうでない方も同じ社会で暮らせるように、ソフト、ハード面が整った世の中になるべきと思う。親や家族だけでなく、社会がみんなを育てるという意識が大切である。意見に賛同します。

明石市が取り組んでいる旧優生保護者に寄り添い差別を許さないまちづくりの推進に賛成します。被害者救済へ明石市が条例を制定したら全国的にも大きな影響を与えることになると思います。前回成立しなかったことは非常に残念です。被害者には早急に支援すべきです。一日も早く成立することを願っています。

条例は賛成しますが、内容についてはもう少し話し合っしてほしいです。税金を使っている以上、本当に支援につながる内容なのか、きちんと意味のある条例なのか、と思います。

条例を作ることは賛成です。氏名を公表している被害者は明石市がきちんと守って



ほしいです。高齢で立場が弱いし、悪徳の方にだまされないためにも支給について、もし、金額が大きい場合、一括支給ではなく、分割支給の方がいいと思います。

旧優生保護法被害者支援条例案 私は必須事項であると思います。国、県、支援は不十分です。被害者の方々が心身共にどれだけ苦痛を強いられたか、到底私達にははかり知ることはできません。早急に条例制定が必要だと思えます。手術を受けた方だけでなく配偶者も同様支援対象にすること、切にお願いしたいです。障害があろうがなかろうが人間皆平等です。子供を作ること、育てること、あたりまえの世の中でありたいです。差別のない世の中へ！！

市議会だより254号に明石市と市議会の案件取扱経過が載っています。当初の市の提案が、どの点で議会が反対したのかわかりません。その後の市と議会の対応では議会ルールに基づいて上程を見送ったとなっています。条例案そのものの是非、意見などはわかりません。私は旧優生保護法により、個人の尊厳を損ない、精神的苦痛を受け続けてき、生活に困難などを受けた方が明石市民にいらっしゃり、救済を求めていらっしゃるなら、行政が救いの措置をとることに反対ではありません。

私は、明石市の旧優生保護法被害者等支援条例（案）について、被害者に対する国や県の支援は不十分であること、また被害者の高齢化が進んでおり早期の条例制定が必要だと考えます。「優生思想を許さないまちづくりを推進」については、賛成です。「被害者に対する支援金（300万円）」については、最近国が決定したアスベスト被害者への支援金（1,300万円）に比べて少なすぎると考えます。「優生手術等を受けた人だけでなく、その配偶者も支援対象とする」については、生活を共にし苦しんでいる為賛成です。

以前にも支援法について支持の表明しましたが、否決されたとのことで、再度表明します。市長と議会がぎくしゃくしてる感がありますが、議会は民主的な話し合いのもとに行われるものですが、それでも、この条例は人権侵害という事実があり、その被害においては本人のみならず、配偶者、親子関係など、悲しい、取り返しのつかないことになっています。当時の人権無視の社会があったことを受け止めて、これからの社会にどう引き継いでいくことができるのか、その具体策がこの補償、支援であると思います。あったことをなかったことにできないのです。それを受け止めて、つぎの世代に繋げていくことこそが、今の私たちの世代の仕事だと思えます。こんなひどい人権なかで生きざるを得なかった被害者の方々に寄り添える支援法条例制定は、明石市民が誰一人とりのこさない社会をめざす理念を示すものだと確信しています。

条例に賛成します。具体的な取組を進めるに当たっては、対象者のプライバシーが守られることを願います。また、支援金については、適正な審査をして、必要な人に行き渡ることを望みます。

条例の趣旨に賛成します。旧優生保護法は、その内容だけでなく、誤った障害者観

や優生思想の法制化の下でおびたしい数の障害者が苦しんだ原因になったという点で非常に罪深い法律です。また、現在においてもその影響で苦しみが続いている当事者がいることに胸を痛めます。この条例は、支援金をはじめとする具体的施策も重要ですが、私自身一番大切と考えているのは、自治体、市民が当事者に寄り添う姿勢を持ち、それを示すことです。市民の代表である議会の理解を得ながら進めることは、市民全体の理解を得ながら進めていることと同義であり、それがまさに当事者にとって大切な要素であると考えます。

「やれることから積極的にやる」という姿勢は、決して平等性に反するものではありません。明石市が苦しんでいる市民に寄り添う基礎自治体で在り続けることを、心から望みます。

間違った過去を改めて反省し被害者等に不十分でも補償すべきだと思うので条例成立に賛成します。

明石市の条例制定に賛成します。全国に先がけて明石市が旧優生保護法によって被害を受けられた方に一日も早く補償されるよう市議会議員の皆さんよろしくお願い致します。

9月の議会でこの条例案が可決されず残念でした。旧優生保護法で苦しみ続けてこられた方を思うと胸が痛みます。対象の皆様はご高齢ですので、一日も早く条例の制定をお願いします。いかなる差別も許さないまちづくりの推進には、大きな一歩となる条例になることでしょう。

障害があるがゆえに子どもを産み育てる権利をうばわれ、長い間苦しんでこられた被害者を勇気づける条例だと思います。早期に条例が成立することを願います。

聴覚障害者のご夫妻に妊娠がわかり喜び合った翌日、やさしい母親に病院に連れていかれ中絶させられた、その上不妊手術までさせられてしまった。ろうあ者だから説明はいらない、障害のある人間は子を産んではいけない。旧優生保護法はひどい法律である。優生思想は現在も子どもたちに保健体育の授業の中で教え込まれているという。差別を助長する思想はだれでも生きづらい社会をつくることになると思います。明石市での「旧優生保護法被害者等支援条例」案に賛同し、条例が制定されることを願います。

この種の人権侵害は、日本のハジだ。ほかに謝罪の適切な方法があれば、示してほしいが今の段階では、せめて300万円の謝罪金は当然である。市議会はずみやかに可決、実施すべし。

明石市に住んでいてよかったと思います。私たち住民にとって大切な問題をとり上げ実行していただき感謝しています。本来国がしなければいけない旧優生保護法被害者に対する支援を明石市として進めることに賛成します。誤りを認め、ジェンダー平等を進める上でも、早急に実現してほしいものです。

「旧優生保護法被害者支援条例」案に賛成です。至急再審議して可決してください。

国や兵庫県、そして医師会や福祉関係者が「不幸な子どもの生まれない運動」に協力し、優生思想を推進し、障害者を差別し、排除し、その尊厳や基本的人権を否定したことは許されないことです。その反省や補償が不十分であり、被害者への支援が急がれます。その趣旨から、支援条例案に賛成します。しかし、第9条の支援金300万円では金額が低すぎる。例規審査会に審査してもらうこと。

条例の制定に関しては、基本、賛同します。障がいがあってもなくても、だれ一人取り残さない共生のまちづくりを目指している市の方針に合致していると思います。9月議会で否決されたことは残念でした。国の方針に賛同し、推し進めた兵庫県の罪深さを感じます。どんな状態であっても、人は人として生きる権利を持っていると思います。

条例制定後は、県の旧優生保護法下に被害を被ったか市内在住の方の開示を求め、ひっそりと暮らしているであろう被害をうけた方々の気持ちに寄り添ってほしいとねがっています。だれ一人取り残さない共生のまちづくりをしている市としての早期の制定、施行をお願いしたいと思います。

もう二度と差別しないで下さい。障害者が子供を産んではいけない法律があってはいけないと思います。賛成します。

旧優生保護法により長年苦しめられてきた方々に国は一日も早く謝罪してほしいです。それを後押しできる条例なので成立目ざしてほしいです。  
自民党の議員が支援金300万円を問題にしていますが、いくらならいいと思ってるのでしょうか？お金の問題なんのでしょうか？

人の人生を国が勝手に決めるなんて事は絶対あってはならないし、人間の優劣は比べられるものでもないです。みんな同じです。300万円で補える事ではありませんが、せめて心からのおわびとこれまでの悲しくつらい思いに、本来国が補償すべきだけど、明石市が当事者の方々によりそう事は市民としてとてもいい事だと思います。ぜひ実施してください。

国による理不尽な人権侵害に対して、それに手を差し伸べ救済する明石市のとりくみに賛同します。

条例に賛成。5 市民の役割は削除が望ましい。行政が市民に理解を深めたり、支援を求めたりするのは理解できるが、市民の役割とするのは押しつけになるのではないか。自主的におこなえるように援助するようにしてほしい。

旧優生保護法は明らかに人権侵害の何物でもありません。法によって正当化しようとしてつくろっていますが、本人の意志を無視した処置など認められません。科学的、医学的根拠も薄弱なままに、強権をカサにきて人間的願望を抹殺するのは許されることではありません。補償額300万円はあまりに少な過ぎますが、市財政がどう

なのかわからないので、とりあえずは致し方ないかとも思います。明石のみではなく、全国的に補償措置が広がってほしいと願っています。

旧優生保護法の被害者に寄り添う市の方針、嬉しく思います。明石市は今いろいろな意味で注目されています。明石市の姿勢が全国に広がる様願っています。

賛成します。強制避妊手術によって心と体に負われた大きな傷は、決して癒えることはないと思いますが、せめて、これからは一人一人の人の自由と意思が尊重される社会になることを切に願っています。そのために、何ができるかを考えていくことが、今の私たちにとできることだと思います。

被害者の尊厳と人権を回復する活動は、始まったばかりです。いつまでも被害者の方に勇気と愛と正義の灯が消えないように私も応援したいと思います。優生思想と向き合うという事は、障害のあるなしに関わらず、誰もが安心して働き、お互いが支え合い、助け合って生きていく社会です。それは、明石市が掲げるインクルーシブ社会の実現だと思います。

この条例が速やかに制定される事に賛同致します。旧法により、子どもを産み育てる自由を奪われ人間としての尊厳をも奪われた事実を知りました。本人の知らない間に強制的に手術を受けさせられた被害者の方々の計り知れない苦痛を考えると本当に胸が痛みます。本人が強制手術を受けさせられていた事を知ったのもほんの数年前です。国が間違った法律で、障害者の人権を脅かし今なお除斥期間を適用するのはさらなる苦しみを与えていると思います。

明石市は障がいのある人も無い人も共生できる社会を目指す市です。被害者の方々は高齢で残された人生の時間に限りがあります。国がしないなら、明石から障害者を支援できる社会に変えて誰もが安心して暮せる温かい社会作りに市民として誇りを持って取り組んで行きたいと思います。支援条例の制定を切に望みます。

本市の「誰一人取り残さないやさしいまち」、インクルーシブなまちづくりを推進する施策については強く賛同するところです。また、旧優生保護法による、強制的に中絶・不妊手術を受け、今なおその被害に苦しみ続けている市民に対して、明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例が上程されましたことは、明石市民として敬意を表します。しかしながら、市議会において否決されたことは心から残念であります。つきましては、再度、ご審議いただき、是が非でもお困りの方々に支援の手が届くことを切に願っております。市議の皆様、市民はしっかりと皆様の判断を監視しております。「誰一人取り残さないやさしいまち」、インクルーシブなまちづくりの推進にご尽力を賜りたく宜しくお願い致します。

マイノリティの声やあらゆる差別に抵抗する声がなかなか届きにくい日本社会において、「すべての人にやさしいまちづくり」を掲げる明石市は、大変貴重な自治体だと思います。マイノリティに限らず、子育て世代をはじめ今の日本社会で生き辛さや不便さを感じている多くの人を、明石市が惹き付けてやまない所以だと思います。

ます。同条例案の前文には、「社会が生み出した優生思想によって深く傷つけられた旧優生保護法被害者等に対し、その悲しみが続く限り寄り添いつづけることこそが、真の共生のまちづくりにおいて重要なことである」とあります。

旧優生保護法被害者救済の範囲を国が制限したのには一定の理由があるのかもしれませんが、優生思想によって残酷な仕打ちを受けながら救済からこぼれ落ちてしまった方々を無視して良いはずがありません。同条例で実現しようとしている支援は、「3. 基本理念（5）」にあるとおり、「直接的な支援としてだけでなく、共生社会の実現に向けた必要な措置として講じられなければならない」支援だと思えます。「すべての人にやさしいまちづくり」を掲げる明石市だからこそ、率先して救済策を打ち出していただきたいと、切に願います。

「旧優生保護法被害者等支援条例（案）」の趣旨には概ね賛成しますが、第9条の支援金支給には反対します。対象者の感情をただただ是認し、現金を支給することが良いことだとは思えないからです。もちろん、望まない不妊・中絶手術を受けさせられた方が非常に辛い思いをされたことは容易に想像できます。その方々が、少しでも心穏やかに余生を過ごされることを願っていてもいます。でも、明石市から支援金を受け取ることができれば、過去のことは水に流して、幸せな気持ちになれるのでしょうか？寧ろ、「自分達は被害者だ」ということに公的機関（明石市）がお墨付きをくれたと、被害者意識がより強固なものになるのではないのでしょうか？「自分達は被害者だ」と恨みを抱き続けて生きるのは、ご本人にとっても苦しいものです。それよりも、「辛いこともあったけれど、夫婦揃って80代まで生きてこられた」と感謝の気持ちを持つ方が、心穏やかに生きられるのではないのでしょうか？障害があっても、今、ご夫婦揃ってご健在でいらっしゃるのには、障害年金等、福祉の恩恵を受けてこられた結果なのではないのでしょうか？（ハンセン病患者さんの強制隔離や、ナチスドイツの優生思想に基づいた行為とは少なからず程度差があるように感じられます。）そもそも、発端となる手術は、国家権力によって強制的に行われたものなのではないのでしょうか？ご両親や親族の同意を得て行われた手術が大半だったように報道されていたかと思えます。一部には、何の同意もなく、強制的に行われたケースもあったかもしれませんが、明石市で確認されているご夫妻の場合は、ご夫妻のお母様がお決めになったことですね。社会の無言の圧力に押された面も大きいかと思えますが、「障害のある子に、子どもができて、果たしてきちんと育てられるのだろうか」「生まれてくる子は幸せな人生を送れるのだろうか」「自分たちも年を重ねていくし、いつまでもサポートしてあげられない」と悩まれた上での、苦渋の選択だったのではないかと思います。もちろん、障害がある人でも、安心して子どもを産み育てることができる社会が理想です。でも、現実はそうではありません。「子を産み育てるかどうかを意思決定する権利」は、全ての人に認められているのかもしれませんが、それは決して無制限に許されてよいものだとは

思えません。何かを決定するという行為には、義務や責任が伴うからです。何よりも、生まれてくる子の幸せを考える必要があります。仮に、障害が遺伝性の疾患であるとすれば、生まれてくる子も最初から障害を持つ、つまり、今の世の中では、最初から「苦勞の多い」人生になる訳ですし、もし、障害のないお子さんが生まれたとしても、成長すれば、障害のあるご両親のサポートを担わなければなりません。マスコミは、この種の話をも美化して発信します。テレビで、「出生前診断で障害があると判ったけれど、産まないという選択肢はなかった。この子が生まれてきてくれて嬉しい。この子は障害があって、多少不便ではあるが、決して不幸ではない」と笑顔を見せるご両親や、「障害があっても、私は生まれてきて幸せです」というお子さんの姿を見て「立派な人達だなあ」と思いつつも、どこか釈然としない感情を抱きました。数年前、「出生前診断でダウン症の疑いがある、と告げられた夫婦の90%以上が中絶を選択していた」との調査結果についての新聞記事を目にし、ようやく腑に落ちました。生まれてくる子の幸せを願うのであれば、「産まない」と判断することも、ご両親の愛情の一つだと思います。（もちろん、葛藤の末、覚悟を決めて「産む」という結論に至った方は素晴らしいと思いますが。） 今回の、不妊・中絶手術を受けられた方々は、そのような覚悟があたり前ののでしょうか？ 失礼ながら、「自分の子どもを抱きたい」「家族で楽しく暮らしたい」と物事の楽しい面だけを見ておられたように思われてなりません。「自分たちは障害があるから、お世話してもらって当たり前」という意識があるのではないのでしょうか？ でも、「健常者」は、それほど、余裕のある生活をしているのでしょうか？ 健常者でも経済的理由から、妊娠・出産を諦める方が多くいらっしゃいます。また、令和2年中の自殺者2万人超のうち、経済的問題・勤務関連の問題で自殺された方は5千人を超えているそうです。過労死される方も、（認定されている以上に）たくさんいらっしゃることでしょう。私も、生きていくために仕事をし、病気になった人間の一人です。手術も何回も経験しています。今回、支援の対象とされている方々は、望まない手術を受けさせられたことは辛い経験だったでしょうが、世の中をよくよく見れば、「自分達だけが辛い思いをしたのではない。健常者に分類される人達も大変な思いをしている。夫婦揃って80代まで生きてこられたのは恵まれたことだ」と思えるようになるのではないのでしょうか？ そのようにアドバイスすることも心穏やかに余生を過ごすためのサポートの一つの形ではないのでしょうか？

以上、述べたことは、昨今の風潮では、差別的発言だと非難されるのかもしれませんが、ですが、決して、私が「健常者」の立場から「障害者」を見下しての発言ではありません。かつて、「私は子どもを産まない方がいいだろう」と決断した者としての意見です。

旧優生保護法被害者等支援条例（案）の趣旨に心から賛同します。旧優生保護法が長い期間存在し、尊厳を深く傷つけられ、人権、性と生殖の権利を侵害された方々に対し、本来は国が負うべき部分が多いとは思いますが、国の補償が不十分な中、明石市が被害者の苦しみ・悲しみに寄り添い続けるという姿勢とメッセージを打ち

出すこと自体が、とても意義深いことだと考えます。条例を制定することが、優生思想を許さない、あらゆる差別を許さないという強いメッセージとして、明石市内だけでなく、他の自治体や国へも波及し、良い影響を与えることを期待しています。今回、支給の対象者を「配偶者」にまで広げていることも画期的だと思いますが、事情があり法的な「婚姻」関係になかった、いわゆる事実婚関係であった配偶者も対象としてほしいと考えます。

先の支援条例が否決されたのは大変残念です。今では個人の選択として子供を持たない夫婦もおられるでしょうが、国が先導して障害者の尊厳を傷つけ子どもを持ちたいと願うことさえ閉ざすなどあってはならないことです。

明石市において被害を受けた方がおられるのなら国が対象外としたその家族も含めた支援を行うことに否はないです。早期の条例制定を望みます。

#### 【反対意見】

旧優生保護法への対応は、国の責任において対応すべきものです。政府の対応が不十分であると考えたら、政府に要請するのが筋。明石市のみが、市民の税金や市債などを財源にして補償を実施するのは、おかしい。そんなことは、ないと思うが、市長による、売名行為と言われても仕方のない条例と思う。政府が対応すべき事項に明石市が予算設定する前に、明石市としてすることが、数多くある。道路をはじめ老朽化した施設の改修や傷んだ産業の立て直し支援など、明石市としてやるべきことに全力をつくして下さい。

今の内容の条例であれば賛成できません。もっと被害者のためになるものを作る必要があると思います。

1948年と云えば敗戦からようやく復興気運に満ちた時期にあり、こんな泥沼から這い上がろうとする時期には誰が政府であろうとも、一切の無駄や準ずるリスクを回避する政策を敷いたであろうと考えられ、その時世では正しい判断でしょう。随分前だがテレビで、少々脳性マヒ系の夫婦に赤ちゃんが産まれて楽しそうな家庭のドキュメント番組、を見て大きく首を傾げたことがある。車運転出来そうにもないが病院への行き来はどうしてるのだろう、子供が学校に通うようになったら経費は誰がみるんだろう、子供が正常な体ならいいが…この生活保護を受けているとおぼしきこの家庭に一体国はこの先いくら注ぎ込むことになるのだろう？残念ながらなんにでも分相応ってのが、収入に見合わぬ外車を持てばそのうち売り飛ばし、高級過ぎるマンションに住めばやがてアパートに移るだろう。これらは自己責任の自由の範疇で他人に大きく迷惑を掛けることもない。子供を生む自由は、子供を育てる力を絶対備えた上での話で自己責任の最たるものだ。旧優生保護法の被害者にはお気の毒としか言いようがないが、その時代では真剣な討議による立法で、一般的観点からも子を持つのはハイリスクを予知された人達が大半だろうと想像され、我が子を施術所に連れて行った親もまたそれを同意の上だろうと思われ

る。一方子供作りの回避の道を選んだであろう被害者も結構数いた筈だと想定する。半世紀前の立法だがこの法を行き過ぎとみての、全対象者に支援は疑問が残ります。尚、結婚後子供のできない理由を知った、などはこの法律とは遠く異種のものであろう。おそらく立法に一端の関与もなかった明石市が被害者に急ぐ支援に大いに疑問あり、余る予算があるなら残せばいい。支援対象の人達の経歴を調べ、この人に子供を作らせなかったのは社会の損失と誰しも認識できるならどうぞ支援を、2倍でも3倍でも。

被害実態は大変なものと思います。見過ごしてはいけないものだともおもいます。しかし、なぜ、国の行政犯罪まで支援しなければならないのか理解出来ません。国も明石市も法人で（意思決定機関があります。）す。機関委任事務で処理した事務でないのですか？市役所が意思決定した関連行政事務があるとかでない限り、今は国も市も対等のはずです。市役所が国の事務に干渉していることになるのでないでしょうか？私にはまるで、他人がした行為に対して、当事者でない明石市が、お恵みを施しているように思えるのです。従軍慰安婦に対して、当事者でない大韓民国と日本国が条約を結んだからと言って、解決済みと言っていることと同じように思います。何か昔、明石市が市の事務として関与したという記録が残っているのであれば、支援すべきだと考えますが？被害者が市民だからと言って税金を扱って、税金で運用されている国と犯罪者を同じに扱ってよいのでしょうか？税金は市民から預かったものです。あくまで誤った行為に税金を託した誤った全国民が支出すべきことでしょう。

市の予算から支援金を支出してしまうと、国の賠償責任をうやむやにしかねないので得策ではないと思います。つまり、この賠償問題は、明石市内だけで支援金を支払っても真の解決にはなりません。明石市として旧優生保護法の被害者に寄り添うためには、まず、市議会で国へ賠償責任を求める意見書を決議し、その意見書を市長自らが、国会と担当大臣に提出するのがよいのではないのでしょうか。泉市長が行動することは、全国的にもインパクトがあると思います。

条例案に反対です。まず、素案の意見募集が行われていたのを知りませんでしたので、そのときは何も意見を出しませんでした。どれだけの市民がこのことに関心を持っているのでしょうか。まあ、広報やHPを見ていないのが悪いのでしょうか。今回、ニュースで条例案のことを知り、広報で意見募集しているのを知ったので、意見を出すことにしました。旧優生保護法関係の問題は不幸な事実であると思いますが、現在、国と被害者との間で訴訟が行われています。その結果を待っていたのでは、救済が間に合わないという考え方もあると思いますが、行政は法律の下で行われるべきであり、現状で定められた救済の範囲内で行われるべきだと思います。なぜ、旧優生保護法関係だけ特別視して、明石市が独自の救済を行うのか疑問です。世の中には様々な救済や補助があると思いますが、もし、その受給者（被害者）が明石市に独自の救済を求めてきた場合、どういう対応をするのか、又、どういう基



準で独自救済対象を決めるのか疑問です。もし、旧優生保護法関係の問題が世間の耳鼻を集めた結果、為政者の目に留まり、思い付きのように独自救済策を考えたのなら、短絡的であると思います。国の救済策に問題があると考えれば、その救済策を変えるために国に働きかけるべきであり、又は国会議員に立候補して問題解決に動くべきだと思います。旧優生保護法関係の救済は、国が対処すべき問題であると考えます。最後に、なぜ意見を提出するだけなのに（回答があるわけではないのに）、提出者が特定される情報を記載させるのですかね。

（目的）の前文で明石市はこれまで共生のまちづくり条例を制定し推進してきた。わたしたちが、わたしたちは障害者の尊厳を傷つける事態を二度と繰り返すことのないよう優生思想と向き合う決意を新たにこの条例を制定する。とありますが違和感を感じます。

（市民等の役割）

第5条、市民等は、旧優生保護法被害者は、今のコロナといっしょで昔は原因も、治療方法もわからない伝染病だったためにかく離され優生手術、人工妊娠中絶という形をその時代の国が押し進めたものでしょう。強制的に強要したのですか？その時代は被害者は納得させられてしまったことだと思います。生み育てる権利は誰にもあります。健勝者でも諸事情で生み育てることの出来ないこともあります。生めば、みんなが我が子をおいて人の子を育てる余裕があるのかな？障害者も健勝者も権利はいっしょでしょう。障害者には補償しましょう（どうやって今まで生活して来たのかな）健勝者は、ガンバって税金を納めなさいってこと？

国が昔の旧優生保護法は誤りだったと認めたのだから、なにも明石市で条例にして子々孫々にのこすことはないのではないかと思います。

第8条すべての市民が相互に人格及び個性を尊重しあいながら強制するのなら、疾病又は障害を有する人も健勝者の諸事情も、理解してほしいです。

国のすべきことを明石市がするのは理解できません。子どもの声は、未来を感じます。外国人のマナーの悪さはためいきがでます。いままで支持してきましたが、今回は条例に反対します。ねんのため、差別者では、ないですから。

【その他】

文字支援の検討をしてくれるなら、条例は賛成します。

法律、ルールを決め変える事はとても良いと思いますが、まず「障害者」を“人”として見る事が大切だと思いますし、そこからスタートではと私は思います。どんなにルールや法律を変えても、視点（見方）を変えない限り変わらないと思います。視点を変えて下さい。ソントクや差別しないでください。これは法律以前の問題です。障害者関連にたずさわる人も国民も“視点”を変えて下さい。より多くたくさん捉えて頂きたいです。忖度せず、平等に公平に「支援法」をするからにはしっかり助けてください。私も共生を目指しているうちの一人なので、しっかり見届けますのでお願いします。

今年31歳になる娘（アスペルガー）に奔放な性に対して避妊を説くのですが中々理解してもらえず最初は避妊薬の内服を処方してもらいました。が確実に服用できず産科の先生と相談の上で現在リングの装着をしています。（彼女も子育てには自信が無いし赤ちゃんが欲しいわけではないと）旧優生保護法の時代 障がいの子供を育てること自体が大変であったでしょう。自分が死んだらこの子はどうなる？と感じている中もしこの子が妊娠したら…と不安になる親心も判らないではありません。墮胎するにも大金が必要です。そんな中税金で治療（避妊）してもらえたら…と思ったのではないのでしょうか…。近年は福祉も充実して障がい者同士の婚姻や子育ても支援してもらえるようになってきました。親亡き後を安心して障がい者を守ってくれる社会が樹立したなら障がいがあってもなくても誰でも生き活きと暮らせるのだと思います。

学者が進言し、国が決定したハンセン病患者隔離法案、患者周辺で、患者、家族、その血縁者まで、庶民による排斥を求める大差別行動が延々と続いた。だが、この国の決定、内容は誤りだったと訂正された。国の決定といえども、人権に関わる法案は、まず疑いの目で接する。そう決めている筈だったのに、旧優生保護法は、関心も理解も深く及ばなかった。法案そのものが別世界という認識だったのだろう。患者の痛みなど当然理解の外だった。それにしても、医者達がそこまでして国政に関わるとは驚きもする。今、医学会は、纏めた意見、方法を国と国民に提示すべきだ。人権阻害なら、回復方法も列挙して欲しい。患者の人権回復に役立つことがあれば、力の及ぶ範囲で協力する。患者諸子に、なぜもこんなに永い年月が必要だったのか、その事がより重要な件として気になる。この国、社会に口封じの空気が漂っていたからではないかと。

## 旧優生保護法被害者支援条例検討会の主なご意見

場所 明石市役所議会棟 2階大会議室

日時 2021年(令和3年)11月15日(月)

14:00-15:00

## ○福祉関係者

・公的な権力で行われたことで、特に兵庫県は「不幸な子どもを生まない運動」という無茶苦茶な運動を進めた。ただ謝罪して一時金を払って終わりではない。国や県でなく一番身近な地方自治体が市民に向き合いサポートすべき。ナチスのふるまいにも共通する優生思想は今後も絶対に許してはいけないし、被害者は、同じ市民として助けなければならない。謝るのではなく名誉の回復に積極的に一緒に取り組む条例になってほしい。ぜひ12月議会で、若干の差で勝ったとか負けたとかではなく全会一致で制定していただきたい。

・知的障害がある何人もの方から「私ね、あほやから赤ちゃん生まれへんねん。産んだらあかん、て手術されてん。」と聞き非常にショックを受けた。しっかりと対応してほしい。300万円が高いか安いかわという問題ではない。税金を使うことについては、この問題にちゃんと対応することによって、明石市は他の差別偏見にも真摯に向き合うという証明となり、安心して住める市であると市民が認識するのではないか。

・被害者夫妻も90歳近い。裁判でも、期待をしては裏切られ続けている中で、これ以上傷つけないでほしいと心底思う。うまくいけばいいと願っている。

・優生思想を許さないためにしっかり決議していただきたい。被害者に寄り添うことをしなければ明石市の良さが出ない。障害のある方にしっかりと寄り添う明石であって欲しい。

・国がすることだという意見があるようだが、高齢者分野においても国は何も決めてくれない。早く条例をつくって実行することが一番正しいと思う。条文を修正されたということなので、議員にしっかり理解いただき、正しい姿は何なのかと単純に考えてもらえれば結果はもう出ていると思う。

・明石市障害当事者等団体連絡協議会として、条例の早期制定を求める請願を提出する。議会と市長は車の両輪だから、スピードも考えながら調整してぜひ通していただきたい。

・今回もめたことにより関心を持ち、津久井やまゆり園の障害者殺傷の話も出てきて、障害者はこんなに差別偏見にさらされ、殺されたり、赤ちゃんも中絶されたりするということが明らかになった。子どもや一般市民への啓発を考えれば広がってよかったと思う。

## ○医療関係者

・優生思想が存在していた事実をどうとらえるかが大事。法律は国民の代表である国会議員が作る。つまりその責任は国民にある。我々の親の世代が法律を作り、延々と続くことを認めてきたという事実をしっかり向き合う必要がある。国の責任を求めるのもいいが、私たちは関係なかったということは決してない。私たちの親、祖父母が関わっていたという事実は避けて通れない。

・市の条例は被害者をどう支えるかということ。国と市の補償は内容が違っていい。条例に基づいて、同じ市に住んでいるから支えられるところは支えるという意識が市民に啓発されていいと思う。その議論は数で解決するのではなく、私たちにも責任の一端があるんじゃないかという反省、支えていきましょうという意味で全会一致で認めていただきたい。困っている人を市民全体で支えるという考え方を、議員を通じて市民にわかっていただけのような努力を市長にしていきたい。

・条例を作る明石市の姿勢が一番大事で、それが今後の教育や市民への啓発につながる事が大事だと思う。この条例の制定に大きなハードルはないと感じる。

## ○商業関係者

・議会で反対された主な理由は？個人としては賛成。なぜ全会一致で通らなかったのか。誰も反対する内容ではない。まして市民から一人千円集めるのではなく税金から支払うもの。人間として支援すべきものなのに反対があったということはどういうことか興味があった。

・こういう問題をパブコメや検討会で広く知ってもらうことは非常に大事。細かいことはわからないので、被害者への支援だけでなく、明石ではみんなで考えようとか、学校でみなさんに知っていただき、どう考えたらいいのか、という取り組みをしてもいいのでは。「やさしいまち あかし」を進めている中、明石から全国を変えるくらいの勢いで、市長の考えのもと、議会とも連携してやっていただきたい。議会とバチバチやり過ぎているのかなと聞く。その中で、良い案もこういう形で長引いてしまうという部分も含めて、お互いもう少しいい関係性のもとに話ができるのが市民にとってはいいと思う。

・県内被害者 300 人以上いるのに国への一時金申請が 17 件、なぜ少ないのか？

## ○地域関係者

・市議会で通るように修正したら早急に被害者の救済ができるのでは。被害者は高齢で亡くなった方もいるので、早急な施行が必要と思う。

・この条例以前に確執があり議会とギクシャクしているのでは。条例の中身は議員もほとんど賛成だがやり方とかいろいろなことで反対に回られているのかなと一般市民は思っている。時間をかけて丁寧に説明すれば条例は通ると思う。

## ○弁護士（明石市行政オンブズマン）

### 前提事実

まず確認すべきことは、旧優生保護法が、個人の尊厳（憲法 13 条）、法の下での平等（14 条）、婚姻の自由（24 条）などを侵害する違憲の法律であったことで、このことは大阪地方裁判所、札幌地方裁判所及び神戸地方裁判所で行われた各裁判の判決でも認められており、この点は上訴審でもまず間違いなく維持されると思います。それなのに、民法 724 条の定める 20 年間の「除斥期間」が経過しているとの理由で原告の請求はいずれの裁判でも棄却されました。

### 国の補償が不十分であること

これに対し、国は、旧優生保護法に基づいて強制不妊手術を施術された被害者に対し、2019 年に一時金支給法を定めたわけですが、金額は 320 万円であり、被害者の方々が被ってきた悲惨な体験を慰謝するものとしては極めて不十分と言わざるを得ません。

加えて、国の制度では、強制不妊手術を受けた人のみが対象で、愛する人との間の子どもを作ることができなくなった配偶者は支給対象となっていません。また、強制的な妊娠中絶（墮胎）手術により、せっかく授かった生命を奪われた方やその配偶者も対象となっていないという点でも不十分というべきです。

### 地方公共団体が補償することの妥当性

このような違憲な法律による人権侵害は政府（国家）の問題ですから、その補償も国に任せるべきだという意見の方もおられるかと思われます。

しかし、当の政府が前記のような極めて不十分な対処しかしようとして、「除斥期間の壁」によって裁判所も被害者救済に踏み切れない現状において、市民の生活の安全と福祉を守るべき地方公共団体としての明石市が、市民の中におられる被害者に対して何もせず手をこまねいているとしたら、それは正義にかなうことでしょうか。

私は、明石市が独自の制度を設けて当該市民の方が受けた被害の補償をすることが許されないはずはなく、むしろ率先して実践することにより、全国各地におられる被害者の方（その多くは高齢の域に達しており、既に亡くなった方もおられます。）に対する補償・救済への道を開くという意味で貴重な嚆矢となるのではないかと考えます。

### 金額の相当性

残る論点は、300 万円という金額の相当性ですが、明石市には犯罪被害者支援条例があり、それには 300 万円という上限額が定められています。

旧優生保護法に基づく強制不妊や強制墮胎手術は、将来生まれて来る可能性のある生命を奪い、また既に誕生した生命をも奪うという正に国家による犯罪行為というべきものであることを勘案しますと、旧優生保護法の被害者に対する補償金の額を上記金額より低く評価するのは相当とは思われません。なお、これらの条例の規定する補償金は併給されるものではありません。

したがって、本条例における補償金額を犯罪被害者支援条例による 300 万円と同額としたことには相応の合理性があると考えます。

#### まとめ（パブリックコメント）

ただ、そうは言っても市民の納めた貴重な税金を財源とするわけですから、真摯に市民の声を聴く必要があることはいうまでもないところです。

現在、明石市では、広報誌などを通じて広くパブリックコメントの収集手続中であると仄聞しています。

現時点で対象者として判明しているご夫婦が高齢であること、その他に現時点で把握されている対象者が存在せず、仮におられたとしてもごく僅かであろうと想定されること等から、明石市の財政的負担が大きなものとなるとは考えられないことを勘案すると、寄せていただいたご意見を十分検討し、大きな反対がなければ本条例を速やかに成立させるべきであると考えます。

【賛成意見：11人 質問：1人 反対意見：0人】

## 離婚前後におけるこども養育支援策の総合的検証について

本市では、平成26年4月から離婚前後におけるこども養育支援に取り組んでおり、これまで様々な養育費確保支援と面会交流支援を段階的に実施してまいりました。

このたび、保証会社と連携した「養育費立替パイロット事業」の期間が本年12月末で満了することを受け、これまでの支援策を総合的に検証しましたので、ご報告します。

### 1 養育費確保支援

#### (1) 取決め支援

##### ① 参考書式の配布【平成26年4月～】

父母間の話し合いのきっかけにするため、離婚届の配布時等に配布しています。実際に書式を活用している親も多く、取決めの促進に一定の効果を上げています。現に、本市の養育費取決め率は平成27年に1割上昇しました〔法務省発表〕。これを受け、法務省も平成28年10月から全国の自治体で配布を開始しました。

##### ② 相談体制の充実

専門家による無料相談を実施しており、利用者からも好評です。

相談名	相談員	開始時期
こども養育専門相談	家庭裁判所調査官経験者等	平成26年4月
法律(調停申立書作成)相談	弁護士職員	平成26年4月
離婚後の子育てガイダンス	親子交流支援アドバイザー	平成28年8月

##### ③ 養育費取決めサポート事業【令和2年8月～】

養育費の債務名義(調停調書や公正証書などの公的文書)を作成していないひとり親が多数いる現状に鑑み、相談と債務名義作成費用の補助を行っています。

申込みが継続している状況からしますと、公費による助成は養育費の債務名義を取得する動機付けとなっており、取決め率向上に一定の効果を上げています。

<実績> 令和2年度(8月～翌年3月) 申込み34件  
令和3年度(4月～11月19日) 申込み25件

#### (2) 立替え支援

##### ① 養育費立替パイロット事業(民間保証)【平成30年11月～令和3年12月】

###### i 内容

ひとり親が民間総合保証会社(株式会社イントラスト)と養育費保証契約を締結する際の初回年間保証料(月額養育費・上限5万円)を本市が負担し、養育費不払いの場合、同社が最大1年分(月額上限5万円)を立て替えます。

###### ii 実績

- ・ 申込み 18件(定員)
- ・ うち保証料支援 14件

###### iii 効果

保証契約の締結により養育費の支払いが始まったケースや、保証会社による立替え・督促後に支払いがあったケースもあり、第三者が介入することによって養育費支払の正常化につながりました。

iv 課題

利益を追求する民間企業が実施しているため、支払義務者の資力が乏しい場合は保証契約の締結を断る可能性があります。もっとも、そのような場合ほど養育費の支払いを受けられないことが多く、支援の必要性が高いのが現状です。

そのため、民間企業による養育費の保証・立替えでは、ひとり親家庭の格差を益々拡大させることにつながりかねない弊害も見受けられます。この点が、行政による養育費の立替えが求められる所以の1つであると考えられます。

② こどもの養育費緊急支援事業（公的立替）【令和2年7月～令和3年3月】

i 内容

養育費の不払いがあったときに、市が支払義務者に働きかけ、それでも支払いがない場合に、市が1か月分（こども1人あたり上限5万円）に限り立替払いをしたうえで、支払義務者に対して督促します。

ii 実績

- ・ 申込み23件（こども32人分）
- ・ うち立替え15件（うち7件支払済）  
※ 立替前の支払い3件

iii 効果

本年6月市議会総務常任委員会でご報告しましたとおり、事業を実施したことにより以下の効果を得ることができたと結論付けられます。

- ・ 第三者である市による関与が養育費の支払いを促した
- ・ 市による立替えが安心・安全に行われ、こどもの手元に養育費が届いた
- ・ 民間保証と異なり、多くのこどもへの養育費支払いの正常化につながった

iv 課題

本年6月市議会総務常任委員会でご報告しましたとおり、以下の課題があると考えられます。

- ・ 市内に住むひとり親家庭のこどもの人数と比較して申込者の人数がそれ程多くなかった理由の1つとして、様々なハードルを乗り越えたところで所詮1か月分の立替えに過ぎないという立替期間の短さがあげられる。
- ・ 心理的・手続的負担が大きい裁判所の手続でようやく取決めをした内容が守られていない現状を深く認識し、然るべき対応をとる必要がある。

v 意見

立替期間の短さについて、以下のご意見を頂戴しました。

- ・ 生活が苦しいので1か月分だけでは足りない。せめて3か月分。[当事者]
- ・ 3か月分にすれば、使いたい人もいだろう。

[こどもの養育費に関する検討会委員]

- ・ ぜひ立替事業を再開してほしい。1か月分だけでなく18歳くらいまで。

[本年6月市議会総務常任委員会委員]

vi 今後の方針（案）

養育費不払いの状況が継続していることから、こどもの貧困対策の一環として、以上の課題やご意見を踏まえて、次年度に、養育費3か月分（こども1人あたり1か月につき上限5万円）の立替支援を実施することを検討しています。

<想定申込件数> 70件（こども100人分） ※ 令和2年度の約3倍  
<予算見込額> 15,000千円



### (3) 差押え支援（案）

これまで養育費確保支援として(1)取決め支援と(2)立替え支援を実施してきましたが、養育費を確保するためには裁判所における差押手続のサポートも必要であることから、次年度から新たに(3)差押え支援を開始して、取決め（入口）から差押え（出口）まで総合的に支援を実施することを検討しています。

#### ① 財産開示・情報取得手続支援【新規】

裁判所における財産開示手続及び第三者からの情報取得手続に関する相談に応じるとともに、手続に要する費用（実費）を補助する考えです。

既に犯罪被害者等支援において同様の支援策を実施しています。

< 想定申込件数 > 70件

< 予算見込額 > 1,750千円

#### ② 債権執行手続支援【新規】

裁判所における債権執行手続に関する相談に応じるとともに、手続に要する費用（実費）を補助する考えです。

< 想定申込件数 > 70件

< 予算見込額 > 700千円

## 2 面会交流支援

### (1) 取決め支援

#### ① 参考書式の配布

前記1(1)①のとおり

#### ② 相談体制の充実

前記1(1)②のとおり

### (2) こどもの情報共有支援—養育手帳の配布【平成26年10月～】

#### ① 内容

離婚や別居後の父母がこどもの情報（病気や学校生活など）を共有できていないことでトラブルが発生している現状を受け、韓国の取組を参考に、こどもの情報を共有するためのノートを作成して、希望者に配布しています。

#### ② 効果

これまでに一定数を配布していることから、ニーズはあると考えられます。

### (3) 場所の提供支援—親子交流サポート事業【平成26年10月～】

#### ① 内容

面会交流の実施場所に悩んでいるので公共施設を開放してほしいとの当事者の声を受け、こどもが安心して安全に親との交流を深めることができるようにするため、市立天文科学館を無料で開放するとともに、プラネタリウムのファミリーシートやイベントの優先予約を受け付けています。

#### ② 効果

これまでに市立天文科学館を面会交流の場所として利用した親子がいることから、ニーズはあると考えられます。

(4) 親子の架け橋支援一面会交流のコーディネート【平成28年10月～】

① 経緯

父母間の葛藤が高く、お互いに顔を合わせられないようなケースでは、仲介者が父母の一方に加担しがちとなり、うまくいかないケースがあると聞きます。また、民間支援団体による仲介の場合は、費用面が悩ましいとの声も耳にします。

こうした声を受けて、市が、こどもの立場（父母間においては中立の立場）に立って、無料で面会交流のコーディネートを行うことにしました。

② 前提

こどものための安心・安全な面会交流をスムーズに行うため、面会交流のコーディネートを行う際には、以下の3点を前提としています。

- i こどもが中学生以下で明石市内に住んでいる
- ii こどもと父母全員の同意が必須である
- iii 市は合意形成に関与しない

③ 内容

- i 交流日程等の連絡調整
- ii 面会交流当日におけるこどもの受渡し
- iii 面会交流の場における付添い

④ 実績

- ・ こども42人（26世帯）に対して261回実施  
(平成28年10月～令和3年11月19日)
- ・ うち実施中：こども30人（18世帯）

⑤ 効果

市が中立の立場でコーディネートを行うことにより、継続的に面会交流を実施することができるようになるなど、面会交流の実施に一定の効果を上げています。利用者からも、「第三者に間に入っていただくことにより両方の精神的な負担が軽減されたと思う。」との声もいただいております、好評です。

⑥ 課題

面会交流のコーディネートの支援者には、こどもの発達や心の状態等についての知識や法的知識のほか、対人関係のスキルが求められます。

本市では、コーディネートの中心的役割を果たしている親子交流支援アドバイザーが臨床心理士の資格を有しており、弁護士職員や、対人関係のスキルに秀でている一般行政職員とともに支援を行っていますが、支援件数が遡増する中で、これらの知識やスキルを兼ね備えた人材を継続的に一定数確保することが課題であると考えられます。

以上

## 明石市教育大綱の改定について

教育大綱は、2015年4月1日に施行された「地方行政の組織及び運営に関する法律」の改正により市長が定めることとなった、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。

現「明石市教育大綱」は、2016年度から2020年度までの5年間を対象期間としておりましたが、基となる市の最上位計画の「明石市第5次長期総合計画」の計画期間を2021年度まで1年間延長したことに伴い、本大綱の対象期間を1年間延長しました。

本年度にあっては、「(仮称)あかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画)」の策定に合わせて、本大綱を改定することとしました。

つきましては、明石市総合教育会議で検討しました改定案について、別紙のとおり報告します。

### 1 教育大綱(改定案)の概要

(1) 対象期間 2022年度～2030年度 (9年間)

(2) 基本目標 やさしさ・創造力・自分らしさを未来へ  
～「SDGs未来安心都市・明石」の担い手づくり～

(3) 基本方針

【方針1】誰一人取り残さない一人ひとりに寄り添った質の高い教育を行う

【方針2】子どもの学びと育ちをまちのみんなで支える

【方針3】持続可能な社会の担い手を育成する

## 2 検討経過

### (1) 第1回明石市総合教育会議（2021年10月15日（金））

#### 【協議概要】

- ・法が定める大綱の位置づけや改定についての考え方について確認しました。
- ・市長と教育委員会で構成する明石市総合教育会議において教育大綱を策定し、教育委員会が策定予定の次期あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）にその方向性を反映させていくことを確認しました。
- ・教育大綱の対象期間や基本目標、基本方針等について、（仮称）あかしSDGs推進計画(案)に掲げるまちづくりの方向性「SDGs未来安心都市・明石～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」との整合を図った内容になっていることを確認し、合意を得ました。ただし、表現方法について、一部見直しを図ることになりました。
- ・本大綱の策定にあたっては、今後、市民からの意見公募（パブリックコメント）を行うことを確認しました。

（注）表現方法の見直し後の大綱案については、後日開催された教育委員協議会（2021年11月16日（火））において了承されました。

## 3 今後のスケジュール

- (1) 教育大綱（改定案）にかかる意見公募（パブリックコメント）の実施
  - ・2021年12月15日（水）～2022年1月14日（金）
- (2) 明石市総合教育会議（2022年2月に開催予定）において教育大綱を策定
- (3) 総務常任委員会（2022年3月）で報告

# 明石市教育大綱

## (改定案)

平成 28 年(2016 年)3 月  
令和 2 年(2020 年)12 月改定  
令和 年( 年) 月改定  
明 石 市

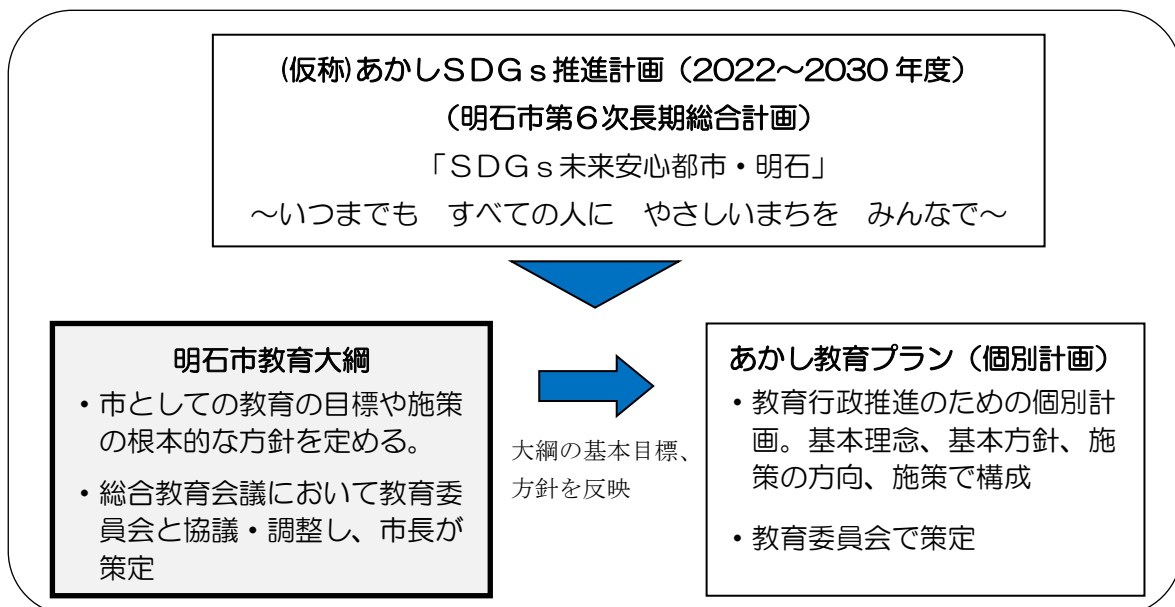
## 1 位置付け

2015年(平成27年)4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を市長が定めることとされました。

これを受け、市長と教育委員会で構成する「明石市総合教育会議」において協議・調整した上で、本市の教育の基本目標や方針などを定めた「明石市教育大綱」を策定しています。

なお、本市には、関連する計画として「(仮称)あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」、「あかし教育プラン(明石市教育振興基本計画)」などがあります。

今回改定する大綱は、SDGs(持続可能な開発目標)やESD(持続可能な開発のための教育)を踏まえ、本市の教育の大きな方向性を示したものであり、教育行政に係る今後の具体的な取組等については、「第3期あかし教育プラン(明石市教育振興基本計画)」の中で、大綱の基本目標や方針を反映して決定します。



## 2 期間

教育大綱の対象期間は、「SDGs(国連で採択された持続可能な開発目標)」や「(仮称)あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」の目標年次を踏まえ、2022~2030年度までとします。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
(仮称)あかしSDGs推進計画								
明石市教育大綱								
第3期あかし教育プラン (明石市教育振興基本計画)								

### 3 基本目標

やさしさ・創造力・自分らしさを未来へ



～「SDGs 未来安心都市・明石」の担い手づくり～

### 4 基本方針

#### 方針1 誰一人取り残さない一人ひとりに寄り添った質の高い教育を行う

すべての子どもたちが、一人ひとりの状況に応じた適切な指導や支援を受け、その多様な個性や能力を最大限に発揮できるよう、社会情勢の変化を踏まえたICTの活用など、様々な手法を通じて、子どもの学びの機会を確保するとともに、教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図り、子どもの自主性を尊重したきめ細やかな質の高い教育を行う。

#### 方針2 子どもの学びと育ちをまちのみんなで支える

すべての子どもたちが、地域での温かい交流・見守りを通じて、「ふるさと明石」に愛着と誇りを持ち、安心して学び、成長していけるよう、地域・家庭・学校が互いに連携・協力して、まちのみんなで子どもたちの健全な育成を支える活動を推進する。

#### 方針3 持続可能な社会の担い手を育成する

すべての市民が、性別などに関わらず、持続可能なまちづくりの担い手として活躍できるよう、生涯にわたり学び続け、その成果を地域社会で生かせる、ライフステージに応じた教育・学習の機会や場を提供する。



## ジェンダー平等プロジェクトの取組状況について

現在、全国的に少子高齢化・人口減少が進展し、社会が多様化・複雑化していくなか、今後より一層、人口の約半数を占める女性の社会参画・活躍促進が強く求められているところです。

しかしながら、日本の男女格差を測るジェンダーギャップ指数は、世界156か国中120位となっており、ジェンダー平等に向けた取り組みの推進が喫緊の課題となっています。

また、年齢・性別・国籍・障害などにかかわらず「いつまでもすべてのひとにやさしいまちづくり」SDGs未来安心都市・明石の実現を目指す本市にあっては、SDGsの目標である「ジェンダー平等」の推進は、重要なテーマの一つとなっています。

ついては、こうした状況を踏まえ、現在、ジェンダー平等プロジェクトとして次のとおり各種取り組みを進めているところです。

### 1 これまでの取組について

#### (1) ジェンダー平等プロジェクトチームの設置及び取り組み内容について

- ① 体制                                    プロジェクトチーム方式（事務従事）
- ② 設置期間                              2021年8月2日～2022年3月31日（最終報告の取りまとめ）
- ③ 構成員                                 庁内公募により14名（男女各7名）を選任
- ④ これまでの取組状況
  - ・全体のプロジェクト会議
  - ・テーマ別ワークショップによる施策の検討（防災、教育、家庭・社会、職場、意思決定過程の5つのテーマ）
  - ・市民・職員・企業等へのアンケートの実施
  - ・商業施設及び企業等へのヒアリングの実施
  - ・関係各課とのヒアリング及び協議の実施
  - ・「防災とジェンダー」をテーマにした有識者とのweb会議
- ⑤ 中間報告の取りまとめの概要（別紙参照）
  - ・ジェンダー平等に関する現状等
  - ・明石市のこれまでの取組状況
  - ・ジェンダー平等プロジェクトの概要
  - ・アンケートの実施状況
  - ・具体的な施策の提案

テーマ	主要施策
防災	専門委員会の設置、避難所情報のDX化
教育	ジェンダー啓発提携校の設置、きんもくせいプロジェクトの拡充
家庭・社会	商業施設と連携した啓発キャンペーン、設備のユニバーサル化
職場	モデル企業との連携、中小企業へのフォローアップ支援
意思決定過程	市役所幹部・管理職への女性登用、ジェンダー平等に係る検討会設置



(2) 明石市「育休 100%」宣言の実施状況について

男女ともに子育てしやすい環境整備を図るため、明石市「育休 100%」を宣言し、先導的な実践モデルとして、職員の育休 100%の実現に取り組んでいます。

「育休 100%」宣言以降、対象の男性職員 10 名中 10 名が育休取得予定 (11 月末現在)

【2020 年度の育児休業取得状況】	男性 16%	女性 100%
【育休 100%宣言後の取得状況】	男性 100% (予定)	女性 100%

(3) ジェンダー平等セミナーについて

本年 11 月 4 日に、上智大学法学部教授の三浦まり氏を講師に迎え、「なぜジェンダー平等が必要なのか。どう進めていくか。」をテーマに、プロジェクトチーム及び各部局の職員を対象にジェンダー平等セミナーを実施しました。

2 今後の取組について

(1) (仮称) 明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会の設置について

ジェンダー平等プロジェクトチームで中間報告に取りまとめた「意思決定過程におけるジェンダー平等施策」のひとつの「(仮称)明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会」の設置について検討を進めており、準備が整い次第取り組む考えです。

① 設置目的

片方の性に偏らず、また、多様な属性の方が意思決定に関わることによって、すべての人にやさしい社会を実現するための施策等の検討を行う。

② 委員

学識経験者、経済・教育等関係から9～10名程度

③ スケジュール

1 月下旬～4 回程度を予定しています。

(2) 今後の進め方について

今後さらに、プロジェクトチームにおいて、各施策案についての検討を深め、実施に伴う効果や課題を整理していく必要があります。その中で、まずは、すぐに取り組むテーマから新年度の予算措置を含め、事業内容をブラッシュアップしていく考えです。

また、既存の事業と連携することで、機会の拡充や経費の削減も見込まれることから、SDGs推進施策、女性活躍推進施策、LGBTQ+／SOGIEの取組等とも連携して進めていく考えです。

# 明石市ジェンダー平等プロジェクト

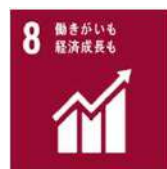
中間報告



2021年10月  
ジェンダー平等プロジェクトチーム

# SDGs 未来安心都市・明石

本市では、「SDGs未来安心都市・明石」を掲げ  
～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～  
をキーワードに、SDGsの理念である  
「誰ひとり取り残さない」「持続可能な」「パートナーシップ」  
によるまちづくりの取組を推進しています。



## ジェンダーとは

- ジェンダーとは、生物学的性別に対して、社会によって作り上げられた男女の別を示す概念
- 性差が存在することを否定する発想ではなく、性差があることを前提とした考え方

## ジェンダーの視点とは

- 一人ひとりの人間を、性別による問題だけでなく年齢・国籍・障害の有無などを含め、多様性を持つ存在又は個人と捉え、それを前提に十分配慮する視点



## 日本のジェンダー・ギャップ指数(2021年)120位/156か国

( )のポイントは、0が完全不平等、1が完全平等

### 政治参画(0.061) / 147位

国会議員、閣僚等の男女比  
最近50年の行政の長在任年数男女比

### 教育(0.983) / 92位

識字率、就学率の男女比

### 経済参画(0.604) / 117位

労働参加率、管理的職業従事者、  
専門技術者、勤労所得等の男女比

### 健康(0.973) / 65位

出生児性比  
健康寿命の男女比

世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より

「教育」と「健康」の値は、世界でも標準点であるが、「政治」と「経済」の値が低い。  
衆議院の女性議員比率は「9.9%」であり、国際的に見て非常に低い。



## 法律改正

### 育児・介護休業法改正

2022年4月1日～

- 意向確認の措置の義務化
- 育児・介護休業取得要件の緩和
- 産後パパ休暇(出生時育児休業)の創設
- 育児休業の分割取得 など

## 助成金

### 両立支援等助成金

- 出生時両立支援コース
- 介護離職防止支援コース
- 育児休業等支援コース

## 認定制度

### くるみん・プラチナくるみん



子育てサポート企業  
であると厚生労働大臣に認定された企業

## 認定制度

### えるぼし

女性活躍推進のための取組が優良であると厚生労働大臣に認定された企業



その他：政治分野における男女共同参画推進法制定、イクメンプロジェクトなど



明石市はジェンダーギャップ解消に向けて、あかし男女共同参画プランに基づき、「女性の活躍推進」「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」などに取り組んできました。

## 明石市特定事業主行動計画の推進

女性職員の職域拡大、係長や主任級の積極的登用など

【各役職に占める女性職員の割合】

	2017年	2021年
管理職	14.1%	18.4%
監督職	21.0%	21.6%
主任級	45.7%	52.7%

## あかし男女共同参画センター

- ・女性のための相談、就業相談
- ・エンパワメントや多様性理解のセミナー開催 など

女性活躍推進のためのネットワーク組織  
「あかし女性応援ねっと」  
加入数：団体62 個人81

女性応援講演会、キャリアアップ応援セミナー、若い世代のキャリア形成支援など

## 男性の育児休業取得促進の先導的取組

### 明石市「育休100%」宣言

明石市の現状（2020年度）

育休取得率：男性16%、女性100%



2016年10月の明石「女性の活躍推進に向けた政策提言」  
～1人ひとりが活躍できる社会の実現に向けて～より

★女性の働く現状と課題解決に向けた方策

- (1) 子育てと仕事を両立するための社会基盤整備
  - 保育所及び学童保育における、保育の量と質の確保
  - 地域コミュニティ、人材の活用（地域人材活用バンクの設置）
- (2) 社会情勢の変化に伴う新たな課題への対応
  - 就労に関する市の相談体制の充実

・両立支援助成金補助制度の中小企業等への効果的な相談・情報提供

- 離職者に対する復職支援

★一人ひとりが活躍できる社会の実現に向けた取り組みの推進

- (1) 画一的な働き方の見直し

○多様な働き方の検討

・在宅勤務、テレワーク、短時間勤務等の導入

- 働き方改革を進めるための情報提供・共有

・優良事例の紹介や表彰制度

- (2) 明石市役所における先導的な取り組みの推進

- 採用時におけるポジティブアクション

○管理職比率を高めるための土壌づくり

・外部からの人材登用も視野にいれ、副市長、理事等に女性の登用

・リーダー育成研修、キャリアデザイン形成支援

・イクボス育成、両立支援

- (3) 社会制度、慣行の見直し、意識の改革

○男性の育児休業取得率の向上

- 育児休業を取得しやすい環境の整備

- 配偶者控除のあり方についての検討開始

2016年10月の政策提言は、女性活躍推進法が成立した翌年に市内の有識者・公募市民・各種団体代表等の15名の委員により、とりまとめられました。

この政策提言から、5年が経過し、取組が進んだもの、十分に取組めていない分野を精査し、今回のプロジェクトチームからの施策案にも反映させたいと考えています。

【一例】

◆2020年以降、コロナ禍の影響で、多様な働き方(在宅勤務、テレワーク等)が一機に広まりました。今後も、コロナ前に戻ることなく、多様な働き方を進めていきたいと考えます。

◆男性の育児休業取得率は、依然として低い状況です。明石市では、職員の育児休業取得を促進するため、明石市「育休100%」宣言の取組を進めています。この取組をさらに、民間企業へも広めていくための施策を検討しています。





## ジェンダー平等に関する計画等

- SDGsアクションプラン2021(内閣)
- 第5次男女共同参画基本計画(内閣府)
- 女性活躍・男女共同参画の重点方針(内閣府)
  
- (仮称)あかしSDGs推進計画(明石市)
- あかし男女共同参画プラン(明石市)
- 女性の活躍推進に向けた政策提言(明石市)

### 本市の現状

取組が進んだものもあるが、十分とは言えない分野もある。

### きんもくせいプロジェクトでの気づき

意思決定の場での性別に偏りがあると、施策に反映しにくいテーマもある。



**明石市が本気でジェンダー平等に取り組むために**

## ジェンダー平等プロジェクトチーム立ち上げ

- I プロジェクトチーム方式(事務従事)
- II 14名(男性7名、女性7名)
- III 理事～事務職員 幅広い職階
- IV 「〇〇さん」をルール化(対等な立場で発言)
- V 育休職員、時短職員も参加
- VI テーマにより、担当部署や有識者と意見交換

## これまでの取組状況

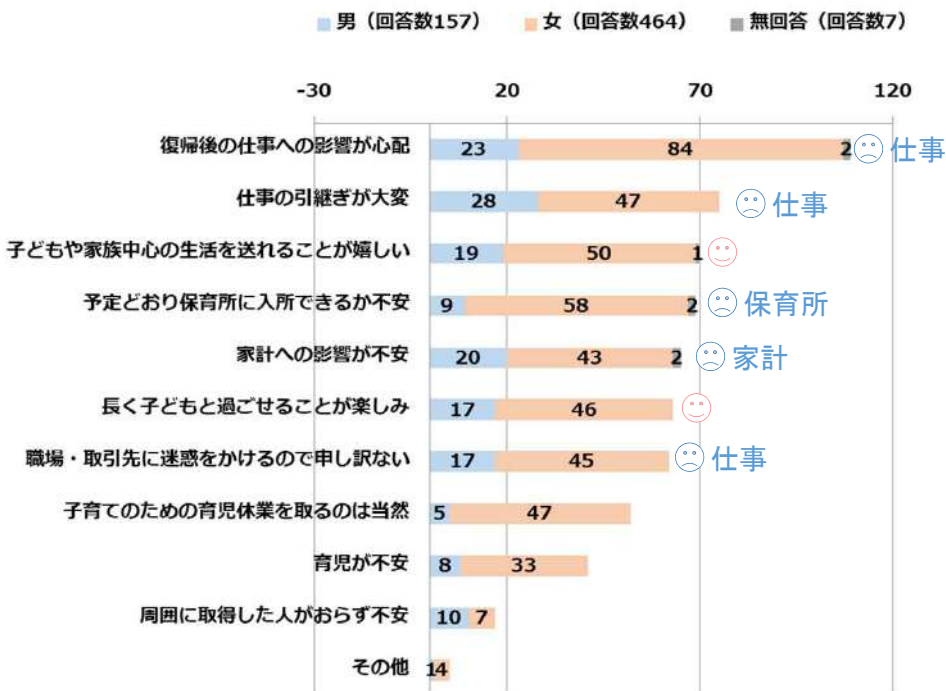
2021年7月	プロジェクトチーム庁内公募
2021年8月	プロジェクトチーム発足(8/2) 第1回プロジェクト会議(8/4) ワークショップ テーマ分け テーマ別ディスカッション 各種アンケートの作成準備 商業施設へのヒアリング実施 総合安全対策室職員と協議
2021年9月	第2回プロジェクト会議(9/1) 職員及び市民向けアンケートの実施 企業向けアンケートの実施 アンケート集計 民間企業等ヒアリング 職員室職員と協議 第3回プロジェクト会議(9/30)
2021年10月	民間企業ヒアリング 教育委員会職員と協議 「防災とジェンダー」をテーマに有識者とのweb意見交換を実施 中間報告



2021年9月に市民向けアンケートを実施。計179名から回答。

育児休業を取得することにどんな気持ちを持っていますか。

※複数回答可



ジェンダー平等社会の実現について

～性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現の為に取り組んだ方が良いと思うものは～



回答者数=173(複数回答者あり)

育児休業の取得において、子どもや家族中心の生活を送ることなどへの喜びが大きい一方で、仕事上の問題(引継ぎや復帰後の影響)や保育所入所、経済的な影響を懸念する声が多かった。

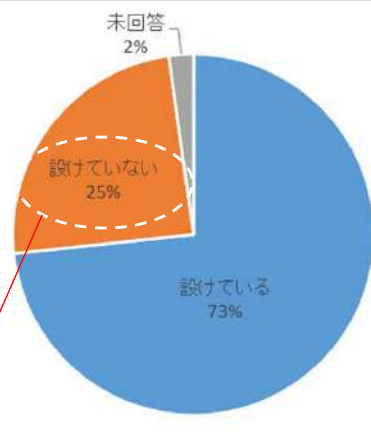
また、ジェンダー平等社会の実現には、企業含む職場環境の変革に加え、ハード面の整備(トイレや授乳スペース拡大)やソフト面(育児についての学びの場)へのニーズが高かった。



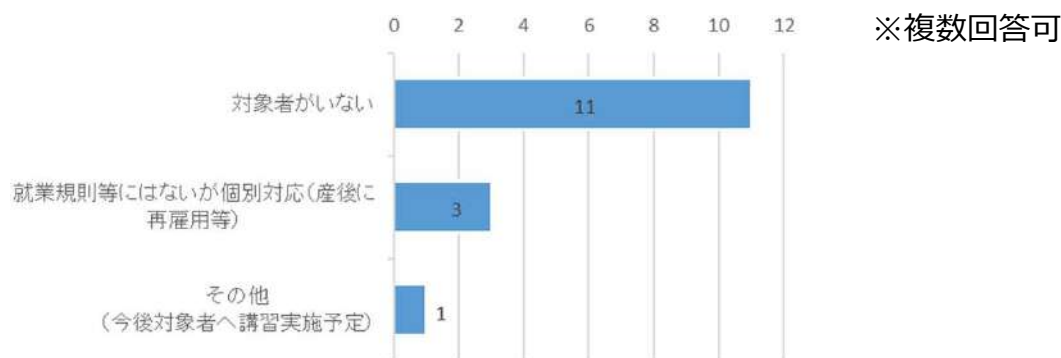
2021年9月に市内企業向けアンケートを実施。計45団体から回答。

育児休業制度は設けていますか。

回答数=45

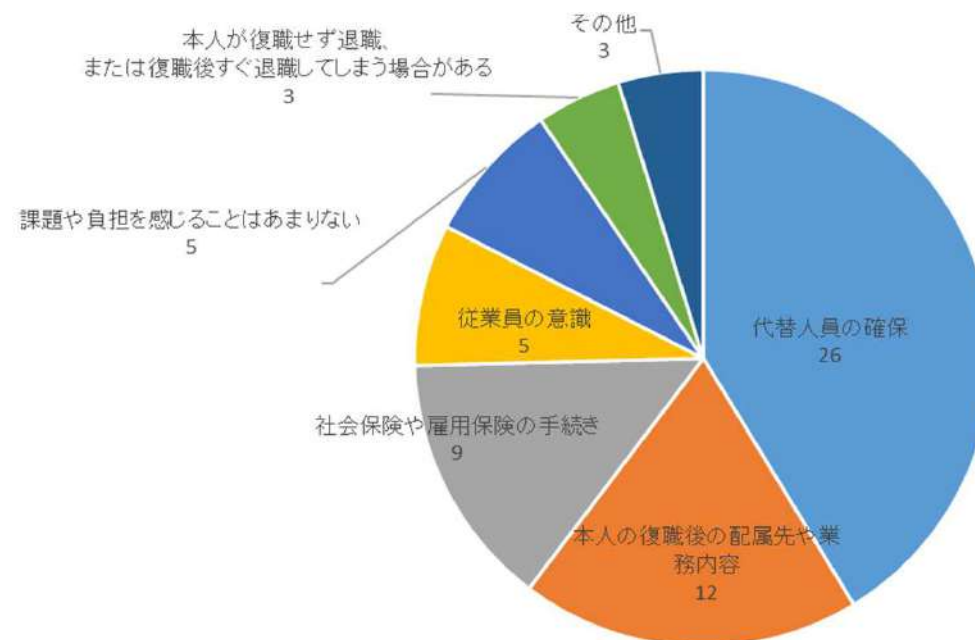


育児休業制度を設けていない理由は。



育児休業の取得に関して課題や負担を感じることは。

※複数回答可



育児休業制度を設けていない企業は比較的小規模が多く、対象者がいないため、就業規則を設けず個別対応、という状況が見られた。また育児休業取得にあたっては代替人員の確保に負担を感じる企業が多かった。



## 防災

災害時の避難所生活等で女性を含めた社会的弱者が安心して過ごすことができる環境を構築する。

多様な主体からなる地域でどのように防災力を上げられるか

一人親家庭

妊婦

単身の高齢者

乳幼児

LGBTQ+

## 教育

ジェンダーに係るアンコンシャスバイアスや多様な性について教育現場から生徒・教員・保護者に働きかけを行う。

女の子はスカート、男の子はズボンを着るものなの？

女の子って必ず男の子を好きになるの？



## 家庭・社会

性別に捉われない家事・育児の役割分担や、多様なジェンダーへの理解が高い社会を目指す。

子供のミルク・おむつ替えはお母さんの仕事だね

パパだけで子供とお出かけするのは、どこか不安

## 職場

市役所内、民間企業において性別に捉われず育児がしやすい環境の構築（男性育休等）。

### 現状

民間企業の男性育休取得率(全国)  
12.65%※1

明石市役所の男性育休取得率  
16.0%※2

## 意思決定過程

行政・地域コミュニティ・民間等において多様な意思決定ができるように女性の参画比率を高める。

### 現状(全国)

管理職の女性割合  
14.8%※3

自治会長の女性割合  
6.1%※4

統一地方選挙候補者の女性割合  
16.0%※5

※1 厚生労働省「雇用均等基本調査」(2020)、※2 市長事務部局の2020年実績、※3 総務省「労働力調査(基本集計)」(2020)、※4 2020年時点、※5 2019年時点



## 「専門委員会」の設置

防災におけるジェンダー平等を実現するためには、防災部門に留まらず、男女共同参画部門、避難所担当(教育、保健師等)など幅広い部署にわたった検討が必要。

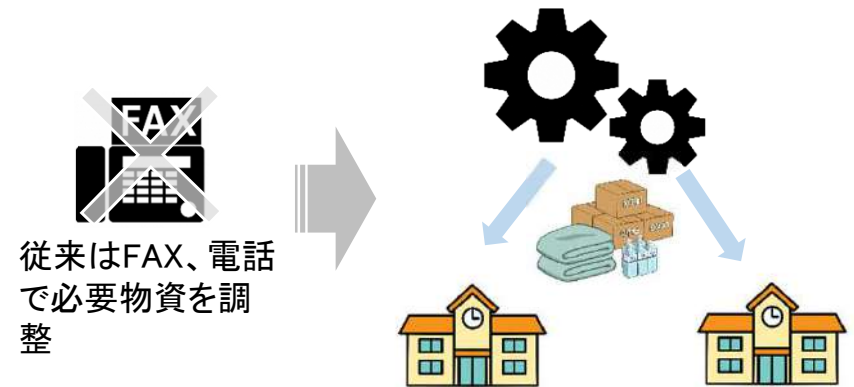
そこで、明石市防災会議に「専門委員」を設置し、避難所開設にあたって女性・障害者・高齢者等の視点を反映させる仕組みの導入などについて議論を行う。

- ・乳幼児連れ・女性一人でも安心して過ごせる避難所運営
- ・多様な避難物資の円滑な配布

## 避難所情報のDX化

乳幼児・妊婦・女性等の多様な方々が、災害発生後の避難生活中に円滑に各自のニーズに合った避難物資を受け取れるよう、備蓄・支援物資の調達・配分システムを構築。

システム開発にあたっては、システム会社への単純委託型ではなく、市内教育機関等と連携した開発を想定。



## その他の施策

女性視点での防災備蓄品の拡充、地域の防災コミュニティにおける女性活躍の場の創出(女性の役員登用、防災士資格取得助成) 等



## ジェンダー啓発提携校の設置

生徒・教員・保護者へジェンダー平等に係る研修・授業を明石市と協力して実施する連携校を選定。連携校のニーズに応じて以下の取組等を実施。

- ・ジェンダー平等に係る授業・研修を教員・生徒等向けに実施（ジェンダー差別、多様な性、性教育を通じた自己肯定等）
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの導入支援を行い、個々の生徒事情に応じた細やかなフォローを実現
- ・スクールサポートスタッフの導入により教員の負担軽減

## 「きんもくせいプロジェクト」の拡充

ニュージーランドでは、2021年6月から全ての学校に通う子どもへ無償提供されています



コロナ禍で顕在化した「生理の貧困」への支援として本年4月から実施している生理用品サポート事業（きんもくせいプロジェクト）を拡充し、児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、学校のトイレに生理用品を配備する。



## 商業施設と連携した啓発キャンペーン

市内の企業や大型商業施設と連携してイベント・キャンペーンを実施。

- ・家事育児相談会
- ・親子料理教室
- ・親子でお出かけスタンプラリー
- ・セミナー開催  
(掃除、食事、子供歯磨きなど)

## トイレ・試着室のユニバーサル化

- ・試着室が男女別に分かっている。
- ・狭くてベビーカーや車椅子で入りづらい。

多目的トイレ＝身体不自由な方専用、という印象を与え、トランスジェンダーの方が使用を躊躇する。



上記課題を踏まえて、以下を実施。

- ・市内商業施設に対して、多目的試着室の設置支援
- ・多目的トイレへの「AllGender」マークの掲示促進

## その他の施策

家事サポートサービスの提携事業を通じた産後うつ対策 など



## モデル企業との連携

明石市内の企業のうち、事業主行動計画を策定する等して積極的に従業員の仕事と子育ての両立を推進している企業と連携し、実証的に以下の事業を実施する。

- ・ 2歳以降の長期育休取得への支援
- ・ 男性育児休業の奨励金
- ・ 半年以降の育休給付金支給額の上乗せ
- ・ 男性職員の育休取得にあわせ代替職員を採用した場合のインセンティブ

## 中小企業へのフォローアップ支援

事業規模が小さい法人の場合、就業規則自体に育児休業の規定がなく、各従業員の申請の都度個別対応しているケースも多い。

従業員がより気軽に育児休業の申請をしやすい環境を整えるため、一般事業主行動計画の策定や労働協約又は就業規則の策定又は改定を支援する事業を実施。

- ・ 行政書士・社労士等の派遣
- ・ 相談窓口の設置

## その他の施策

表彰制度の創設、明石市役所 育休100%宣言、職員へのキャリア形成研修 など





## 市役所幹部・管理職職員への女性登用

明石市役所の管理職の女性割合は18.4%に留まる（全職員の女性比率は36.8%）。

幹部職員含む管理職の男女割合のギャップを埋めることが喫緊の課題である。

庁内において、能力・やる気のある女性管理職を積極的に育成・登用するとともに、2016年の提言書の内容も踏まえ、外部からの人材も視野にいれて女性幹部（副市長など）の登用を検討する。

### 明石市役所 現状

	男性	女性	合計
市長	1	0	1
副市長	2	0	2
理事	3	1	4
局部長級	22	6	28

## 意思決定過程におけるジェンダー平等に係る検討会の設置

行政・政治・民間企業等において、未だ女性が意思決定過程に関わる割合は男性に比べて低い状況。

片方の性に偏らず、また多様な属性の方が意思決定過程に関わることによって、全ての人に優しい社会を実現するため、意思決定過程におけるジェンダー平等に係る検討会を設置し、議論を進める。

### 明石市の現状

	女性割合
市役所管理職	18.4%
民間企業の役員等 ※	10.1%
市議会議員	31.0%

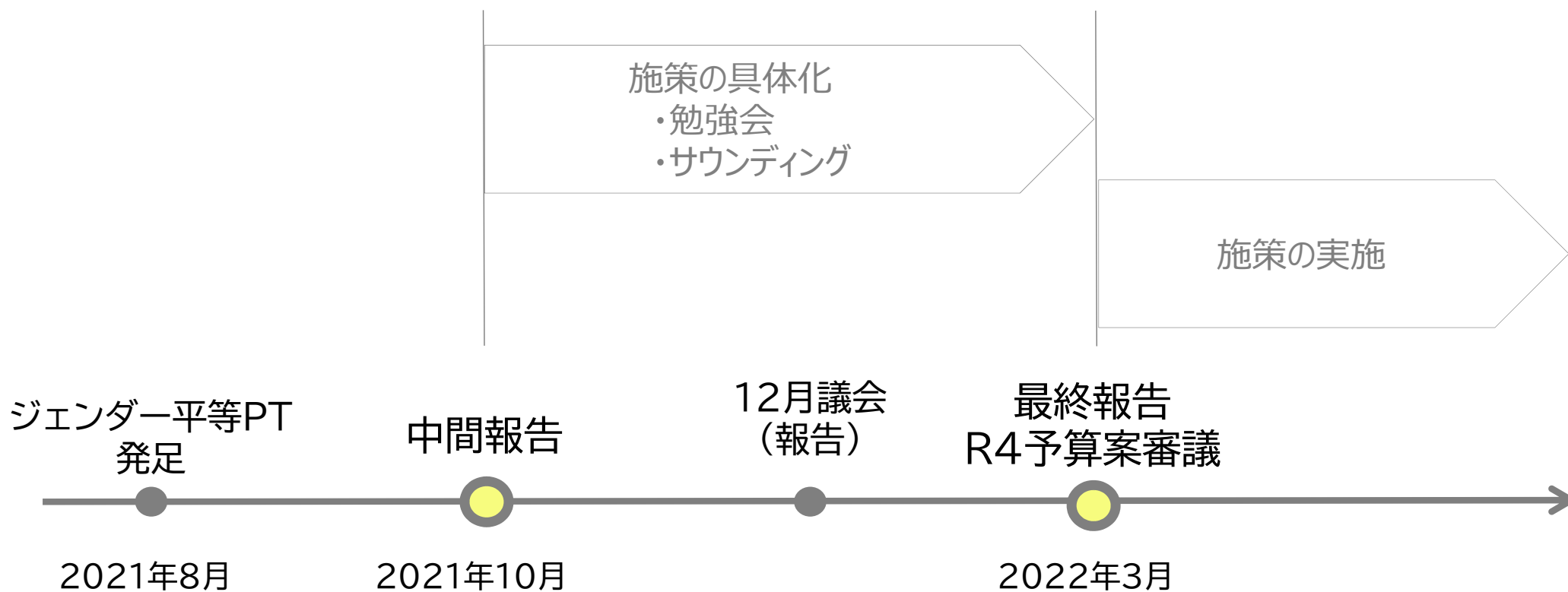
※2021年9月に実施したアンケートより(45社より回答)

## その他の施策

女性の登用目標値の設定、ジェンダー平等企業へのインセンティブ など



年度末の最終報告に向け、それぞれの施策を具体化していきます。



## 工場緑地のあり方検討会の検討状況について

工場緑地面積率については、産業界から市内産業の更なる活性化を図るため、緩和の要望を受けており、昨年12月に市議会において明石商工会議所から提出された緩和に関する請願が採択されたところです。

一方、工場の緑地は、市民生活に影響を及ぼすため、市民の十分な理解が必要であることから、学識経験者をはじめ、経済団体、環境団体、市民・地域代表によって構成する「明石市工場緑地のあり方検討会」を設置し、経済・環境・社会の三側面から丁寧かつ十分な検討を行っています。については、これまでの検討状況と今後の予定について報告いたします。

### 1 検討会の開催状況

#### (1) 日時

- 第1回 2020年12月24日(木) 9:30~12:00
- 第2回 2021年1月14日(木) 15:00~17:00
- 第3回 2021年3月25日(木) 10:00~12:15
- 第4回 2021年10月7日(木) 15:00~17:00
- 第5回 2021年11月29日(月) 15:00~17:00

※ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発出されるなど、感染症対策業務に最優先で取り組む一方で、オンライン会議を導入するなど、可能な限り会議の進捗を図るよう努めてきました。

### 2 検討会における審議内容

#### (1) 特定工場を取り巻く現状と課題

- ① 老朽化による建替えや設備投資の必要性
- ② 労働環境の改善、雇用の維持確保
- ③ 市外転出の可能性
- ④ 地域経済の活性化

#### (2) 工場緑地に関連する課題

- ① 緑地の保全・緑化の推進
- ② 地球温暖化対策(温室効果ガスの排出量削減)
- ③ 生物多様性の保全
- ④ 公害等による生活環境への影響防止
- ⑤ 防災・減災対策
- ⑥ 都市景観の向上
- ⑦ 地域コミュニティの強化

### 3 とりまとめに向けた決定事項

#### (1) 緩和の可否

条件付きで緩和する。

#### (2) 対象エリア

市内全域とする。

#### (3) 緩和に伴う措置等（明石市版ネット・ポジティブ・インパクト）

緑地面積率を緩和する前よりも経済・環境・社会の三側面において、より良い効果を生み出す三方良しの明石市版ネット・ポジティブ・インパクトを適用する。

特定工場は緑地面積率の緩和によって、敷地を利活用することで生産性の向上等が図られるとともに、環境面では良質な緑地の確保等により緑の機能や効果を高め、地域とは協定を締結することにより地域課題の解決等に企業と地域が一体的に取り組を進めるなど、まさに本市が進めるSDGsの経済・環境・社会の三側面に統合的に取り組み、相乗効果を生み出すこととしています。

##### ① 工場敷地の利活用

工場敷地の利活用することで労働環境の改善や雇用の維持確保、地域経済の活性化などを図る。

##### ② 良質な緑地の確保

緩和される緑地面積と同等以上の緑地を工場の敷地外に確保する。

なお、工場内外に整備する緑地は、ガイドラインに基づき、緑量や適正な配置を求めるなど緑の機能を高める取組を誘導する。

##### ア. 緑の機能を高める取組

緩衝効果を高める配置、ゆとりと潤いを与える配置、風景の形成、生態系への配慮、適正な維持管理、地域コミュニティとの関わり

##### イ. 緑地の整備や緑化の推進に関する負担金や寄付

##### ③ 地域協定の締結

特定工場は、良質な緑地の形成や地域貢献、地域課題解決に資する取組などに関して工場が立地する小学校区まちづくり協議会との間で協定の締結を行う。

##### ア. 協定の締結者（3社協定）

特定工場、特定工場が立地する小学校区まちづくり協議会（特定工場の敷地境界と隣接するまちづくり協議会も含む。）、明石市

##### イ. 内容

責務、行動計画書及び報告書の作成、小学校区まちづくり協議会への説明、違背時の対応

### 4 今後の予定

2021年12月27日（月）10:00～ 第6回検討会 最終意見とりまとめ

2022年1月中旬～ パブリックコメント

2022年3月 3月市議会条例提出予定

## あかしインクルーシブ条例の検討状況について

本市は「障害のある人もない人も安心して暮らせるやさしいまち」を目指し、障害者への配慮の促進など障害者施策を手掛かりとして、支援が必要な人への支援に積極的に取り組み、国から「先導的共生社会ホストタウン」に登録されています。

現在は、SDGs 未来安心都市・明石を掲げ、やさしいまちづくりの包括的指針となる条例の制定に向けて、有識者や障害当事者、支援者団体からなる条例検討会で検討を進めているところです。コロナ禍により検討会を延期する一方で、委員との個別意見交換を積み重ね、この10月に開催した条例検討会で条例素案をとりまとめましたので、ご報告いたします。

あわせて、11月に共生社会ホストタウン事後交流イベントとして、台湾パラアスリートとのオンライン交流会を実施しましたので、報告いたします。

### 1. 条例素案の概要

#### (1) 名称案

条例名：すべての人が自分らしく生きられる インクルーシブなまちづくり条例

略称：あかしインクルーシブ条例

#### (2) 条文案等

条文案：別添資料1のとおり

逐条解説：別添資料2のとおり

条文構成（概要）

目的	すべての人が大切にされ、誰ひとり取り残されないインクルーシブ社会の実現
基本理念 （前提）	インクルーシブ社会とは ⇒支援が必要な人が確実に支援を受けられる社会 ⇒支援が必要な人の自己決定権が尊重される社会 ⇒すべての人にインクルーシブ理念の必要性が理解される社会 ⇒すべての人が個性を生かし、持てる力を最大限発揮できる社会
基本方針	差別の解消、当事者参画、情報保障、連携協力
基本的な施策	1. インクルーシブ教育の推進 2. 災害時要配慮者の支援等 3. 総合相談体制の整備等 4. 地域生活の支援 5. 障害者等に対する雇用及び就労の支援 6. 地域生活関連施設の整備等 7. 移動手段の確保 8. 移動円滑化促進方針及び基本構想との関係 9. ユニバーサルツーリズムの促進

### (3) 条例の特徴

- ・子どもや高齢者、障害者など各分野を横断的に包み込む条例として位置付ける  
(※下イメージ図参照)
- ・支援が必要な人を、年齢や性別などにより特定の属性に固定化するのではなく、加齢や病気、失業などで誰もが支援が必要な状態になりうるものと捉える。
- ・多様な当事者の参画を重視し、検討委員に各種障害者や支援者団体、商業者、交通事業者などの当事者を加えた。また、その他障害当事者団体などとの意見交換も多数実施。

(イメージ：各種個別施策とインクルーシブ条例の関係)



### (4) 今後のスケジュール

時期	内容	摘要
2021. 12. 14	■総務常任委員会報告	条例素案の報告
12. 15	パブリックコメント開始	市民意見聴取（1ヶ月程度）
2022. 1. 14	パブリックコメント締切	
3	■議会提案	条例議案の提案
4. 1	条例施行（予定）	

### 【参考】これまでの検討状況

時期	検討内容
2018. 8. 27	検討会①：条例イメージの共有、課題の抽出
9～10	障害当事者団体へのヒアリング（7団体30名）
11. 12	検討会②：抽出課題について意見交換
2019. 1. 30	検討会③：中間とりまとめ案について意見交換
3～4	当事者や支援者団体へのヒアリング（3団体）
5. 16	検討会④：条例骨子案の提示、意見交換
8. 8	検討会⑤：条例検討延長を確認。条例各論部分の意見交換
8. 25	市民みんなで考えるフォーラムの開催 「誰一人取り残すことのないインクルーシブな社会を目指して」
2020. 1. 29	検討会⑥：条例素案の提示、当事者参画制度の意見交換
10～12	検討委員との個別意見交換
2021. 2～8	検討会座長・部会長との意見交換（3回）
9. 17	検討委員全員とのオンライン座談会
10. 22	検討会⑦：条例素案の確定

## 2. 共生社会ホストタウンの取組

共生社会ホストタウンは、パラアスリートとの交流を契機として、共生社会の取組を推進することを目的としており、本市でもユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーの取組を着実に推進するとともに、パラアスリートを招き、市民と直接交流できるイベントの開催を検討していました。

コロナ禍により対面での交流は叶いませんでしたが、メダル獲得の祝賀セレモニーなどオンラインでの交流を実施しましたので、ご報告します。

### (1) オンライン交流会の概要

日 時：2021年11月24日（水） 16:00～17:30

場 所：明石市立総合福祉センター 新館1F

内 容：祝賀セレモニー、オンライン卓球教室、食文化の交流

出席者：明石市 市長、別所キミエ選手、市内中学生、兵庫県立大学生、新館利用者  
台湾 林台北パラリンピック委員会常務理事、蔡パラ卓球コーチ  
田選手（東京パラ卓球銅メダル獲得）、程選手（同5位）



① 祝賀セレモニー



② 似顔絵付きオリジナル表彰状を授与



③ 王子小児童からお祝いメッセージ



④ オンライン卓球教室



⑤ 食の交流（明石焼き・パフ・トルキー）



⑥ 日本・台湾参加者全員で記念撮影

## すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例(素案)

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条—第7条）

## 第2章 基本方針（第8条—第11条）

## 第3章 インクルーシブ社会の実現に向けた基本的な施策（第12条—第20条）

## 附則

人は多様で、誰一人として同じ人間はいない。そして、一人ひとりの個性が尊重され、誰もが差別されず、自由を制限されることなく暮らす権利を持っている。この考え方は、児童の権利に関する条約や障害者の権利に関する条約など国際的な人権条約でも保障されており、世界共通の目標であるSDGsの中でも人権の尊重を土台として、「誰一人取り残さないインクルーシブな社会」を目指していくことが掲げられている。

明石市では、こうした国際規範を踏まえ、多様な市民の声を聴き、コミュニケーションを重ねてそのニーズを施策に反映させることを模索しながら、みんながありのまま安心して暮らせるまちを目指して、様々なまちづくりの取組を推進してきた。

そのような中、2020年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に端を発した社会の変化は、障害者や高齢者、生活困窮者など生活上の制限を受けている人はもとより、多くの市民に様々な制限を強いる状況をつくり出しただけでなく、ウイルス感染をめぐる新たな差別や排除、分断や孤立を生み出すこととなった。他方で、「これまであたりまえにできていたことができなくなる」といった生活上の制限を多くの人を感じざるを得ない状況に至ったことは、誰もが制限されることなく安心して暮らせるまちの必要性を、市民一人ひとりが実感する大きなきっかけとなった。

今こそ、生きづらさを感じている多様な人たちがまちづくりに参加し、その視点や経験を活かして市民一人ひとりが感じている制限を取り払う方法を模索しながら、誰一人取り残さないインクルーシブな社会の実現を目指していくべきである。

ここに私たちは、明石市の「やさしいまちづくり」の考え方に沿った「インクルーシブ」という世界共通の理念を共有し、今後生じる差別も含め「いかなる差別も許さない」という決意を示すとともに、市民一人ひとりの尊厳と多様性が大切にさ



れ、誰もが自由を制限されることのないまちづくりをみんなで進めていくために、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、すべての市民が異なる価値観を認め合い、市民一人ひとりの多様性が尊重されることで、誰もが持てる力を発揮できるインクルーシブなまちをつくるために必要な事項を定めることにより、すべての市民が大切にされ、誰一人取り残されることのないインクルーシブ社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インクルーシブ社会 多様性が尊重され、障害の有無及び程度、年齢、性別、国籍等によって、差別され、排除され、取り残され、又は社会の一員として分け隔てられることなく、誰もが地域で安心して楽しみながら生活することができる社会をいう。
- (2) ユニバーサルデザインのまちづくり 障害の社会モデル（障害は機能障害と周囲の様々な障壁との相互作用によって生じるとする考え方をいう。）を踏まえ、障害の有無及び程度、年齢、性別、国籍等にかかわらず、誰もが自由に移動でき、安全かつ快適な生活を営むことができるまちにすることをいう。
- (3) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (4) 障害者等 障害者をはじめ、日常生活又は社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にある者をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

#### (基本理念)

第3条 インクルーシブ社会は、障害者等が、他の者との平等を基礎として、意思の形成又は表明に係る支援その他の必要とする支援を受けられることを基本として実現されなければならない。

2 インクルーシブ社会は、障害者等が支援される存在としてのみ捉えられるのではなく、その自己決定権が尊重され、その参画が地域社会全体によい効果を生み出すために必要であると理解されることを基本として実現されなければならない。

3 インクルーシブ社会は、誰もが日常生活又は社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態になり得るとの認識のもと、障害者等が必要なときに必要な支援を受けられることが、誰もが心から安心して暮らせる社会につながると理解されることを基本として実現されなければならない。

4 インクルーシブ社会は、誰もがそれぞれの置かれた状況に応じて個性を活かし、持てる力を最大限に発揮することを旨として実現されなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、インクルーシブ社会の実現に向けた施策（以下「インクルーシブ施策」という。）を推進するものとする。

2 市は、職員に対して研修等を行い、インクルーシブ社会の実現に向けて取り組むために必要な職員一人ひとりの意識の向上を図らなければならない。

3 市は、総合的かつ計画的にインクルーシブ施策を推進するために、市の関係部局の横断的かつ一体的な連携を促進するものとする。

#### (市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、積極的にインクルーシブ社会の実現に向けた取組（以下「インクルーシブな取組」という。）を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施するインクルーシブ施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、積極的にインクルーシブな取組を推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施するインクルーシブ施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、誰もが働きやすい職場環境の整備を推進するものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、インクルーシブ施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 第2章 基本方針

(あらゆる差別の解消)

第8条 インクルーシブ社会を実現するためには、あらゆる差別が解消されなければならない。

- 2 市は、差別を解消するために必要な施策を推進するものとする。
- 3 前項に規定する必要な施策のうち、合理的配慮の提供（障害者が現に社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合において、当該障害者が障害者でない者と同等に権利を行使することができるようにするため、その実施が社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担とならない程度で、当該障害者の意向を尊重しながら、その性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要かつ適切な現状の変更及び調整等の措置を行うことをいう。）その他の障害を理由とする差別の解消に必要な事項は、別に条例で定める。

(障害者等の参画)

第9条 インクルーシブ施策及びインクルーシブな取組（以下「インクルーシブな取組等」という。）を効果的に実施するには、障害者等の参画を得ることの重要性及び有効性を障害者等を含むすべての市民が深く認識するとともに、様々な立場の障害者等の積極的な参画が図られなければならない。

- 2 障害者等の参画は、障害者等との対話を通じ、共にインクルーシブ社会の実現を目指すという姿勢で行われなければならない。
- 3 インクルーシブな取組等について、障害者等の参画を得た場合は、当該参画を行った障害者等のニーズを踏まえ、その検討が行われなければならない。
- 4 市は、インクルーシブ施策を実施する場合は、企画立案から評価検証に至るまでのすべての過程において、障害者等の参画機会を確保するものとする。

(情報の確保及び利用)

第10条 インクルーシブ社会を実現するためには、すべての者が必要な情報を確保することができるよう配慮されなければならない。

2 市は、情報を得ることが困難な者が有している多種多様なニーズを的確に把握し、必要な情報をこれらの者に適切に提供するものとする。

3 市は、誰もが円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるよう、情報伝達手段の確保等に関し、必要な施策を講じなければならない。

4 前項に規定する必要な施策のうち、手話等コミュニケーション手段(独自言語としての手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読その他日常生活又は社会参加を行う場合に必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等をいう。)の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(市、市民、事業者及び関係機関の連携協力)

第11条 市、市民、事業者及び関係機関は、相互に連携協力し、一体となって、インクルーシブな取組等を推進しなければならない。

2 市は、総合的かつ計画的にインクルーシブな取組等を推進するために、市、市民、事業者及び関係機関の連携を促進しなければならない。

### 第3章 インクルーシブ社会の実現に向けた基本的な施策

(インクルーシブ教育の推進)

第12条 すべての子どもたちが、地域の学校で共に学ぶことを基本とし、かつ、安心して学び、自分らしさを発揮できる学校教育(以下「インクルーシブ教育」という。)を実現するためには、市、学校、関係機関等の連携のもと、これらの者及び子どもたちの家族の間でインクルーシブ教育の理念が共有されるとともに、子どもたちの声に耳を傾けながら、誰もが参加し、学ぶことのできる環境づくりが図られなければならない。

2 市は、学校、関係機関等の連携に向けた取組、教職員の理解を深めるための取組その他のインクルーシブ教育を実現するために必要な学校、関係機関等に対する取組を推進するものとする。

3 市は、様々な特性を持つ子どもたちが共に過ごすことができる環境を確保し、すべての子どもたちに対して多様性への理解を深める取組を実施する。

- 4 市は、すべての子どもたちが、地域の学校で共に学ぶことができる環境及び学びの機会について、自分自身で選択することができる環境を整えるものとする。
- 5 市は、専門性を持つ人的資源を確保するなど前3項の取組を推進するために必要な措置を講じるものとする。

(災害時要配慮者の支援等)

- 第13条 災害時に災害時要配慮者（災害時に特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）の安全が確保されるためには、平常時における地域住民同士のつながりの重要性が市、市民、事業者、関係機関等に認識されなければならない。
- 2 市は、災害時において、災害時要配慮者の避難及び避難生活が適切に支援されるよう、日頃から地域住民同士が連携協力しやすい環境づくりに努めるものとする。
  - 3 市は、前項に掲げるもののほか、災害時要配慮者に対する災害時における支援に係る施策を推進するものとする。
  - 4 市は、災害と同程度と認められる大規模な感染症その他市民の生活及び安全が脅かされる事態が発生した場合は、市民の生活及び安全を確保するため、当該事態の特性を踏まえ、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(総合相談支援体制の整備等)

- 第14条 市は、障害者等からの相談に総合的に対応することができるよう、関係部局の横断的な連携のもと、相談体制を整備するものとする。
- 2 市は、相談体制を整備する際には、関係機関及び地域住民と連携するものとする。
  - 3 市は、障害者等が抱える課題が深刻化する前に当該課題を顕在化させるとともに、本人の意思決定を尊重し、及び支援し、かつ、本人自らの力が発揮されるよう配慮しながら、課題解決につなげるための適切な支援に努めるものとする。

(地域生活の支援)

- 第15条 誰もが地域で安心して快適に生活するためには、住まいの確保、支援サービスの提供その他の地域での暮らしの支援に関する取組が推進されなければならない。
- 2 市は、障害者の地域移行の促進に寄与する施設の整備その他の住まいの確保に困難を抱える者にとって必要な施策を行うよう努めるものとする。

- 3 市は、福祉に関する知識又は介護等の技能を有する者（以下「福祉人材」という。）の知識及び技能の必要性を認識し、かつ、事業者の理解促進に努めるものとする。
- 4 市は、研修の実施その他の必要な施策の実施により、積極的に福祉人材の養成及び専門性の向上を図るとともに、福祉人材の確保に関する施策の実施に努めるものとする。

（障害者等に対する雇用及び就労の支援）

第16条 市は、雇用する障害者等の労働環境を整備するとともに、事業者、関係機関等と相互に連携して、それぞれの特性に応じた障害者等の適切な雇用及び就労の機会の確保に努めるものとする。

（地域生活関連施設の整備等）

第17条 地域生活関連施設（官公署、学校等の公共施設、事業所、事務所、病院、集会場、物品販売業又はサービス業を営む店舗、宿泊施設、鉄道の駅、道路、公園その他の不特定又は多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）は、障害者等をはじめすべての市民の尊厳が大切にされ、誰もが分け隔てなく利用できるよう配慮されたものでなければならない。

- 2 地域生活関連施設を管理する者は、障害者等をはじめすべての市民が当該施設を安全かつ快適に利用できるよう、当該施設の職員に対する障害者等の理解に係る研修その他の必要な取組を実施するよう努めるものとする。
- 3 市は、障害者等及び地域住民のニーズを踏まえて、地域生活関連施設の整備に係る施策及び前項の取組の支援に係る施策の実施に努めるものとする。

（移動手段の確保）

第18条 市は、障害者等をはじめすべての市民の安全で安心かつ自由な移動を実現するため、切れ目のない移動手段の確保及び整備（移動するために必要な情報の確保及び情報環境の整備を含む。）に努めるものとする。

(移動等円滑化促進方針及び基本構想との関係)

第19条 市は、移動等円滑化促進方針（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針をいう。）又は基本構想（同法第25条第1項に規定する基本構想をいう。）を作成した場合は、これらに従ってユニバーサルデザインのまちづくりを推進しなければならない。

(ユニバーサルツーリズムの促進)

第20条 市は、障害の有無及び程度、年齢、性別、国籍等にかかわらず、市民及び観光客の誰もが旅行を安心して楽しむことができる環境の整備に努めるとともに、当該旅行の普及促進に努めるものとする。

2 市は、前項の規定による環境整備及び普及促進に当たっては、様々な分野の関係機関と連携するものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

# インクルーシブの手引き（案）

～すべての人が自分らしく生きられる  
インクルーシブなまちづくり条例 逐条解説書～



# 目 次

前文	P 1
----	-----

## 第1章 総則

第 1 条 目的	P 2
第 2 条 定義	P 2
第 3 条 基本理念	P 4
第 4 条 市の責務	P 6
第 5 条 市民の役割	P 7
第 6 条 事業者の役割	P 7
第 7 条 財政上の措置	P 8

## 第2章 基本方針

第 8 条 あらゆる差別の解消	P 9
第 9 条 障害者等の参画	P10
第10条 情報の確保及び利用	P11
第11条 市、市民、事業者及び関係機関の連携協力	P13

## 第3章 インクルーシブ社会の実現に向けた基本的な施策

第12条 インクルーシブ教育の推進	P15
第13条 災害時要配慮者の支援等	P16
第14条 総合相談支援体制の整備等	P18
第15条 地域生活の支援	P19
第16条 障害者等に対する雇用及び就労の支援	P20
第17条 地域生活関連施設の整備等	P21
第18条 移動手段の確保	P22
第19条 移動等円滑化促進方針及び基本構想との関係	P22
第20条 ユニバーサルツーリズムの促進	P23

## ■ 前文

人は多様で、誰一人として同じ人間はいない。そして、一人ひとりの個性が尊重され、誰もが差別されず、自由を制限されることなく暮らす権利を持っている。この考え方は、児童の権利に関する条約や障害者の権利に関する条約など国際的な人権条約でも保障されており、世界共通の目標であるSDGsの中でも人権の尊重を土台として、「誰一人取り残さないインクルーシブな社会」を目指していくことが掲げられている。

明石市では、こうした国際規範を踏まえ、多様な市民の声を聴き、コミュニケーションを重ねてそのニーズを施策に反映させることを模索しながら、みんながありのまま安心して暮らせるまちを目指して、様々なまちづくりの取組を推進してきた。

そのような中、2020年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に端を発した社会の変化は、障害者や高齢者、生活困窮者など生活上の制限を受けている人はもとより、多くの市民に様々な制限を強いる状況をつくり出しただけでなく、ウイルス感染をめぐる新たな差別や排除、分断や孤立を生み出すこととなった。他方で、「これまであたりまえにできていたことができなくなる」といった生活上の制限を多くの人が感じざるを得ない状況に至ったことは、誰もが制限されることなく安心して暮らせるまちな必要性を、市民一人ひとりが実感する大きなきっかけとなった。

今こそ、生きづらさを感じている多様な人たちがまちづくりに参加し、その視点や経験を活かして市民一人ひとりが感じている制限を取り払う方法を模索しながら、誰一人取り残さないインクルーシブな社会の実現を目指していくべきである。

ここに私たちは、明石市の「やさしいまちづくり」の考え方に沿った「インクルーシブ」という世界共通の理念を共有し、今後生じる差別も含め「いかなる差別も許さない」という決意を示すとともに、市民一人ひとりの尊厳と多様性が大切にされ、誰もが自由を制限されることのないまちづくりをみんなで進めていくために、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### Ⅰ 目的

第1条 この条例は、すべての市民が異なる価値観を認め合い、市民一人ひとりの多様性が尊重されることで、誰もが持てる力を発揮できるインクルーシブなまちをつくるために必要な事項を定めることにより、すべての市民が大切にされ、誰一人取り残されることのないインクルーシブ社会を実現することを目的とする。

誰もが持てる力を発揮するためには、それぞれが持っている個性をありのまま周りが受け入れることが何よりも大切です。「これができない＝何もできない」ではなく「これができない＝これならできる」のように、「できること」と「できないこと」の両方を当然として受け入れることが求められます。できることもあればできないこともある。それは、障害者など特に支援を必要とする人たちだけの問題ではなく、すべての人皆同じです。

「受け入れる」ためには、人は一人として同じではないという認識を持ち、それぞれの多様性が尊重され、異なる価値観を認め合うことが大切です。

そして、多様性が尊重され、個性を潰すのではなく、お互いに伸ばし合っていくことができれば、多様な才能があふれる社会になるはずです。

この条例では、これらのことを大切なものと考え、この条例が支援を必要とする特定の人たちだけのものではないことを、この条で示しています。そして、この条例を市、事業者を含むすべての市民が「自分ごと」として考え、多様性を理解し、誰一人取り残されることのないインクルーシブ社会の実現をめざす市の指針とします。

### Ⅰ 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インクルーシブ社会 多様性が尊重され、障害の有無及び程度、年齢、性別、国籍等によって、差別され、排除され、取り残され、又は社会の一員として分け隔てられることなく、誰もが地域で安心して楽しみながら生活することができる社会をいう。

一般的に「包摂」「共生」などと訳されることが多い「インクルーシブ」という言葉ですが、明石市における「インクルーシブ」の考え方を明確にし、特に「誰もが地域で安心して楽しみながら生活できる。」という要素を加えた定義としています。

また、コロナ禍での様々な差別の例を踏まえ、「差別」や「排除」を明確に否定しています。

(2) ユニバーサルデザインのまちづくり 障害の社会モデル（障害は機能障害と周囲の様々な障壁との相互作用によって生じるとする考え方をいう。）を踏まえ、障害の有無及び程度、年齢、性別、国籍等にかかわらず、誰もが自由に移動でき、安全かつ快適な生活を営むことができるまちにすることをいう。

例えば階段しかない2階建ての建物において、車いすユーザーは自力で2階に上がりませんが、エレベーターがあれば上がることができます。このように機能障害（この場合足が不自由なこと）だけでなく、周囲に様々な障壁（この場合エレベーターがないこと）があることとの相互作用をもって「障害」とする考え方が「障害の社会モデル」です。

そして、この考え方を踏まえた環境整備を進めていくことが、ユニバーサルデザインのまちづくりです。

特に条例上では、「自由な移動」及び「安全かつ快適な生活（働くことも含みます。）」を大きな2つのポイントとして、市民だけでなく観光客等を含むすべての人を主体としています。

(3) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例（障害者配慮条例）と同じ定義とし、明石市としての障害者の考え方を統一しています。

法令に定める定義に、「難治性疾患」と「断続的に」という表現を加えています。

(4) 障害者等 障害者をはじめ、日常生活又は社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にある者をいう。

すべての人を対象とするこの条例の中で、主に支援の対象となる者を指しています。

条文上は障害者を例示していますが、他にも障害者の家族、高齢者、外国人や乳幼児の親、社会的養護を必要とする子ども、非正規雇用者など様々な人たちが考えられます。

また、人は様々な要因によりその状態が変化するものであり、支援を必要とする場面、必要としない場面があります。健常者であっても、怪我などで一時的に支援が必要となることもありますし、また災害などで一時的に生活が立ち行かなくなることもあります。

そのことを踏まえて、この条例では、特定の人たちだけではなく誰もが支援を必要とするということを前提として、その「状態」に着目した定義としています。

「障害者等」と障害者を例示しているのは、明石市が障害者施策を通じて「だれもが暮らしやすいまちづくり」を進めてきた経緯があることや、優生保護法における優生思想の法制化により、障害者関連の法律や制度に悪影響を生じさせ、おびただしい数の障害者が苦しんできた歴史的な背景からも、特に障害者への支援が重要であることを示すためです。

(5) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(6) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

明石市の他の条例の定義と同じ内容としています。必ずしも住民票を置いている人に限らず、仕事や学校などで明石市とのかかわりが大きい人たち、市内で事業を営んでいる人たちにも、この条例の理念を理解していただき、また支援が必要な場合は支援されることが必要であると考えています。

## ■ 基本理念

### ◆基本理念の考え方◆

基本理念においては、項ごとにそれぞれ異なるテーマを規定しており、いずれもこの条例の根幹となる重要な内容です。

各項の具体的内容としては、まず第1項で「支援が必要な者が支援を受けられること」を基本としたうえで、第2項では「社会における当事者の必要性」、第3項では「セーフティネットとしてのインクルーシブ理念の必要性」、そして第4項では「すべての人をありのままに尊重することの必要性」について規定しています。

第3条 インクルーシブ社会は、障害者等が、他の者との平等を基礎として、意思の形成又は表明に係る支援その他の必要とする支援を受けられることを基本として実現されなければならない。

必要な支援を受けることができないために日常生活や社会生活の様々な場面で排除され、取り残されている者が、必要な支援を受けられるということが、「誰も排除せず、取り残さない。」という条例の考え方であることを示します。

また、本人が意思を形成し、表明することができなければ、本人にとっての必要な支援を行うことが困難です。このことから、この項においては、支援を行う際の根幹となる意思形成支援・意思表示支援の必要性を特に明示しています。

「他の者との平等を基礎として」とは、2014年1月に日本が批准した障害者権利条約において、繰り返し規定されているフレーズであり、この項では支援を受けられることが特別な権利や新しい権利ではなく、他の市民と等しく地域社会に参加するために必要な当然の権利であることを示しています。

2 インクルーシブ社会は、障害者等が支援される存在としてのみ捉えられるのではなく、その自己決定権が尊重され、その参画が地域社会全体により効果を生み出すために必要であると理解されることを基本として実現されなければならない。

支援が必要な人たちは、弱い存在として捉えられがちです。「何でも支援が必要な人」、「一人で何もできない人」と周りから決めつけられることもあります。また支援が必要な人自身も、自らを支援されるだけの存在と思い込んでしまう場合もあります。

この条例では、「障害者等＝支援されるだけの存在」ではないという前提に立ち、障害者等が自ら決定することの必要性、その参画が地域社会により効果を生み出すことへの理解の必要性を大切な考え方としています。

3 インクルーシブ社会は、誰もが日常生活又は社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態になり得るとの認識のもと、障害者等が必要なときに必要な支援を受けられることが、誰もが心から安心して暮らせる社会につながると理解されることを基本として実現されなければならない。

今「障害者等」でない人＝支援を必要としていない人でも、いつかは「障害者等」＝支援が必要な人になる可能性があります。

つまり、今「障害者等が必要なときに必要な支援を受けられること」は、すべての人にとってのセーフティネットになると言えます。

いつ支援が必要な状態になっても大丈夫な社会が、すべての市民が安心して暮らせる社会であるという考え方が広がれば、インクルーシブ社会をめざすための取組を「自分ごと」と捉える人が増えることにつながります。

4 インクルーシブ社会は、誰もがそれぞれの置かれた状況に応じて個性を活かし、持てる力を最大限に発揮することを旨として実現されなければならない。

人は、個性やその置かれた状況によって、「できる」こともあれば「できない」こともあります。（「できる」「できない」という線引き自体も一方向からの考え方にすぎません。）

そしてこれは、必ずしも障害者等に限ったことではなく、誰もが同じです。それにもかかわらず、他の人と比較され、浅慮や偏見から「できない」というレッテルを貼られ、辛い思いをしている人がいます。

しかしながら、いかなる個性を有し、どのような状況下にある人であっても、すべての人が社会の一員であることは紛れもない事実です。

すなわち、インクルーシブ社会を実現するための個々のスタンスにおいては、他との比較による範囲や量を重視するのではなく、その置かれた状況や個性を踏まえて、自らの最大限の力を発揮することを大切と考え、すべての人が、それぞれの個性やその置かれた状況を尊重することが重要になります。

## ■ 市の責務

第4条 市は、基本理念にのっとり、インクルーシブ社会の実現に向けた施策（以下「インクルーシブ施策」という。）を推進するものとする。

インクルーシブ社会の実現をめざすためには、まず市が率先して、基本理念にのっとりインクルーシブ施策を実践しなければなりません。この条例の各論に規定した施策を実施し、また他の条例等に基づく施策を実施する際にも、この条例の理念や基本方針を基礎とします。

2 市は、職員に対して研修等を行い、インクルーシブ社会の実現に向けて取り組むために必要な職員一人ひとりの意識の向上を図らなければならない。

インクルーシブ社会の実現に向けた効果的な施策を実施するには、市の職員一人ひとりがこの条例の理念や基本方針を意識して取り組むことが重要です。例えば当事者参画の必要性や情報保障の重要性について職員が理解すれば、当事者の声を聴きながら施策を展開する場面が広がり、より良いまちに近づきます。

3 市は、総合的かつ計画的にインクルーシブ施策を推進するために、市の関係部局の横断的かつ一体的な連携を促進するものとする。

市がめざすインクルーシブ社会は一朝一夕に実現できるものではなく、また特定の部局のみで実現できるものではありません。

施策を展開する際には、部局の垣根をなくし、それぞれが強みを活かしながら連携していきます。

## ■ 市民の役割

---

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、積極的にインクルーシブ社会の実現に向けた取組（以下「インクルーシブな取組」という。）を推進するよう努めなければならない。

市民の皆さんには、まず、自らがインクルーシブ社会の実現のために重要な役割を果たすことを知ってほしいと考えています。多様性への理解を深める研修に参加したり、手話を学んだり、認知症について勉強するなど時間がかかることから、地域の高齢者や障害者、子どもへのお声かけや見守りといったことまで、ほんの些細なことであっても一歩を踏み出すこと、それがインクルーシブ社会を実現するための市民の皆さんの重要な役割です。

2 市民は、市が実施するインクルーシブ施策に協力するよう努めなければならない。

市民の皆さんにはインクルーシブ社会の実現に向けて主体的に取り組んでいただきたいと考えていますが、実際に主体的に取り組むのはなかなかハードルが高いものです。まずは、市が実施する様々な施策に協力することから始めてみるのはいかがでしょうか。

## ■ 事業者の役割

---

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、積極的にインクルーシブな取組を推進するよう努めなければならない。

事業者は不特定多数の人にサービスを提供する立場であることから、様々な特性を有する多くの人と接する機会が多く、一般市民よりもその社会的影響は大きいと言えます。

さらにハード面からも、店舗の段差をなくしたり、手すりを付けたりするなどユニバーサルデザインのまちづくりに貢献できる貴重な存在です。

この項では、そのことが多くの事業者に認識され、「事業者だからこそできること」を進める必要性を示します。



## 2 事業者は、市が実施するインクルーシブ施策に協力するよう努めなければならない。

事業者には自ら取組を推進していく姿勢が求められます。また、インクルーシブ社会の実現に向けた事業者の役割の重要性は、市も認識しているところであり、研修の実施や様々な補助制度があります。

まずは、市が実施する研修や補助制度を知り、興味を持つところがスタートです。市も、研修や補助制度の周知・啓発に努めます。

## 3 事業者は、誰もが働きやすい職場環境の整備を推進するものとする。

障害者等の働く機会の創出には、職場環境が大きく影響します。この項では、そのことを事業者自身が認識し、可能な範囲や方法で職場環境を整備することを求めます。なお、市の職場環境の整備については、第4条第1項に基づく施策として第16条に規定しています。

### ■ 財政上の措置

---

#### 第7条 市は、インクルーシブ施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

インクルーシブな取組を推進するにあたっての財政上の措置について定めています。

取組推進のためには、財政的な裏付けが必要となることから、市としては、予算の範囲内で必要な財政上の措置を講ずることを確認しています。

## 第2章 基本方針

### Ⅰ あらゆる差別の解消

第8条 インクルーシブ社会を実現するためには、あらゆる差別が解消されなければならない。

差別がインクルーシブ社会の実現の妨げとなるのは、言うまでもありません。

明石市においてはこれまでに、子どもへの差別の禁止（明石市子ども総合支援条例）、障害者への差別の禁止（明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例）など、条例に基づいて差別の禁止を謳ってきたところです。

この条例においても、いかなる理由があっても差別は認められず、あらゆる差別が解消されなければならないことを、基本方針としてこの条で示します。

2 市は、差別を解消するために必要な施策を推進するものとする。

差別を解消するには、すべての市民が差別を許さず自ら差別をしない姿勢を持つ必要がありますが、まず市が率先してその姿勢を示すことが重要です。

明石市ではこれまでも差別を受けた人の属性ごとに必要な施策を実施してきましたが、それを引き続き実施していくとともに、属性に捉われることなくあらゆる差別を解消するために必要な施策を進めていきます。

3 前項に規定する必要な施策のうち、合理的配慮の提供（障害者が現に社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合において、当該障害者が障害者でない者と同等に権利を行使することができるようにするため、その実施が社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担とならない程度で、当該障害者の意向を尊重しながら、その性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要かつ適切な現状の変更及び調整等の措置を行うことをいう。）その他の障害を理由とする差別の解消に必要な事項は、別に条例で定める。

2016年4月に明石市が施行した「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例（平成28年条例第5号）」との関係性を表す条文です。

障害者の差別解消についても、この条例の「誰も取り残さない」というインクルーシブ理念に含まれていることを、障害者差別の歴史的な背景を踏まえて特に明確にする趣旨で規定しています。

## ■ 障害者等の参画

第9条 インクルーシブ施策及びインクルーシブな取組（以下「インクルーシブな取組等」という。）を効果的に実施するには、障害者等の参画を得ることの重要性及び有効性を障害者等を含むすべての市民が深く認識するとともに、様々な立場の障害者等の積極的な参画が図られなければならない。

当事者参画の意義について定めています。

当事者参画は、義務感から形式的に実施しても効果は望めません。取組の質を高める有効な手法であることを、取組をする人が理解して実施することが重要です。

また障害者等も、自らの積極的な発信がインクルーシブ社会の実現につながることを認識することが重要です。

様々な背景を持ち、様々な状態にある人たちからの多面的な意見が、実施する取組への良い効果を生みます。

2 障害者等の参画は、障害者等との対話を通じ、共にインクルーシブ社会の実現を目指すという姿勢で行われなければならない。

アンケートによる意見聴取など一方からの発信だけでなく、双方向の対話を通じて一緒に目的に向かうことで、参画の効果を高めることが望ましいという、当事者参画のスタンスを示しています。

3 インクルーシブな取組等について、障害者等の参画を得た場合は、当該参画を行った障害者等のニーズを踏まえ、その検討が行われなければならない。

当事者参画により得たニーズは、実質的なものとして誠実に取り扱われることが必要です。

ここでいう「実質的」とは、そのニーズを認識し、意見の反映の可否を検討することも含まれます。

まずは当事者ニーズを知り、今後につなげることが重要です。「今回意見を反映できなかったとしても、当事者参画により得たニーズは今後取組を実施する際の指針として、大きな意味がある。」と認識することが、当事者参画制度を広げる第一歩です。

4 市は、インクルーシブ施策を実施する場合は、企画立案から評価検証に至るまでのすべての過程において、障害者等の参画機会を確保するものとする。

当事者参画を進めるに当たっての困難な理由として、障害者等との日頃からの接点がなく、参画してもらうための手法などがわからないことが挙げられます。

このことから、特に事業者等が当事者参画を実施するためには、市が予め障害者等の参画につなげる制度を用意するなどその機会の提供を確保する必要があります。

市は、2020年度から「(仮称)あかしユニバーサルアドバイザー」の制度化に向けた検討を進めており、この制度を機会の提供の確保として位置付ける予定です。

また、特に施設整備などの場合、事前に行う当事者参画は設計書など図面によるものが多く、実際に整備が完了した後でしかわからない部分が多々あります。

整備完了後にも当事者の参画を得て検証及び評価を行うことで、当該整備の事後改善につなげることができ、また施工上改善が難しい場合も、検証及び評価で得た意見等を今後の整備に活かすことができます。

## ■ 情報の確保及び利用

第10条 インクルーシブ社会を実現するためには、すべての者が必要な情報を確保することができるよう配慮されなければならない。

私たちは、日々多くの情報を新聞やテレビ、インターネットなど様々な媒体から得ています。また、外出先においても電車・バスなどでのアナウンス、街にある案内板などから情報を得ています。

しかしながら、これらの方法で情報を得ることができない人もいます。例えば、案内板などに表示された情報は視覚障害者には伝わらないことが多く、小さい文字は高齢者も読みにくいものです。アナウンスなどの音声案内であれば、聴覚障害者を含め耳の聞こえにくい人には伝わりにくいでしょう。

また、昨今コンピュータやインターネットなどの情報技術が普及していますが、それらを利用することができる人とできない人の間で様々な格差が生じ、いわゆる「デジタルデバイド」として問題になっています。さらに、今後も情報技術の目覚ましい進歩が想定される中で、新たな情報技術を利用できる人とできない人との間に、さらなる格差が生じることも考えられるでしょう。

情報が伝わらないということは、平常時の不便さを生むだけでなく、災害や事故などの非常時には命取りにもなりかねません。

誰もが安心して生活できるインクルーシブ社会には、まず必要な情報を誰でも得ることができるようにすることが重要です。

2 市は、情報を得ることが困難な者が有している多種多様なニーズを的確に把握し、必要な情報をこれらの者に適切に提供するものとする。

市が市民に提供する情報は、平常時はもちろんのこと特に災害などの非常時には大変重要なものとなります。

既存の方法では情報を得ることが難しい市民に対して、まず市が情報をどのような方法で提供すべきかを知り、ニーズに応じた方法で提供することが必要です。

例えば、音声情報と文字情報のいずれかだけでは情報を得ることができない人には、複数の方法で情報提供することが求められます。また、従来のお役所言葉を使った難しい表現ではなく、できるだけ多くの市民に理解してもらえるようなわかりやすい表現で提供することも必要です。

3 市は、誰もが円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるよう、情報伝達手段の確保等に関し、必要な施策を講じなければならない。

既存の方法で情報を得ることが難しい人がいるだけでなく、得た情報を理解したり、自ら発信したりすることが難しい人もいます。

例えば、聴覚障害者が店員に注文する場合、店に筆談ボードが用意されており、また手話でコミュニケーションできる店員がいれば情報伝達がスムーズになります。

また、災害時等の避難所で子どもや知的障害のある人に内容を理解してもらったり、要望を聞き取ったりするには、イラストを多用したコミュニケーションボードが有効な場合もあるでしょう。

このように様々な場面において、個々の特性に応じた情報伝達手段を確保しておくことは有効かつ重要であり、市はそのために必要な施策を進める必要があります。

4 前項に規定する必要な施策のうち、手話等コミュニケーション手段（独自言語としての手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読その他日常生活又は社会参加を行う場合に必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等をいう。）の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

明石市は、障害のある人がその障害特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を構築することを目的として、2015年4月に「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（平成27年条例第2号）」を施行しました。

同条例では、手話だけでなくそれぞれの障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図ることで、障害者の情報アクセスとコミュニケーションの保障を目指しています。

この項では、同条例がこの条例に規定する情報保障の一端を担っていることを明確にしています。

## ■ 市、市民、事業者及び関係機関の連携協力

---

第11条 市、市民、事業者及び関係機関は、相互に連携協力し、一体となって、インクルーシブな取組等を推進しなければならない。

インクルーシブ社会は、市だけで実現できるものではなく、その取組は、市、市民、事業者、関係機関が連携協力して進めることが重要です。

この項では、まち全体でインクルーシブ社会の実現に向けた取組を進める必要性を示しています。

2 市は、総合的かつ計画的にインクルーシブな取組等を推進するために、市、市民、事業者及び関係機関の連携を促進しなければならない。

連携協力を進めるためには、主となって音頭を取る立場が必要であり、それを市が担うことを明確にしています。

### 第3章 インクルーシブ社会の実現に向けた基本的な施策

#### ◆前提としての考え方◆

この章に規定されている内容は、それぞれがインクルーシブ社会の実現に大きく貢献するものであり、かつ、実現可能であると考えられるものをテーマとしています。

ただし、現時点で必要性はあっても、それに対する取組や解決策が漠然としているテーマは、まだ機が熟していないと考え、条文化を見送っています。

条例の理念は不変ですが、ここに規定される基本的施策及びそれに基づく具体的取組は、社会情勢の変化、技術の進歩等にともない、今後目まぐるしく変容することが想定されます。

この変容に対応するためには、この条例自体を進化し続ける条例として捉え、必要性が高まり、機が熟したときには、積極的に見直しを行うべきであると考えています。

#### ◆規定する順番の考え方◆

ソフト・ハード両面から特に進める必要があり、かつ、関わる人の多様さ、取組を進めるための費用規模など大きなテーマである「教育」「災害」を最初に規定します。

その後、明石市が推し進めてきた障害者施策の経緯を踏まえ、「相談」「福祉施設の整備」「福祉人材の育成・確保」「障害者就労」といった特に障害者の関連が深いソフト施策のテーマを規定します。

次に現在検討を進めているバリアフリー法に基づく協議会のテーマでもある「施設のバリアフリー化」「移動手段の確保」「バリアフリー法との関係」のハード施策のテーマを規定します。

「ユニバーサルツーリズム」については、主にソフト・ハード両面に影響するテーマとして、最後に位置付けます。

## ■ インクルーシブ教育の推進

第12条 すべての子どもたちが、地域の学校で共に学ぶことを基本とし、かつ、安心して学び、自分らしさを発揮できる学校教育（以下「インクルーシブ教育」という。）を実現するためには、市、学校、関係機関等の連携のもと、これらの者及び子どもたちの家族の間でインクルーシブ教育の理念が共有されるとともに、子どもたちの声に耳を傾けながら、誰もが参加し、学ぶことのできる環境づくりが図られなければならない。

明石市における現時点の「インクルーシブ教育」とは、「みんなが一緒に教室で学ぶこと」を原則としつつ、加えて「それぞれのニーズに応じた学び方などを希望できる選択肢があることで、安心して学び、自分らしさが発揮できること」と考えています。もちろん、自分らしさが発揮されることが一番大切であり、そのためには第4項に定めるように選択することができる環境が必要です。

そして、そのために「インクルーシブ教育の考え方が明石市全体で共有されること」と「子どもたちの声を踏まえた環境整備がなされること」の2つが大きなポイントであることを示しています。

2 市は、学校、関係機関等の連携に向けた取組、教職員の理解を深めるための取組その他のインクルーシブ教育を実現するために必要な学校、関係機関等に対する取組を推進するものとする。

この項から第5項までは、学校現場などの声を聴くことで見えてきた課題を踏まえ、進めるべき取組を規定します。

この項では、校務が多様化する学校と、支援者、地域などの連携体制の整備や、研修など教職員の知識や意識を向上させ、人員不足のカバーにつなげる取組など、学校や関係機関等に対して必要な取組の推進について規定します。

3 市は、様々な特性を持つ子どもたちが共に過ごすことができる環境を確保し、すべての子どもたちに対して多様性への理解を深める取組を実施する。

多様性への理解を持つ人を増やし、社会全体に多様性を広げるためには、低年齢のときから、保育所、幼稚園、小学校などでみんなが一緒に時間を過ごすことなどを通じて、多様な社会を体感する（当たり前にする）ことが重要です。

この項では、子どもたちの多様性への理解を深めるために必要な取組を、市が実施することを規定します。



4 市は、すべての子どもたちが、地域の学校で共に学ぶことができる環境及び学びの機会について、自分自身で選択することができる環境を整えるものとする。

第1項でも述べたように、「インクルーシブ教育の実現」に向けたキーワードの一つは「選択肢」です。選択肢を増やすためには、ソフト面の改善だけでなく環境整備が大きなポイントとなります。

例えば、近年医療的なケアが必要な子どもが増加していますが、通常学校では学ぶことが困難な現状があります。多様な個性を持つ子どもたちが安心して学校生活を送り、充実した学びを得ることができるようにするためには、通常学校で看護師を確保するなど人的な支援が必要です。

また、ろう児の教育においては、手話言語の堪能な教員が求められるなど、必ずしも通常学校で健常児とともに学ぶことが選択されない場合もあります。

このように人材、設備といった環境を整えていくことが、子どもたちの選択肢につながることを踏まえ、市には環境整備を進めていくことが強く求められます。

5 市は、専門性を持つ人的資源を確保するなど前3項の取組を推進するために必要な措置を講じるものとする。

前3項の取組を実効性のあるものにするためには、他のテーマより、人件費、備品費、設備費をはじめとする多くの費用がかかります。

予算措置については、第7条においても総論的に述べていますが、敢えてここで再度措置の必要性を示しています。

## Ⅰ 災害時要配慮者の支援等

第13条 災害時に災害時要配慮者（災害時に特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）の安全が確保されるためには、平常時における地域住民同士のつながりの重要性が市、市民、事業者、関係機関等に認識されなければならない。

東日本大震災での障害者の死亡率は、住民全体の死亡率の2倍であったというデータがあります。またこれらは、普段からの備えと周囲の支えがあれば助かっていたかもしれないとも言われています。一般的に災害においては、移動が困難であったり、情報保障が不十分であったりするなどの要因で、障害者を含む災害時要配慮者の死亡率が高い傾向があります。

検討会では、この点に関し、障害者も健常者も一緒に防災訓練に参加するなど平常時における地域での障害者と健常者のつながりの重要性が何度も議論になりました。

この項では、これらの議論を踏まえ、まず平常時の重要性について謳います。

2 市は、災害時において、災害時要配慮者の避難及び避難生活が適切に支援されるよう、日頃から地域住民同士が連携協力しやすい環境づくりに努めるものとする。

前項の一般論を形にするには、具体的な地域での動きが必要です。一方、明石市においては、地域が主体となった連携協力はまだ過渡期の状況であり、地域によって大きな差もあります。

この現状を踏まえ、条例においては、まず地域住民同士が連携協力しやすい環境づくりを、市が進めることを規定します。

障害者等を含む地域住民は、市民の役割（第5条第2項）に基づき、市が行う環境づくりに協力することが求められます。

3 市は、前項に掲げるもののほか、災害時要配慮者に対する災害時における支援に係る施策を推進するものとする。

災害時に障害者や高齢者を含め誰も取り残さず、あらゆる人を受け入れるという、国連防災世界会議で示された「インクルーシブ防災」という考え方があります。

市では、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的として2016年9月に「明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（平成28年条例第6号）」を施行するなど、災害時要配慮者の支援に係る施策を推進しています。

この項では、今後も災害発生時に災害時要配慮者をしっかり支援できるよう、平常時・災害時問わず必要な取組を進める旨を規定します。

4 市は、災害と同程度と認められる大規模な感染症その他市民の生活及び安全が脅かされる事態が発生した場合は、市民の生活及び安全を確保するため、当該事態の特性を踏まえ、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

一般的に「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいいますが、それ以外にも新型コロナウイルス感染症などの大規模な感染症等、生活や安全が脅かされる場面は多くあります。

現にいわゆるコロナ禍においては、コロナに罹患した人、収入が減ったり、収入源が断たれたりした人、帰省した際にいわれなき誹謗中傷を受けた人など生活や安全が脅かされた多くの人がいました。

災害に限ることなく、そのような場面にも市がしっかりと対応し、市民の生活と安全を守る事が重要です。

## ■ 総合相談支援体制の整備等

第14条 市は、障害者等からの相談に総合的に対応することができるよう、関係部局の横断的な連携のもと、相談体制を整備するものとする。

総合相談とは、各種制度ごとの相談ではなく、個々の生活における様々な課題に対して総合的に対応する相談をいいます。

この項では、総合相談支援体制の整備は、どのような支援体制にするかを含め、関係部局全体で連携しながら進める必要があることを明確にしています。

2 市は、相談体制を整備する際には、関係機関及び地域住民と連携するものとする。

総合相談支援体制の整備は、市だけで行えるものではありません。個々の生活に基づく様々な課題に対して総合的に対応するには、相談者の地域での生活状況を知ることが欠かせません。この項では、市と支援者などの関係機関や地域での見守りを含めた地域住民との連携が必要であることを明確にしています。

3 市は、障害者等が抱える課題が深刻化する前に当該課題を顕在化させるとともに、本人の意思決定を尊重し、及び支援し、かつ、本人自らの力が発揮されるよう配慮しながら、課題解決につなげるための適切な支援に努めるものとする。

障害がある家族がいるのを知られたくない、障害があったら偏見の目にさらされるといふ不安などから、課題が顕在化せず深刻化してしまう現状があります。そうなる前に適切な支援があれば助けられるケースが少なからずあり、市としては、その意識を持って課題の顕在化や適切な支援を進めていく必要があります。

併せて、問題の解決は、可能な限り本人起点によることが望ましいことを示しています。

## ■ 地域生活の支援

第 15 条 誰もが地域で安心して快適に生活するためには、住まいの確保、支援サービスの提供その他の地域での暮らしの支援に関する取組が推進されなければならない。

どこで暮らすかといった居住の自由は、憲法でも認められている重要な権利の一つです。しかしながら現実的には、様々な事情により地域で暮らすことが難しい人がいるなど、暮らしの選択が十分にできる環境にはなっていません。

インクルーシブ社会を実現するには、支援が必要な人を含めすべての人たちが、暮らしたい場所で暮らすことができる環境が必要であり、特に地域で安心して快適に生活できることが重要です。そしてこのことは、ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方も一致します。

この項では、地域生活の支援の必要性について規定しており、具体的な内容について第 2 項から第 4 項までに規定しています。

2 市は、障害者の地域移行の促進に寄与する施設の整備その他の住まいの確保に困難を抱える者にとって必要な施策を行うよう努めるものとする。

地域移行支援とは、障害者支援施設等及び精神科病院に入所・入院している障害者等に対して、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行うものです。

明石市においても、地域移行の受け皿として重要な役割を果たすグループホームの整備を含めた住まいの確保などを進めていく必要があります。この項ではそのことを規定しています。

住まいについての選択肢があり、地域において安心して楽しみながら生活できるよう、施策を進めていきます。

3 市は、福祉に関する知識又は介護等の技能を有する者（以下「福祉人材」という。）の知識及び技能の必要性を認識し、かつ、事業者の理解促進に努めるものとする。

前項の規定により、多くの施設が整備されたとしても、そこで働く人材（グループホームであれば世話人）がいなければ、施設の運営ができません。施設が運営できなければ、せっかくの施設整備が無駄になってしまいます。

詰まるところ、人材は福祉施設を有効なものとする根幹です。

それにもかかわらず福祉人材の給与等の待遇面は決して十分なものでなく、福祉施設では、職員の数が当事者のニーズに比して常に不足している現状があります。

そこでこの項では、まず福祉人材の必要性を示します。ただし、実際は市が必要性を認識しているだけでは意味がありません。事業者が福祉人材の必要性を一層理解することで、給与等の待遇面が改善され、働きがいが増し、人材の確保や定着につながります。

市は、次項に規定する施策とあわせて、事業者理解を進めていきます。

4 市は、研修の実施その他の必要な施策の実施により、積極的に福祉人材の養成及び専門性の向上を図るとともに、福祉人材の確保に関する施策の実施に努めるものとする。

この項では、市が福祉人材の確保や育成に関する施策に取り組むことを規定します。

例えば人材育成であれば、市が研修を主催したり、事業者が実施した研修費用を補助したりすることが挙げられます。

また、専門性の向上を目的とした資格取得を支援するために、資格取得に要する費用を補助することも考えられます。

福祉人材の確保や育成を大切なテーマとして位置付け、補助制度などを通じて支援していきます。

## ■ 障害者等に対する雇用及び就労の支援

第16条 市は、雇用する障害者等の労働環境を整備するとともに、事業者、関係機関等と相互に連携して、それぞれの特性に応じた障害者等の適切な雇用及び就労の機会の確保に努めるものとする。

「働く」ということは、社会や地域で役割を果たすということであり、大きな価値があります。しかしながら、例えば、法定雇用率を達成するための「数合わせ」の採用が障害者の職場定着を阻むなど、様々な課題があることも事実です。

様々な事情で働くことに困難を抱える人が当たり前になる社会は、すべての人が活躍できる社会につながります。

そこでこの条では、障害者等の雇用及び就労を大きなテーマとして、まず、市が雇用する障害者等について、柔軟な採用や採用後の定着を図り、安心して働くことのできる環境を整備します。

また、障害者の就労に係る環境整備に当たっては、障害当事者職員も参加して「障害者活躍推進計画」を策定します。

障害者が期間限定で就労体験できる「チャレンジ・ウィーク」については、就労体験場所の拡大も視野に入れながら、引き続き実施していきます。

## ■ 地域生活関連施設の整備等

第 17 条 地域生活関連施設（官公署、学校等の公共施設、事業所、事務所、病院、集会場、物品販売業又はサービス業を営む店舗、宿泊施設、鉄道の駅、道路、公園その他の不特定又は多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）は、障害者等をはじめすべての市民の尊厳が大切にされ、誰もが分け隔てなく利用できるよう配慮されたものでなければならない。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」といいます。）では、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」が、バリアフリー法による基本構想等の対象となる「生活関連施設」として定義されています。この条例では、より範囲を広げて不特定又は多数の者が利用する施設すべてを「地域生活関連施設」として位置付けています。

例えば、小規模であったとしても飲食店のように不特定の者が利用する施設は、予め利用についての配慮がなされていなくてはなりません。

この項では一般論を示し、第 3 項で地域生活関連施設に対する市の姿勢を改めて示しています。

2 地域生活関連施設を管理する者は、障害者等をはじめすべての市民が当該施設を安全かつ快適に利用できるよう、当該施設の職員に対する障害者等の理解に係る研修その他の必要な取組を実施するよう努めるものとする。

地域生活関連施設には、様々な人たちが訪れ、中には施設を利用するのにサポートが必要な人もいます。そういった場合に予め施設の職員の理解があれば、ハード部分の不足があったとしても、対応一つで乗り越えられることもあります。

この項では、主に研修といったソフト施策を想定し、管理者が職員に対して取組を実施するよう求めています。

3 市は、障害者等及び地域住民のニーズを踏まえて、地域生活関連施設の整備に係る施策及び前項の取組の支援に係る施策の実施に努めるものとする。

誰もが地域で安心して楽しみながら生活することができるインクルーシブ社会を実現するためには、地域生活関連施設がすべての人にとって利用しやすいことが大切です。

市としては、地域生活関連施設を整備するために必要な施策や施設職員の理解に関する取組を支援する施策を推進し、ソフト・ハードの両面から誰もが利用しやすい施設を増やしていきます。

## ■ 移動手段の確保

第 18 条 市は、障害者等をはじめすべての市民の安全で安心かつ自由な移動を実現するため、切れ目のない移動手段の確保及び整備（移動するために必要な情報の確保及び情報環境の整備を含む。）に努めるものとする。

まちでイベントなどが開催されていても、楽しむためには、まずそこに行く必要があります。移動手段の確保は、まちを安心して安全に楽しむための根幹です。ここでいう移動手段の確保とは、道路のバリアフリー化や公共交通機関の充実などが図られるのはもちろんのこと、例えば目の前のバスはどこに行くのかなど誰もがわかることが必要です。そのためには、目が見えない見えにくい方、耳が聞こえない聞こえにくい方などに対する情報の提供方法も検討する必要があります。

また、地域生活関連施設には学校も含まれており、学校周辺の通学路を整備し、子どもが安心して安全に登下校できることも重要です。

そこでこの条では、移動手段や案内表示など情報の提供手段の確保の重要性を規定します。

明石市では、これまで障害者、地域住民、交通事業者などと一緒に、まち歩き点検を複数回実施しており、そこで出た意見を道路工事などに反映する取組を行っています。これは第 9 条に定める障害者等の参画を鍵として、当事者ニーズに沿った施策につなげている一つの例です。

## ■ 移動等円滑化促進方針及び基本構想との関係

第 19 条 市は、移動等円滑化促進方針（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 24 条の 2 第 1 項に規定する移動等円滑化促進方針をいう。）又は基本構想（同法第 25 条第 1 項に規定する基本構想をいう。）を作成した場合は、これらに従ってユニバーサルデザインのまちづくりを推進しなければならない。

明石市では、誰もが「出かけることができる」「出かけたくなる」まちを目指し、ユニバーサルデザインの考えに沿って全市域のまちづくりを進めるために、「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画」を策定し、その方針を示しています。

これは、第 17 条に定める「地域生活関連施設の整備等」や第 18 条に定める「移動手段の確保」について具体的な方針や施策を定めるものであり、インクルーシブ社会の実現に大きな影響があるものです。

そこでこの条例では、この計画に従って、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進することを義務付けることで、この計画を重要なものとして位置付ける市の姿勢を示しています。

## ■ ユニバーサルツーリズムの促進

---

第 20 条 市は、障害の有無及び程度、年齢、性別、国籍等にかかわらず、市民及び観光客の誰もが旅行を安心して楽しむことができる環境の整備に努めるとともに、当該旅行の普及促進に努めるものとする。

2 市は、前項の規定による環境整備及び普及促進に当たっては、様々な分野の関係機関と連携するものとする。

ユニバーサルツーリズムとは、障害の有無、年齢、性別、国籍等を問わずすべての人が安心して楽しめる旅行をめざすツーリズムの考えかたです。

明石市においては、「すべての人にやさしいまち・明石」を象徴する施設の一つとして、またユニバーサルツーリズムの拠点として、2020年3月、明石駅前に「あかし案内所」をオープンしました。旅行というと観光客のみがターゲットと捉えられがちですが、市民も含めて明石で時間を過ごすすべての人が、居心地の良さや過ごしやすさを感じられるような取組を実施しています。

この経緯を踏まえて、この条では、明石市が観光、福祉など様々な分野の機関と連携し、「あかし案内所」を拠点として、ユニバーサルツーリズムを進めていくことを規定しています。



## LGBTQ+/SOGIE 施策の取組状況について

### 1 取組の経緯

- 2020 (R2) 年 4月 政策局 SDGs 推進室内に LGBTQ+/SOGIE 施策担当ラインを新設  
 7月 専門相談窓口「明石にじいろ相談」開設  
 10月 研修・出前講座の開始
- 2021 (R3) 年 1月 パートナーシップ・ファミリーシップ制度施行  
 LGBTQ+フレンドリープロジェクトを始動  
 啓発のための「にじいろキャンペーン (第1弾)」を実施 (2月まで)  
 4月 明石市医師会と LGBTQ+/SOGIE に関する連携協定を締結

### 2 取組の基本方針

- (1) 「少数者への支援」ではなく誰もが「自分事」として関わるテーマ  
 本市が進める「すべての人に“やさしい”まちづくり」の一環として、悩みや苦しみを抱える LGBTQ+当事者の方に寄り添った支援を行うことはもとより、市民・事業者・地域団体等、まちづくりに関わる一人ひとりが「自分事」として関わりを持ち、みんなで取組を進める。
- (2) <sup>ソジエ</sup>SOGIEの理解を広め『ありのままがあたりまえ』のまちへ  
 SOGIE (性的指向、性自認、性表現の頭文字を並べた総称) は、誰もが持つ性のあり方をあらわす要素であり、SOGIE に関するテーマについては、すべての人が当事者となります。  
 一人ひとりが SOGIE について考え、その組み合わせの多様性の中で数が少ない人である LGBTQ+ も尊重され、差別されることもない「ありのままがあたりまえ」のまちを目指す取組を進める。

### 3 明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度

互いを人生のパートナー、家族、大切な人として尊重し、継続的に協力し合う関係にあることの届出があったことを証明する「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を令和3年1月に施行しました。

#### (1) 対象者の要件

以下の要件を満たしていれば、届出者の戸籍の性別やSOGIEは問わない。

- ① 成人である
- ② いずれかが市内在住 (又は転入予定)
- ③ 配偶者、届出する相手以外のパートナーがいない
- ④ 双方が近親者でない



#### (2) 届出様式の選択制

届出様式については、効力は同じであるものの名称は異なる6種類の様式から選択可能

※様式の名称 ① パートナーシップ届 / ② ファミリーシップ届 / ③ 結婚届 /  
 ④ 家族届 / ⑤ 事実婚届 / ⑥ ○○届 (自由記載)

#### (3) 届出の状況

11月末時点で18件の届出を受理し、届出受理証明書を交付

#### (4) 届出者の声

届出の手続の際に、話を伺った主な内容は以下のとおりです。

- ・医療機関で家族として対応してもらえるか不安があり、利用することにした。
- ・婚姻すると姓が変わるため、制度を利用することにした。
- ・LGBTQ+/SOGIE 施策に取り組む明石市に住みたいと思い、他市から転入してきた。

#### 4 明石にじいろ相談（専門相談窓口）

##### (1) 相談体制

市の職員が対応し、相談内容に応じた支援や情報提供等を関係機関と連携して行っています。

- ① 電話相談 : 毎週木曜日 12時30分～16時30分 (1回30分程度)
- ② メール相談 : 随時受付
- ③ 来所相談 : 毎月第1・3水曜日 13時00分～15時50分(1回50分)
- ④ こども相談 : 平日 9時00分～17時00分 (18歳までの子を対象)

##### (2) 開設からの相談実績

期間	電話	面接	メール	計
2020年7月～ 2021年11月	159	25	26	210

相談者：本人 135件      相談内容：性別違和・治療について 109件  
本人以外 75件                      性的指向に関すること 43件  
孤独感・話し相手 38件 など

#### 5 学校と連携した取組

子ども達が、自分自身や友達など、一人ひとりのSOGIEを「大切な個性」として尊重し合い、一日の大半を過ごす学校生活が安心して送れるよう、学校と連携した取組を進めています。

##### (1) 関連図書の配付（小・中・特別支援学校、明石商業高校）

教職員に向けて、LGBTQ+当事者の子ども達の悩みの声を知り、大人や先生が「できること」を考えることができる図書を配付しました。また、性のあり方に悩む子には自分らしく生きること、周りの子達には「ありのままを受け入れること」のヒントとなる図書を保健室等に配付しました。

##### (2) こども向けホームページの作成、案内カードの配付（小・中・特別支援学校）

人知れずに一人で悩む児童生徒が正しい情報にアクセスできるよう、こども向けホームページを作成し、QRコードでリンク付けした相談カードを市立の全小・中学生に配付しました。



(案内カード)

##### (3) 教職員研修

専門職員が、学校単位での教職員研修や、教職員が出席する研修会で講義等を実施しています。

【今年度の実施状況（予定を含む）】

- ① 小学校1校、中学校2校で教職員向け研修を実施
- ② 年次研修（新任教職員研修、3年次研修、教職員次世代リーダー研修等）
- ③ 中学校生徒指導担当者会、不登校対策研修会

##### (4) 児童・生徒向け出前講座

外部講師を派遣し、SOGIEを理解することや尊重し合うことのきっかけとなるよう、出前講座を実施しています。

【令和3年度】 小学校 4校、中学校 5校、高校 1校（予定を含む）

#### 6 研修・出前講座

##### (1) 研修内容

SOGIEをすべての人に関わる自分事と考え、LGBTQ+も尊重されるまちの実現に向けた実践行動につながるよう、専門職員が講師として、受講者のニーズに応じた内容で実施しています。

(2) 実施状況（学校関係を含む）

【令和3年度 計49回（予定含む）】

- ① 市職員、市施設スタッフ向け研修
- ② 学校関係（教職員研修、児童生徒向け講座）
- ③ 地域関係（自治会、こども会等、人権教育推進員、民生児童委員等）
- ④ 市民・子ども向け講座 など



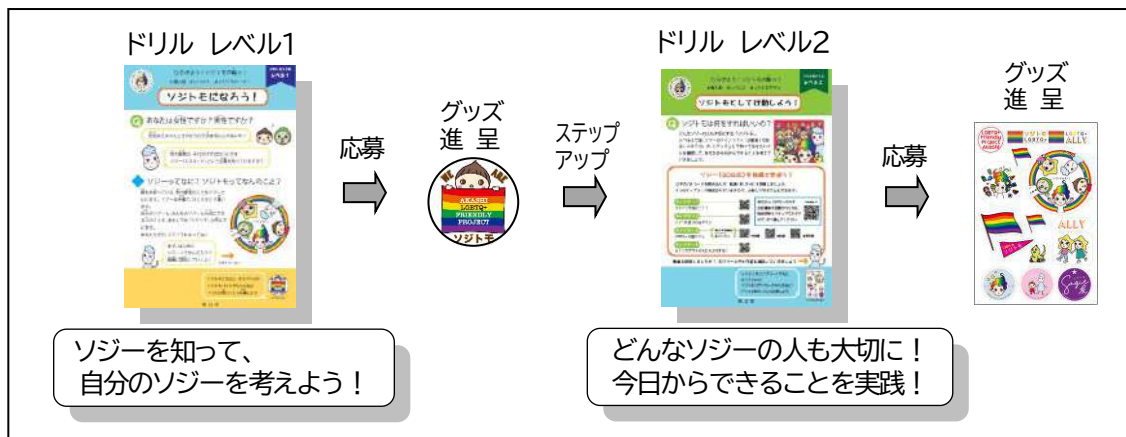
7 啓発の取組

昨年度、市と市民・事業者らが共に取組の機運を高める「LGBTQ+フレンドリープロジェクト」を始動しました。また、性の多様性のシンボルである6色のレインボーを公共施設や店舗等に掲げるなど、啓発キャンペーンを官民連携により実施しました。

今年度は、さらに多くの市民に SOGIE について理解を広め、主体的に関わっていただくための啓発キャンペーン第2弾を11月20日から開始しています（12月27日まで）。

(1) ソジトモの輪

市民が取り掛かりやすく、SOGIE について考えてもらえるよう「ソジトモ（SOGIE 友）」を新たなキーワードに掲げ、「SOGIE について知り、自分の SOGIE を考え、どんな SOGIE の人も大切にできる人」＝「ソジトモ」の輪を広げることがキャンペーン第2弾の柱として展開します。



広報紙（12月1日号）に特集記事を掲載するほか、キャンペーン期間中、JR明石駅コンコース内の「明石ボン太」にたすきを掛け、「ソジトモ」の浸透に向けた周知を図っています。

また、市民図書館、西部図書館、イオン明石において「出張ソジトモ講座」等を実施しました。



(ボン太除幕式)

(2) 市民向けフォーラム

12月2日に「SOGIE から考える性の多様性」をテーマとする「あかしヒューマンフェスタ」を開催しました。民生児童委員、人権教育推進委員、人権啓発員をはじめ地域に理解や取組を進める上でキーパーソンとなる方々に参加いただき、教育関係者には動画を配信しました。

12月18日には、人気 YouTuber を講師に招いたセミナーを開催します。

(3) まちなかレインボー

「ありのままがあたりまえのまちづくり」のシンボルとして、明石駅前広場に面するパピオスあかしの階段を6色のレインボーで装飾しました。



(にじいろ階段)

## 明石市立地適正化計画の策定に向けた取組について

### 1 立地適正化計画の概要

#### (1) 立地適正化計画の策定趣旨

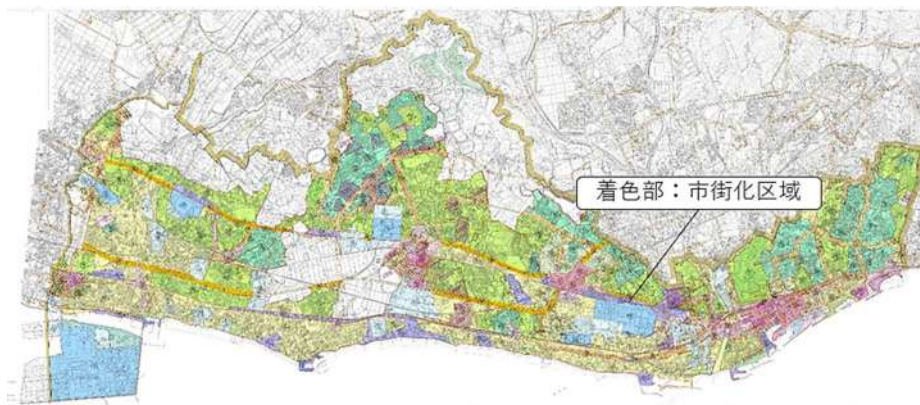
立地適正化計画とは、都市の市民サービスや地域コミュニティが将来にわたって持続的に確保されることを目指し、都市再生特別措置法に基づき自治体が策定するものです。立地適正化計画においては、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加え、市街化区域の中に居住機能を誘導する区域を設定し、その中に医療、福祉、子育て、商業、行政の窓口機能などの都市機能を誘導する区域を設定します。

なお、今後、都市再生整備計画関連事業に対する国の財政支援制度を活用するに当たっては、本計画の策定、公表が要件のひとつとなります。

#### (2) 本市における立地適正化計画の考え方について

本市は大部分が市街化区域であり、人口密度や交通利便性が高く、既に「住みたいまち」としての住宅基盤づくりが進んでいます。このことから、概ね市街化区域全域が居住誘導区域であると考えられ、今後さらに市内全域の均衡ある発展に向けて、市民の利便性、快適性を向上させるため、立地適正化計画に基づき、計画的な居住機能、都市機能の誘導を図ります。

【明石市の都市計画図】



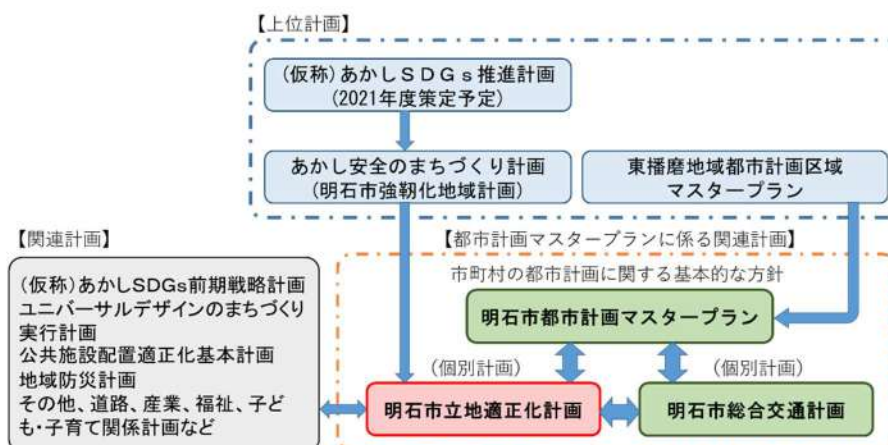
#### (3) 立地適正化計画における主な記載事項

- ・「対象区域」及び「基本的な方針」
- ・「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」
- ・各都市機能誘導区域に立地を誘導すべき「誘導施設」  
(例：図書館、子育て支援施設、福祉施設、医療施設など)
- ・「防災指針」など

#### (4) 立地適正化計画の位置づけ

本市の最上位の行政計画で、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための指針となる「(仮称)あかしSDGs推進計画」をはじめ、「あかし安全のまちづくり計画」「東播磨地域都市計画区域マスタープラン」を上位計画とします。

策定に当たっては、特に関連の深い「明石市都市計画マスタープラン」「明石市総合交通計画」と連携するとともに、その他関連計画とも整合を図ります。



## 2 計画策定の体制について

防災、ユニバーサルデザインのまちづくり、公共施設の再編、公共交通の充実などの様々な関連計画及び関係施策と連携し、整合性、相乗効果などを図るため、庁内関係部署で構成する「明石市立地適正化計画検討会議」を2022年1月に設置し、計画内容を検討します。また、明石市都市計画審議会へ適宜報告し、助言を受けながら策定を進めます。

なお、市民参画については、パブリックコメントや市民説明会などを実施する予定です。

## 3 今後のスケジュールについて

年	月	実施内容
2022年	1月	第1回検討会議【基本的な方針の検討】
	5月	第2回検討会議【具体的な配置の検討】
	7月	第3回検討会議【計画素案の作成】
	8月	都計審報告【計画素案】
	9月	議会報告【計画素案】
	10月	パブリックコメント・市民説明会 都計審報告【パブコメ等を踏まえた計画案の方針】
	11月	第4回検討会議【計画案の作成】
	12月	議会報告【計画案】→ 計画策定
2023年	1月	都計審報告【計画】
	2-3月	計画に基づく各種届出制度の事前周知
	4月	計画に基づく各種届出制度の運用開始

## J T跡地北側土地の取得等について

J T跡地北側と市道大久保 418 号線の間介在する神鋼不動産(株)所有の帯状の土地については、同社との売買契約締結、売買代金支払い、所有権移転登記の手続きが完了し、賃借権確認調停も終了しました。

今後、地域の安全性と利便性の向上を図るため、本年度末までに J T跡地北側に歩道等を整備します。

### 1 土地の取得について

#### (1) 土地の概要

土地の表示：明石市大久保町ゆりのき通 2 丁目 1 番 、面積：479.63 m<sup>2</sup>

(奥行き約 2 メートル、延長約 250 メートルの東西に細長い土地)

※次ページ図面の赤囲み部分

#### (2) これまでの経緯

平成 30 年 5 月より当該土地のうち、認可保育所等用地に隣接する部分を借り受けていましたが、当該土地に係る賃借権の存否に争いが生じたことから、令和元年 11 月、期間の定めのない賃借権を有することの確認を求め民事調停を申し立てました。

裁判所からは本件の根本的解決案として、評価金額 168,140 千円での土地売買が提案され、本市としては本件土地の西側部分が認可保育所 2 園の進入経路として必要であること、また、東側部分についても本件土地の取得により公共公益施設用地が市道に接し、市民の利便性の向上につながることから、裁判所から提示された評価金額をもって相手方と売買契約を締結、本件土地を取得し、その後、本市が申し立てた賃借権確認調停も終了いたしました。

平成 29 年 12 月	J T跡地の取得
平成 30 年 5 月 1 日	土地賃貸借契約の締結（上記土地のうち西側部分の 181.70 m <sup>2</sup> ） （賃貸借期間：平成 30 年 5 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）
平成 31 年 3 月 26 日	土地賃貸借契約の期間延長に関する覚書締結 （延長期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 7 月 31 日）
令和元年 11 月 6 日	神戸簡易裁判所へ賃借権確認調停を申立
令和 3 年 3 月 9 日	裁判所が当事者双方に対し調停委員会解決案を提示
令和 3 年 6 月 29 日	市議会の議決
令和 3 年 7 月 1 日	相手方と土地売買契約を締結
令和 3 年 7 月 9 日	売買代金支払、所有権移転登記申請
令和 3 年 7 月 12 日	所有権移転登記完了
令和 3 年 10 月 19 日	賃借権確認調停終了

## 2 土地の取得に伴う歩道整備について

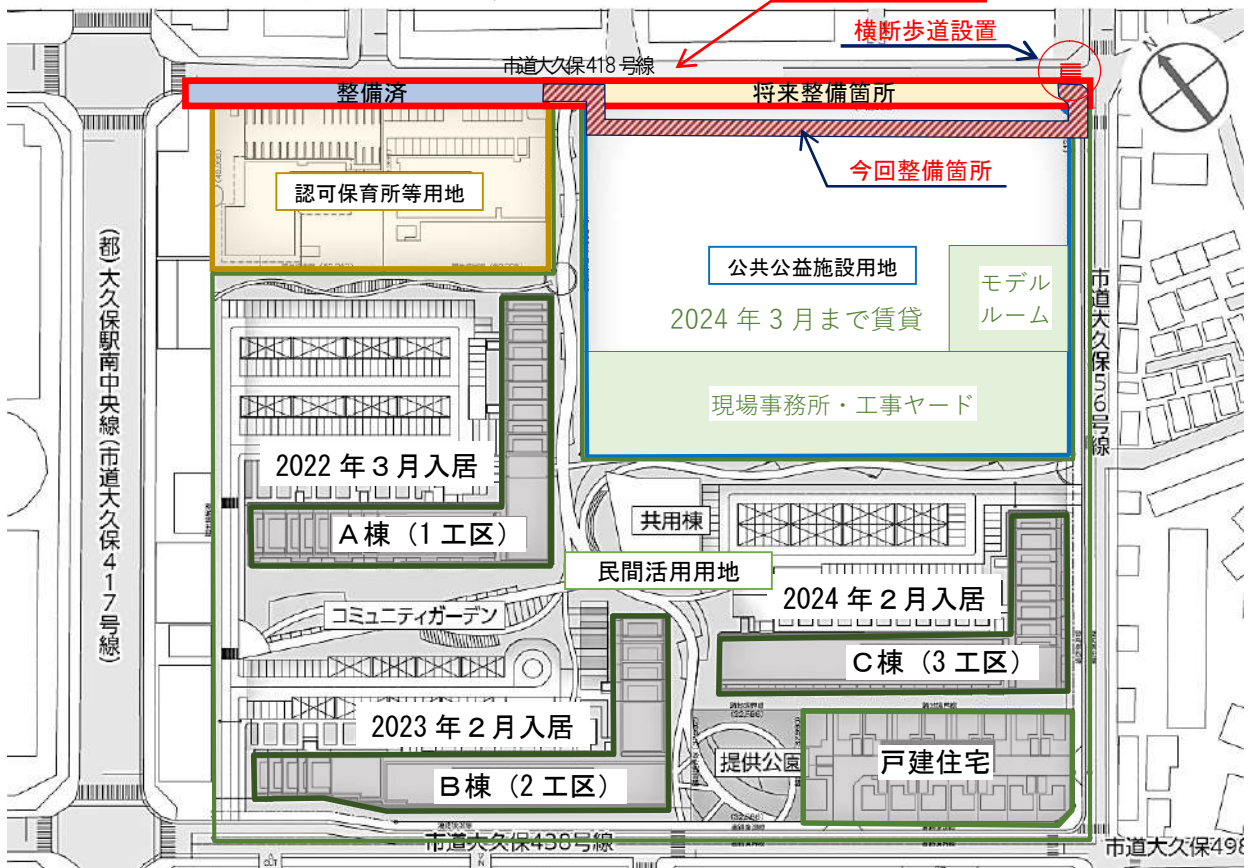
### (1) 概要

J T跡地北側の歩道については、当該地区が明石市景観形成地区に指定されていることから、無電柱化を図りながら公共公益施設と併せて整備する予定ですが、早期に土地取得の効果を発現し、地域の安全性と利便性の向上を図るため、当面の間、取得土地の南側に沿って歩道を整備するとともに、北東の交差点部に横断歩道を新設します。

歩道については、当初、本市が行う予定で本年6月に補正予算 1,000 万円を計上しましたが、関電不動産開発(株)ほか2社との協議により、建設中のマンションからJR大久保駅への南北の通り抜けやモデルルームへの動線確保が出来るようになることから、同社グループの負担により実施することとなりました。

なお、東側交差点の横断歩道設置に伴う歩道の切り下げ等については、本市が実施します。

路線名：市道大久保 418 号線 延長：約 160 m 幅員：歩道 2.5 m  
 内容：歩道整備、横断歩道設置（東側交差点） 赤囲部分：取得用地



### (2) スケジュール

2021年度(R3年度)	12月	1月	2月	3月
工事協定	◆締結			
準備・撤去工	電柱・植栽	柵・万能塀		
構造物設置工		万能塀・柵・排水	照明・附属物	
舗装工				歩道舗装・横断歩道設置

※将来整備箇所については、公共公益施設の整備に合わせて、電線類の地中化を図りながら歩道整備を実施します。

令和3年12月6日

総務常任委員長

灰野 修平 様

総務常任委員

穂原 成人

出雲 晶三

議案第107号 明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する  
条例制定のことに對する修正案について

上記の修正案を明石市議会会議規則第100条の規定により、別紙のとおり提出します。



(別紙)

明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例制定のことに対する  
修正案

明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例の一部を以下のとおり修正する。

修正案	原案
<p><u>(削る)</u></p>          <p><u>(削る)</u></p>          <p>以下略</p>	<p>(支援金の支給)</p> <p><u>第9条 市は、次に掲げる市民に対して、除斥期間(民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)による改正前の民法(明治29年法律第89号)第724条後段の規定をいう。)にかかわらず、300万円の支援金を支給するものとする。</u></p> <p><u>(1) 第2条第2号アからウまでに掲げる者であって、令和3年7月1日からこの条例の施行の日まで引き続き市民であるもの</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる者に準ずる者として、次条第1項に規定する審査会が支援金の支給を必要と認める者</u></p> <p><u>2 前項の規定による支援金の支給は、1人につき1回に限り行うものとする。</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(旧優生保護法被害認定審査会)</p> <p><u>第10条 市は、支援金の支給要件その他必要な事項を審査するため、旧優生保護法被害認定審査会(以下「審査会」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>3 審査会の委員は、旧優生保護法に基づく被害問題に関し、優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>以下略</p>

備考

- 1 修正部分は、下線の部分である。
- 2 修正の欄に「(削る)」とある場合は、原案の欄の修正部分を削る。
- 3 原案の欄に「(新設)」とある場合は、修正の欄の修正部分を加える。

(修正理由)

本修正案は、明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例案に対し、支援金の支給に関する規定を削除するため、条例の一部を修正しようとするものである。

## 議員提出議案第4号関連資料

## 明石市工場立地法地域準則条例(案)の附則別表について

昭和49年の工場立地法改正により、新たに緑地や環境施設の規制が加えられ、同法改正前から立地する工場(昭和49年6月28日以前に設置されている工場、いわゆる既存工場)の多くが、法律施行後に設置される工場(新設工場)と異なり、敷地面積に余裕がなく、緑地及び環境施設の基準を満たすことができていません。

そのため、既存工場については、これらの基準値を満たすまで段階的に、生産施設の増設やスクラップアンドビルド(建替え等)など工場内のレイアウトを見直す際に、生産施設のビルド面積に応じて緑地や環境施設を設置することを義務づけています。

条例案における附則別表の計算式は、新たに設置する生産施設の面積(P)に応じて、設置する緑地面積(G)や環境施設面積(E)が、設置すべき面積を満たしているか、確認するための式となっています。(以下、式の解説・考え方。)

$\frac{P_i}{\gamma_i}$  の意味

「新たに設置する生産施設面積(P)」を「生産施設面積率( $\gamma$ )」で割ることにより、「新たに設置する生産施設が使用するとみなされる敷地面積」を算出しています。

$G_0$  の意味

「法規制前に設置されていた緑地」と「法規制後に法が求める以上に設置した緑地」の合計(法の規制以上に設置している緑地面積)です。なお、今回撤去する緑地がある場合はその面積をマイナスします。

$\frac{G_0}{S}$  の意味

「法の規制以上に設置している緑地面積」の敷地面積に対する割合を示しています。

$0.1 - \frac{G_0}{S}$  の意味

法が求める以上に設置している緑地面積がある場合、その率( $\frac{G_0}{S}$ )を新設工場の緑地面積率である10%からマイナスして、今回設置を義務付ける緑地面積率を算出しています。

$\frac{P_i}{\gamma_i}(0.1 - \frac{G_0}{S})$  の意味

「新たに設置する生産施設が使用しているとみなされる敷地面積」に「今回設置を義務付ける緑地面積率」を掛けて、「新たに設置する生産施設面積に応じて設置を義務付ける緑地面積」を算出しています。

$0.1S - G_1 > 0$  の意味

前回の届出までに設置されている緑地( $G_1$ )が10%以下ということを示しています。

$\frac{P_i}{\gamma_i}(0.1 - \frac{G_0}{S}) > 0.1S - G_1$  の意味

式を変形すると $\frac{P_i}{\gamma_i}(0.1 - \frac{G_0}{S}) + G_1 > 0.1S$ となります。

したがって、「新たに設置する生産施設面積に応じて設置を義務付ける緑地面積( $\frac{P_i}{\gamma_i}(0.1 - \frac{G_0}{S})$ )」と「前回の届出までに設置している緑地( $G_1$ )」を合計した緑地が、敷地面積の10%を超えることを示しています。

$G \geq 0.1S - G_1$  の意味

式を変形すると $G + G_1 \geq 0.1S$ となります。

したがって、「今回設置する緑地( $G$ )」と「前回の届出までに設置している緑地( $G_1$ )」を合計した緑地面積が10%以上であれば、それ以上に緑地を造る必要はないことを示しています。

$0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$  の意味

前回の届出までに設置されている緑地( $G_1$ )が10%以上なので、今回は緑地を造る義務がないこと( $G \geq 0$ )を示しています。

$E/E_0/E_1$ の環境施設面積に係る計算式についても、上記の解説をご参考ください。

☆ 既存工場に適用される準則の考え方

【特定工場(既存工場)の概要】

名称：A社

設置場所：明石市〇〇町〇〇番地（準工業地域）

業種：非鉄金属製造業・生産施設面積率65%( $\gamma=0.65$ )

操業開始：昭和45年6月7日

敷地面積(S)：10,000 $\text{m}^2$

生産施設面積(P)：5,000 $\text{m}^2$

緑地面積( $G_0$ )：100 $\text{m}^2$

環境施設面積( $E_0$ )：150 $\text{m}^2$

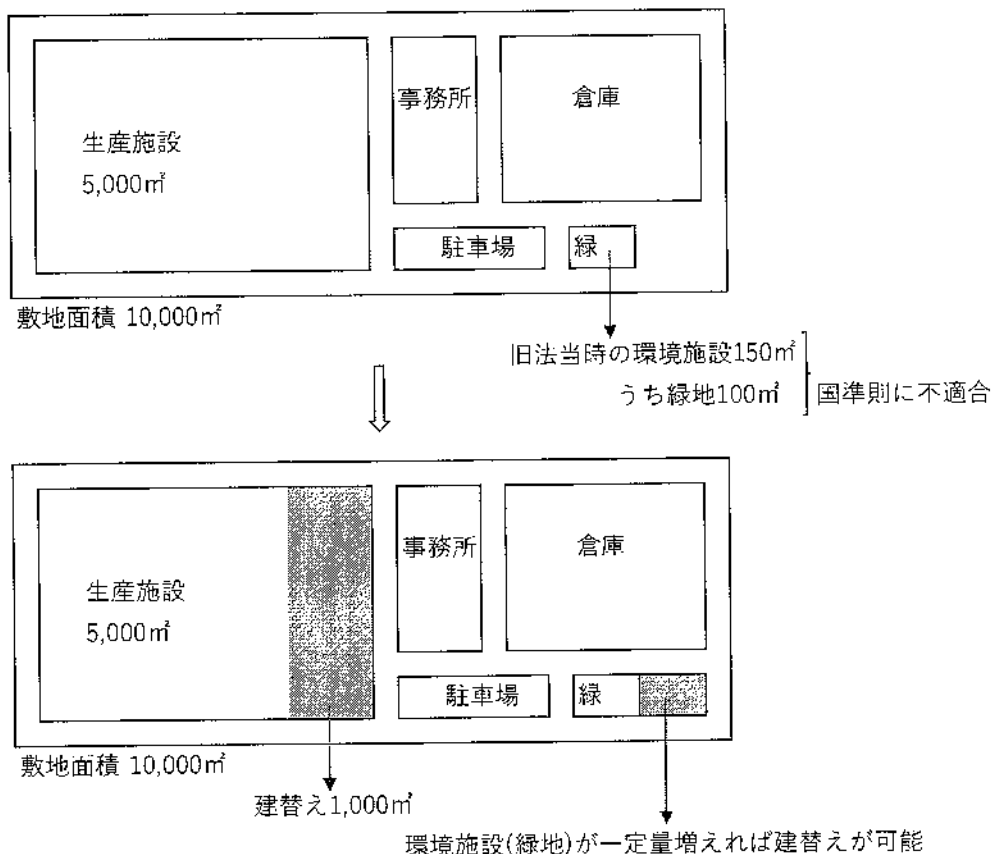
【変更届出内容】

届出日：令和3年2月1日(計算例1) 又は 令和4年3月2日(計算例2)

生産施設：1,000 $\text{m}^2$ 建替え

緑地：200 $\text{m}^2$ 増設

緑地以外の環境施設面積：50 $\text{m}^2$ 増設



○ 市条例制定前後の緑地の面積と環境施設的面積の考え方

生産施設的面積の敷地面積に対する割合(生産施設面積率)は、製造業等の業種の区分に応じて上限があります。(国の準則で規定)

< 計算例1(市条例制定前) >

・設置すべき緑地の面積(G)は次の不等式を満たすことが必要

$$G \geq \frac{P_i}{\gamma_j} (0.2 - \frac{G_0}{S}) = 1000/0.65 (0.2 - (100/10000))$$

$$200 \geq 293 \Rightarrow \underline{\text{国の準則に適合しないため建替えできない}}$$

・設置すべき環境施設的面積(E)は次の不等式を満たすことが必要

$$E \geq \frac{P_i}{\gamma_j} (0.25 - \frac{E_0}{S}) = 1000/0.65 (0.25 - (150/10000))$$

$$250 \geq 362 \Rightarrow \underline{\text{国の準則に適合しないため建替えできない}}$$

< 計算例2(市条例制定後) >

・設置すべき緑地の面積(G)は次の不等式を満たすことが必要

$$G \geq \frac{P_i}{\gamma_j} (0.1 - \frac{G_0}{S}) = 1000/0.65 (0.1 - (100/10000))$$

$$200 \geq 139 \Rightarrow \underline{\text{市の準則に適合}}$$

200 - 139 = 61㎡は次に生産施設の増設や建替え等を行う時のG<sub>0</sub>へ算入する

$$\text{次回} G_0 = 100 + 61 = 161$$

・設置すべき環境施設的面積(E)は次の不等式を満たすことが必要

$$E \geq \frac{P_i}{\gamma_j} (0.15 - \frac{E_0}{S}) = 1000/0.65 (0.15 - (150/10000))$$

$$250 \geq 208 \Rightarrow \underline{\text{市の準則に適合}}$$

250 - 208 = 42㎡は次に生産施設の増設や建替え等を行う時のE<sub>0</sub>へ算入する

$$\text{次回} E_0 = 150 + 42 = 192$$

## 工場立地法 条例施行後の試算

### 【特定工場について】

設立 昭和 49 年 6 月 28 日以前（既存不適格）  
 敷地 34,086 m<sup>2</sup>  
 生産施設 10,997 m<sup>2</sup> (32.2%)  
 緑地 2,258 m<sup>2</sup> (6.6%)  
 環境施設 2,690 m<sup>2</sup> (7.8%)  
 用途地域 工業地域

### 【業種について】

既存業種 A ( $\gamma = 0.65$ ,  $\alpha = 1.2$ )  
 新規業種 B ( $\gamma = 0.45$ ,  $\alpha = 1.3$ )

### 【試算内容について】

生産施設のスクラップ&ビルド（+100 m<sup>2</sup>、-100 m<sup>2</sup>）を届出する場合に、何 m<sup>2</sup>の緑地等の整備が必要なのかを試算する。

### 【整備が必要となる緑地等について】

#### < 1 単業種の場合 >

スクラップした跡地（100 m<sup>2</sup>）に生産施設（既存業種=100 m<sup>2</sup>）を整備するためには、以下の整備が必要である。

	緑地	環境施設（緑地を含む）
条例施行前 (緑 20%、環 25%)	24 m <sup>2</sup> 以上	32 m <sup>2</sup> 以上
条例施行後 (緑 5%、環 10%)	0 m <sup>2</sup> (※1)	8 m <sup>2</sup> 以上

※1 緑地率を満たすため、整備の必要なし

#### < 2 兼業の場合 >

スクラップした跡地（100 m<sup>2</sup>）に生産施設（既存業種 A=50 m<sup>2</sup>、新規業種 B=50 m<sup>2</sup>）を整備するためには、以下の整備が必要である。

	緑地	環境施設（緑地を含む）
条例施行前 (緑 20%、環 25%)	30 m <sup>2</sup> 以上	39 m <sup>2</sup> 以上
条例施行後 (緑 5%、環 10%)	0 m <sup>2</sup> (※1)	10 m <sup>2</sup> 以上

※2 従前は単業種であったが、新規事業の開始により兼業となる。

新規事業 B が A よりも環境負荷の高い業種（ $\gamma = 0.45$  未満）であるため、単業の場合に比較して多くの緑地を整備する必要がある。

※第7回届出で、生産施設のスクラップ&ビルドを届出(+100㎡、-100㎡)

※緑地・環境施設の整備は、基準を満たす最小限の面積を整備する予定(仮に+G㎡、+E㎡とする)

変更の経過及び準則計算の数値表

届 出 根 拠		第 8 条 第 1 項		
届 出 順		第6回	第7回	
受 理 番 号		第〇〇号		
受 理 年 月 日		平成〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	
敷 地 面 積		S	34,086	34,086
生産施設	a 昭和49年6月28日現在の設置済(中)の生産施設面積	P0	11,847	11,847
	b 増加生産施設面積(スクラップアンドビルドのビルド分含む)	P	0	100
	c 減少生産施設面積(スクラップアンドビルドのスクラップ分含む)		375	-100
	昭和49年6月29日以降の増減生産施設面積合計(但し今回変更分のbを除く)	P1	-850	-950
緑地	a 昭和49年6月28日現在の設置済(中)の緑地面積		1,167	1,167
	b 設置する緑地		517	G
	c 撤去する緑地		356	0
	d b - c	G	161	G
	e dのうち最低限設置が必要な緑地		0	G
	f d-e及び生産施設と関係なく設置する緑地		161	0
	g a + (前回までの f の合計) - c	G0	1,002	1,519
環境施設	a 昭和49年6月28日現在の設置済(中)の環境施設面積		1,593	1,593
	b 設置する環境施設		432	E
	c 撤去する環境施設		426	0
	d b - c	E	6	E
	e dのうち最低限設置が必要な環境施設		0	E
	f d-e及び生産施設と関係なく設置する環境施設		6	0
g a + (前回までの f の合計) - c	E0	1,189	1,621	
変 更 事 項				



## 工場立地法 準則計算

届出者 ○○工業(株) 明石工場

内容 生産施設のスクラップ&ビルド(+100㎡、-100㎡)の届出

基準 条例施行前(緑地20%、環境25%)

### 敷地・緑地・環境施設 (備考)

S	敷地面積(㎡)	34,086	
P	今回設置する生産施設(㎡)	100	
G	今回設置する緑地(㎡)	24	
Go(=g)	緑地面積(㎡)	1,519	g=S49年以前の緑地 ± 前回までの増減 - 今回撤去分
E	今回設置する環境施設(㎡)	32	
Eo(=g)	環境施設面積(㎡)	1,621	g=S49年以前の環境施設 ± 前回までの増減 - 今回撤去分

### 生産施設 (備考)

No	中分類業種名	1	2	3	4	
	細分類番号	タイヤ・チューブ				
		1921他				
γ	生産施設面積率	0.65	1	1	1	
α	敷地換算係数	1.2	1	1	1	
Pi	S49年6月以降に建設(㎡)	-850	0	0	0	今回の増減を含む
Poi	S49年6月時点で建設済(㎡)	11,847	0	0	0	
Pj	今回の増加分(㎡)	100	0	0	0	G・Eの計算用(生産施設の計算には用いない)

\* P<sub>o</sub>(=a)、P<sub>i</sub>(=d)、E<sub>o</sub>(=g)、G<sub>o</sub>(=g)の数値は、準則計算の数値表より

\* G、Eには、今回届出のあった緑地・環境施設の純増分を入力する(+200、-150ならば、G=50 となる)

\* γ、αは、兼業の既存工場の準則計算表より

\* P<sub>j</sub>は、今回届出の生産施設増加面積(減少面積があっても計算には含めない、+200、-150ならば、P<sub>i</sub>=200 となる)

- 1 生産施設の面積  $\Sigma(P_i / \gamma_i) \leq S - \Sigma(P_{oi} / \gamma_i \alpha_i)$   
 左辺 =  $-850 / 0.65 = -1,307.69$   
 右辺 =  $34086 - \{11847 / (0.65 * 1.2)\} = 18,897.54$
  
- 2 緑地の面積  $G \geq \Sigma(P_j / \gamma_j) * (0.2 - G_0 / S)$   
 左辺 = G = 24  
 右辺 =  $(100 / 0.65) * (0.2 - 1519 / 34086) = 23.91$
  
- 3 環境施設の面積  $E \geq \Sigma(P_j / \gamma_j) * (0.25 - E_0 / S)$   
 左辺 = E = 32  
 右辺 =  $(100 / 0.65) * (0.25 - 1621 / 34086) = 31.15$

## 工場立地法 準則計算

届出者 ○○工業(株) 明石工場  
 内容 生産施設のスクラップ&ビルド(+100㎡、-100㎡)の届出  
 基準 条例施行後(緑地5%、環境10%)

### 敷地・緑地・環境施設 (備考)

S	敷地面積(㎡)	34,086	
P	今回設置する生産施設(㎡)	100	
G	今回設置する緑地(㎡)	1	※計算上は面積発生するが、緑地率を満たしているため増設の必要ない
Go(=g)	緑地面積(㎡)	1,519	g=S49年以前の緑地 ± 前回までの増減 - 今回撤去分
E	今回設置する環境施設(㎡)	9	
Eo(=g)	環境施設面積(㎡)	1,621	g=S49年以前の環境施設 ± 前回までの増減 - 今回撤去分

### 生産施設

No		1	2	3	4	(備考)
中分類業種名		タイヤ・チューブ				
細分類番号		1921他				
γ	生産施設面積率	0.65	1	1	1	
α	敷地換算係数	1.2	1	1	1	
Pi	S49年6月以降に建設(㎡)	-850	0	0	0	今回の増減を含む
Poi	S49年6月時点で建設済(㎡)	11,847	0	0	0	
Pj	今回の増加分(㎡)	100	0	0	0	G・Eの計算用(生産施設の計算には用いない)

- \* Pj(=a)、Pi(=d)、Eo(=g)、Go(=g)の数值は、準則計算の数值表より
- \* G、Eには、今回届出のあった緑地・環境施設の純増分を入力する(+200、-150ならば、G=50 となる)
- \* γ、αは、兼業の既存工場の準則計算表より
- \* Pjは、今回届出の生産施設増加面積(減少面積があっても計算には含めない、+200、-150ならば、Pj=200 となる)

1 生産施設の面積  $\Sigma(Pi/\gamma_i) \leq S - \Sigma(Poi/\gamma_i\alpha_i)$

左辺 =  $-850/0.65$  = -1,307.69

右辺 =  $34086 - \{11847 / (0.65 * 1.2)\}$  = 18,897.54

2 緑地の面積  $G \geq \Sigma(Pj/\gamma_j) * (0.05 - GO/S)$

左辺 = G = 1

右辺 =  $(100/0.65) * (0.05 - 1519/34086)$  = 0.84

3 環境施設の面積  $E \geq \Sigma(Pj/\gamma_j) * (0.1 - EO/S)$

左辺 = E = 9

右辺 =  $(100/0.65) * (0.1 - 1621/34086)$  = 8.07

**工場立地法 準則計算**

届出者 ○○工業(株) 明石工場

内容 生産施設のスクラップ&ビルド(+100㎡、-100㎡)の届出 ※ビルド面積の内50㎡は新規事業のための施設

基準 条例施行前(緑地20%、環境25%)

**敷地・緑地・環境施設** (備考)

S	敷地面積(㎡)	34,086	
P	今回設置する生産施設(㎡)	100	
G	今回設置する緑地(㎡)	30	
Go(=g)	緑地面積(㎡)	1,519	g=S49年以前の緑地 ± 前回までの増減 - 今回撤去分
E	今回設置する環境施設(㎡)	39	
Eo(=g)	環境施設面積(㎡)	1,621	g=S49年以前の環境施設 ± 前回までの増減 - 今回撤去分

**生産施設**

No		1	2	3	4	(備考)
	中分類業種名	ゴム・プラスチック	ガラス			
	細分類番号	1921他	2112他			
γ	生産施設面積率	0.65	0.45	1	1	
α	敷地換算係数	1.2	1.3	1	1	
Pi	S49年6月以降に建設(㎡)	-900	50	0	0	今回の増減を含む
Poi	S49年6月時点で建設済(㎡)	11,847	0	0	0	
Pj	今回の増加分(㎡)	50	50	0	0	G・Eの計算用(生産施設の計算には用いない)

\* Po(=a)、Pi(=d)、Eo(=g)、Go(=g)の数値は、準則計算の数値表より

\* G、Eには、今回届出のあった緑地・環境施設の純増分を入力する(+200、-150ならば、G=50 となる)

\* γ、αは、兼業の既存工場の準則計算表より

\* Pjは、今回届出の生産施設増加面積(減少面積があっても計算には含まない、+200、-150ならば、Pi=200 となる)

1 生産施設の面積  $\Sigma(Pi/\gamma_i) \leq S - \Sigma(Poi/\gamma_i\alpha_i)$

左辺 =  $-900/0.65 + 50/0.45 = -1,273.50$

右辺 =  $34086 - \{11847/(0.65*1.2)\} - \{0/(0.65*1.3)\} = 18,897.54$

2 緑地の面積  $G \geq \Sigma(Pj/\gamma_j)*(0.05-GO/S)$

左辺 = G = 30

右辺 =  $(50/0.65) * (0.2-1519/34086) + (50/0.45) * (0.2-1519/34086) = 29.23$

3 環境施設の面積  $E \geq \Sigma(Pj/\gamma_j)*(0.1-E0/S)$

左辺 = E = 39

右辺 =  $(50/0.65) * (0.25-1621/34086) + (50/0.45) * (0.25-1621/34086) = 38.07$

## 工場立地法 準則計算

届出者 ○○工業(株) 明石工場

内容 生産施設のスクラップ&ビルド(+100㎡、-100㎡)の届出 ※ビルド面積の内50㎡は新規事業のための施設

基準 条例施行後(緑地5%、環境10%)

### 敷地・緑地・環境施設

(備考)

S	敷地面積(㎡)	34,086	
P	今回設置する生産施設(㎡)	100	
G	今回設置する緑地(㎡)	2	※計算上は面積発生するが、緑地率を満たしているため増設の必要ない
Go(=g)	緑地面積(㎡)	1,519	g=S49年以前の緑地 ± 前回までの増減 - 今回撤去分
E	今回設置する環境施設(㎡)	10	
Eo(=g)	環境施設面積(㎡)	1,621	g=S49年以前の環境施設 ± 前回までの増減 - 今回撤去分

### 生産施設

No		1	2	3	4	(備考)
中分類業種名		ゴム・プラスチック	ガラス			
細分類番号		1921他	2112他			
γ	生産施設面積率	0.65	0.45	1	1	
α	敷地換算係数	1.2	1.3	1	1	
Pi	S49年6月以降に建設(㎡)	-900	50	0	0	今回の増減を含む
Poi	S49年6月時点で建設済(㎡)	11,847	0	0	0	
Pj	今回の増加分(㎡)	50	50	0	0	G・Eの計算用(生産施設の計算には用いない)

\* Po(=a)、Pi(=d)、Eo(=g)、Go(=g)の数値は、準則計算の数値表より

\* G、Eには、今回届出のあった緑地・環境施設の純増分を入力する(+200、-150ならば、G=50 となる)

\* γ、αは、兼業の既存工場の準則計算表より

\* Pjは、今回届出の生産施設増加面積(減少面積があっても計算には含めない、+200、-150ならば、Pj=200 となる)

1 生産施設の面積  $\Sigma(Pi/\gamma_i) \leq S - \Sigma(Poi/\gamma_i\alpha_i)$

左辺 =  $-900/0.65 + 50/0.45 = -1,273.50$

右辺 =  $34086 - \{11847/(0.65*1.2)\} - \{0/(0.65*1.3)\} = 18,897.54$

2 緑地の面積  $G \geq \Sigma(Pj/\gamma_j)*(0.05-GO/S)$

左辺 = G = 2

右辺 =  $(50/0.65) * (0.05-1519/34086) + (50/0.45) * (0.05-1519/34086) = 1.02$

3 環境施設の面積  $E \geq \Sigma(Pj/\gamma_j)*(0.1-E0/S)$

左辺 = E = 10

右辺 =  $(50/0.65) * (0.1-1621/34086) + (50/0.45) * (0.1-1621/34086) = 9.86$